

各宗の機関誌における

仏骨奉迎の記事について

——天台宗・真言宗（古義、新義）・浄土宗・日蓮宗——

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書を見ると、失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のとした

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では天台宗、真言宗（古義、新義）、浄土宗、日蓮宗の機関誌をとりあげてみる。

天台宗の機関誌は天台宗務庁文書課より発行された「四明餘霞」である。明治三十三年三月二十四日発行の第一四七号に雪巖学士の「釈尊遺骨発見に就て全国僧侶に勸む」が掲載されて以来、同三十八年十二月二十日発行の第二二八号に「本願寺は貳万円を日暹寺に寄附するに至らん」がある。

古義真言宗の機関誌は伝燈会（京都市下京区八條町第一番戸）より発行された「伝燈」である。明治三十三年三月二十八日発行の第二一〇号に「仏骨頒賜に就て暹羅駐在公使の書面」が掲載されて以来、同三十六年六月十三日の第二八七号に「覚王殿敷地問題彙報」があり、覚王殿の敷地争いを報告している。「伝燈」は第二八七号で廃刊されたが、その後は「六大新報」（京都三哲通大宮東入第一番戸 六大新報社発行）が機関誌となり、仏骨に関しては「雑報」に報告されている。

新義真言宗は、明治二十二年七月に布教と興学の振興のために組織された振教会（東京小石川区大塚坂下町）より「密厳教報」を機関誌として発行した。仏骨に関しては、明治三十三年三月十二日発行の第二五一号に「大聖釈迦の遺骨及び遺物の発見」が掲載されて以来、八月十二日の第二六一号の「暹羅なる日本寺の創立」で、曹洞宗の僧侶遠藤龍眠が盤谷府に護暹山日本寺の創立を発表している。しかし、九月十二日発行の第二六二号で「密厳教

報」は廃刊された。そのため真言宗豊山派では、「加持世界」を機関誌として加持世界社（東京府北豊島郡高田村二百九番地）より発行した。明治三十三年十月十日発行の第一号には、「大菩提会」が掲載されている。しかし、同三十七年以後の仏骨に関する記事は日露戦争のためほとんどなく、「戦時だより」が多くみえる。

一方、真言宗智山派は、機関誌として明治三十四年三月二十一日に「智嶺新報」第一号を智嶺新報社（東京市芝区愛宕町一丁目四番地）より発行した。第二号（四月二十一日発行）に「拝瞻会」が掲載されて以来、第三十一号（明治三十六年九月二十一日発行）で「覚王殿と同盟宗派会」が発表されている。

浄土宗の機関誌「浄土教報」は浄土教報社（東京小石川表町百五番地）より発行されており、明治三十三年三月十五日発行の第三九〇号に稲垣満次郎の書面である「仏骨の発見」が掲載されて以来、同三十七年十二月十一日発行の第六二一号で「妙心寺事件の予審決定」までが教界近況として報告されている。

日蓮宗の「日宗新報」は日宗新報社（東京府荏原郡池上村大字下池上十六番地）より発行されたもので、明治三十三年三月二十八日発行の第七三六号に「仏舎利の奉安所に就て」が掲載されて以来、同三十七年二月一日の第八七六号に大石養淳の「仏骨奉置所覚王山日暹寺同盟住職ニ就テ」が掲載されている。

なお、翻刻にあたり、仮名遣いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。また、

明らかな誤植は訂正した。

〔天台宗〕「四明餘霞」

釈尊遺骨発見に就て全国僧侶に勧む（明治33年3月24日 第一

四七号）

雪 巖 学 士

今回釈尊遺骨発見に於て吾が見る所にては、僧侶は必ず仏骨奉迎委員を派遣せざる可らず。仏骨が仏教に何等の価値あるやは姑らく措き、其の分与が日本公使の尽力に依れりといひ、暹羅国王の特志に依れりといふのみにて、冷々看過すべきに非ざるを知る。

公使の願求して得たる所、国民に於て多少注意を表するは順序の然るべきもの、稲垣某一個人の事とするは太だ陋且つ国王新たに仏骨を得、之を各仏教国に頒つは、教界の慶事とすべく、緬甸錫蘭の仏徒既に奉迎式を挙げ日本の僧侶の之に増して奉迎式を挙げべきは、数の免れざる所ならん。我が日本の僧侶は仏教を念とすると共に、又た国家を念とすべく、随ひて教義に関して種種の議論有とも、少くも国交際よりして奉迎式を行はんことを欲すべし。十三宗の協同は容易ならぬと、日本の仏教を表示する丈の奉迎委員を選出するは決して難からじ、費用とて東本願寺の宗教案反対に費しし総額の幾分に過ぎざるべし。財ある宗派が財を恃みて他を侮ること無く、財ある宗派が財なきに僻みて他を誣ること無く、財あるは財を給し、人あるは人を給し、和楽の間に事を運ばんこと最も望ましく、多くも掛らぬ費用の負担に就き紛々

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

擾々甲撃ち乙排するは、時に或國家の体面に関する莫しとせず、高僧善知識特に此に勞するの必要あり。たゞ僧侶の慣習として口を奉迎に籍り頻りに布施に募りて己れの腹を肥すが如きある、則ち大に非、檀徒に於て亦た斯る欺瞞に罹らざらんやう用意せざる能はず仏骨奉迎委員の派遣すべきや則ち然り、而も又た其の外に聖物審査委員を派遣せざるべからず。嚴密に言へば奉迎委員に先だちて審査委員を派遣すべき筈なるも、かくては暹羅国王の賜与に對し聊か穩かならざるの嫌あるが故に、国王の希望のまゝ奉迎委員を遣はし、此と同時に審査委員を印度に遣はすべし。我國芸術盛んならざるも、濫りに外国人の意見を信せざるべからざる程にもあらず、今回の仏骨は昔日の仏骨と違ひ頗ぶる確かなるに似たれど、外国にも種々の人物あり、偽物贗物を製作する者少からず、ウエルヘルムテルの弓は依藤太の弓より怪しきに、麗々と博物館に飾らるゝ世の中、歌洲とて油断も透も有つたものにあらず、尤も今回の事は正確に調査せられたるに相違なければども、ペップ氏が発見せしといふは其所有地内の事にして邪推せば随分邪推するを得ん。歐人は仏骨を有り難く思はずして、発見ありたりて之が真偽を決定するに熱心ならず、大抵に纏りたる説ならば其の儘に為し置くべし。さればとて茲にペップ氏及びホイー氏は疑はんことには非ず、たゞ毫末疑ふ可らずとするも、他教の者は兎に角、仏徒に在りては此の二人の保證のみにて安心するは、輕卒に失する莫からず。暹羅、緬甸、錫蘭は外国人の意見を信ずる外なからんも、我が日本の學術は此の若き者と日を同くして語り

難たし。此等の人民の黙々として聽従する所、我に於て審査委員を派し特に審査に従事せしむるは、啻に我國の体面を重んずる所のみならず、些事といへども、又た東洋の爲めに侮を禦ぐの一端なり。我國決して審査に適當なる人を缺かず、例せば坪井正五郎氏の若きに囑託するを得、亦た可ならずや。氏にして応せずんば尚ほ他に人あるべし。発見人は信用すべきとも、一応我より審査委員を派し、之を立合はしむるは事の當を得る者なり。要するに僧侶は暹羅国王の仏骨分与に接し、仏骨奉迎委員を派遣し、同時に聖物審査委員を派遣すべし。其の數に至りては、奉迎委員は多々益々弁じ、審査委員は二三人にて足らん。

●妙心寺に於ける各宗委員会〔明治33年3月24日 第一四七号〕

各宗派委員会は去三日より京都妙心寺中龍泉庵に開きしに、出席者は廿九名にして午前は種々協議ありて本議開会に到らず。午後二時に到りて本議を開たり。此日番外として七宗委員の出席せるは蘭光轍（天台宗）田村豊亮（日蓮宗）和田円什（大谷派）前田誠節（臨濟宗）土宜法龍（真言宗）等にて議長を選挙せしに、日野法雷師議長に、藤貫宗師副議長に當選し、夫より土宜委員より去月妙心寺会議後、東京に於ける運動の模様を詳細に報告し、宗教法案否決に尽力せし三浦子爵へ岩村日轟師（日蓮宗管長）謝辞を述べ、貴族院議員百廿一名へは田村豊亮師（日蓮宗委員）巡訪シテ謝辞を述べたる次第を報告し、夫より総代七管長の内本派本願寺管長は既に提携を断ちたることなれば、総代管長をも辞すべ

き旨申達ありたれば、以来は六宗管長にて諸事を処弁せざるべからざることなりたる事。又各宗委員協議の爲め宗議所を常設する事は未だ其運に至らず、然に日一日必要に迫りあれば是非共設立を冀望す事、又近頃政府の意向は宗派の合同を成可為さしめずして四分五裂の姿に分れ／＼となるを望み居れる様子ありされば、各宗派大に猛省して分離などせざることに確盟をなさざるべからず。此点に於ては特に注意を望む事を述べ、夫れより今回宗教法案に対して、先づ一段落を見るに到りしを以て、総代管長は其総代の責を辞退の申立あり。次で六宗委員も同様辞退を申出たりと報告し、是に於て大谷派の松岡委員は宗教法案に対する運動に付て始終一貫せんことを委托したるものなれば、今日一段とは申し難し。依て是は是非第十五議會まで継続あらんことを望みしに、同意者多数ありしも確定に至らず。夫より休憩更に再び開議、昨年六月より本年二月に至る九ヶ月間諸費収支決算の報告を為さんと議長宣告せしは、仏光寺派の有馬、大谷派の土屋二師、報告に先ち議長指名五名の委員にて決算を調査するの動議を提出し、賛成者多数にて之に決し、夫より有馬師外四名より左の建議案を出せりと。

一 宗教法案に關し将来の方針を確定する爲め、更に各宗派管長會議を開設する事

附各宗派管長會議開設の時期は総代各宗管長に一任する事

● 積尊遺骨の発見 (明治33年3月24日 第一四七号)

積尊降誕の地カピラヴツを距る數哩、ピブラハワニ地主ペツペ氏なるものあり。數年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を發掘せば何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之れが發掘に従事せんか。ペツペ氏の熱心遂に空しからず。地下二十呎にして仏教史に一新時期を画すべき一大発見を為すに至り。又其發掘せし品々は(一)石櫃一個(二)水晶及蠟石瓶二個、中一個は記銘あり(三)遺骨及灰(四)塗灰及木皿破片(五)寶石其他裝飾物の多量等にして、ペツペ氏は直に之をばチノ収税官ラマサンカー氏ペツペ氏の書を領するや、氏は更に熱心なる仏教學者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物なるは積尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明かにせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日發兌 pioneer 博士ホエイ氏の論文あり。又ロイヤル、アチアチック、ソサイチーの報告にペツペ氏の聖物発見に関する記事あり。就て見らるべし、ペツペ氏は斯く聖骨を一己の私宝と為すを惜み、悉く之を英政府に奉納し、其他印度緬甸暹羅錫蘭等世界の仏教徒に分与せんことを欲し、今回稲垣公使は之を暹羅皇帝に奏聞し、本邦仏教徒にも其一部を分与されんことを懇請せられしが、同帝は大に喜で之を許されたりと。今稲垣公使より我日本仏教各宗管長宛に左の書簡を贈られりたり。時觀欄を參觀せらるべし。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に互りて尚數億萬の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乘すべきあり。此等南北両仏教の一致を計り、數億萬の信徒を凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく、仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を發輝すべし。仏教徒の天職亦実之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にして世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして諸氏等先達の責任亦是にあることと信候。而かして小生は、今諸氏と共に仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ピルハラに於てペツペ氏の発見したる積尊の遺骨及遺灰其他の遺物をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各佛教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下亦右聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候仰も、聖遺物なるもの、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加るかは今更呶々を要せざる處

に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨ」に於ける黄金龕中基督磔刑の古釘が常に善男善女をして随喜の涙を墮さしむるが如き、或はクリミヤの大戦亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し、或は独帝ゼルサレムに巡し拝ひしが如き、所謂聖地聖物なるもの、如き欧米基督教の国民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。今回の事実には仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り以て、世界仏教徒の惰眠に鞭ち仏界一振の盛挙に出てられんこと熱望に不堪候。

當国王陛下が我国仏教界に対し聖物御贈との聖旨に出てられたること、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我国よりの派遣委員に対しては謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是れ亦外務大臣の通知に接し申候、但し陛下の聖旨特に之を或一宗派に贈るにあらずして、我国仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より可成高德博学にして英語を能くする仁数名を委員に御撰ひ相成至急御派遣相成度候。 敬具

明治三十二年二月 日

右暹羅國盤谷府日本帝國公使館

稲垣満次郎

天台宗管長殿宛

仏骨奉迎使の渡暹 (明治33年5月24日 第一四九号)

仏骨奉迎の件に付、客月京都妙心寺内各宗協会に於ては、別項に録する如く決議されたるは、吾曹の深く諸士に対し鳴謝する所なり。今回仏骨奉迎に關し、或る無責任の論者も種々の論鼓を鳴らして非難攻撃を加ふるもの少からざれども、兎に角今回の出来事は日本公使の尽力に依れりと云ひ、暹羅国王の特志に依れりと云ふのみにても、冷々看過に附すべからざるを知るに足る。宜しく礼を以て之を奉迎し供養するは、是所謂日本仏教徒が二千有余年來仏陀の洪恩に報謝するの追思孝順の一端なり。今回各宗の推薦に依り奉迎正使大谷光演其他数名の諸士は、本月下旬を以て発途に上らんとす。吾曹は茲に諸士の無事帰朝せられんことを祈る、次に

仏骨奉安の場所

に就ても種々論するものありて、未だ確定したる場所なしと雖も、先づ仏骨の神聖を保ち、且亦各宗派に涉りて縁故の深き、殊に各宗祖師出身の淵源たる比叡の靈山に安置し奉るは、最も適當ならんと云ふは、今日社会の輿望なりと云ふ。果たして輿論の問ふ処何れに帰するか、且らく記し得て其佳報を俟たん。今京都市長内貴氏の談話として世に発表せる処を聞くに、曰く、仏骨は靈骨なり宜く之を靈地に埋葬せざるべからず。今全国に於て最も深く且遠く仏祖に縁故ある靈地と云へば、比叡山又は高野山なるが、野山は叡山に比し稍々僻在し、単に真言宗一派のみの靈地なれば、余が公平の考へには叡山を以て最も適當とす。其歴史に富

み各宗中最も古く殊に山城江州一帯を瞰下し、茲に仏骨が安置しありと云へば、信仰の点に於ても大に宜しく、又仏骨奉迎を紹介せし稲垣公使の意も同様なれば、旁々同山を適當とす云々。此は局外漢の意見として且しく参考までに掲ぐおくのみ。

●**仏骨奉迎に関する決議**〔明治33年5月24日 第一四九号〕

仏骨奉迎に付、予て京都に於て開会せらる各宗委員の決議は左の如しと。

●**釈尊御遺形奉迎協議案（決議案）**

第一項 帝國仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国に派遣せしむる事

但宗派は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む

第二項 奉迎使は互選を定て正使一員を置くことを得

第三項 各宗派は暹羅国王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事

第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事

但物品の価格は合て一千円を程度とす。物品の撰挙は奉迎使の協定に一任すべし

第五項 各宗派毎に奉迎一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱しむべき事

但選定の姓名住所は本日より五日以内に通知せられたし

第六項 釈尊御遺形仮奉置所及奉迎事務所を設置する事
但京都市下京区妙法院前町妙法院とす

第七項 奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金で以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし

第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し

一金一萬圓奉迎使派遣費、内金千圓奉呈物品購入費、同七千圓奉迎使往復費、同二千圓奉迎使予備費、以上費目は奉迎使に推選せられたる宗派にて之を協議し一時立替ふべし

第九項 御遺形仏事式典は大略左の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事

一上陸會長崎に於て之を行ふ。一奉迎会京都に於て之を行ふ、一仮安置会同上、一拝迎会沿道各所に於て之を行ふ、一拝随会仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し宗派會議に提出すべき事
一塔廟建設の件、一同上建設地選定の件、一右費用に関する件

第十一項 奉迎使に推選したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事

●**特別協議案（議決）**

釈尊御遺形を奉迎し及之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝國仏教会を設立すべきこと同会組織方法等は之を宗派管長會議に提出議決を求むべし。

● 积尊奉迎事務所の送別会（明治33年5月24日 第一四九号）

去十八日午前十時より妙法院の同事務所に於て、同院門跡村田事務総理を始め常任委員主となり、去る二十二日暹国へ発途せらる、奉迎正使大谷光演師、奉迎使前田誠節、藤島了穂、日置黙仙の諸師、随行文学博士南條文雄、台湾布教監督石川馨、録事大学義実、文学士藤岡勝二、栗本医学士、用掛松見得聞、承事浅井兼実、通弁山本安太郎外三上諦音、上村觀光、忽滑谷快天、大谷家々從飼田辰一、尾崎英吉、下間頼信の一行を招き、送別の祝筵を開き席上村田総理左の祝詞を述べられ、前田氏之が答辭を成し終て、午後一時頃散会せられたり。

送各宗諸師之暹羅国奉迎积尊靈骨序

暹羅国駐在公使稻垣君、以状、牒吾国仏教各宗管長、曰客年二月印度人別氏発迦毘羅城附近古墳、得遺骨殉資及拔銘、以古文記之、仏教博士保氏考證其事、以為积尊茶毘後其遺裔之所築古墳、英国印度政府乃分其靈骨殉資於本国及暹羅国、暹王陛下、虔礼甚厚、領之緬甸及錫倫島又以吾帝国仏法尤盛、將貽其一分於吾国仏教各宗、使外務大臣伝旨於我、是無前之盛事、蓋仏法興隆之兆也、其宜協各宗之力以奉迎之於是、各宗相謀設委員、推予総理其事、乃簡各宗派諸師、以奉迎之、発有期、相共設資以饒之、余乃告之曰吾本師积迦文仏之聖德遐邇固無論耳、仏法東漸上下帰依、名僧高德相踵輩出、渡洋蹈海冒險排難以輝白日、潤法雨者、史不絶書、然其概止於漢土、遠及印度者寥寥聞、當時交通不便跡使之然耳、今則万里一瞬、四海比隣、窮歐

米、巡宇内、指不違屈、而至功德如古名僧者則無聞、蓋有之、我未知之、是豈無故而然哉、夫暹羅雖小、世界旧邦、而為我與国、国王陛下以吾国奉仏教、特頒靈骨、盛旨之所在可知矣、今諸師以各宗簡撰、當靈骨奉迎之事、万里飛航以赴其地、其職也榮、其任也重矣、余聞暹国、上自王室、下至衆庶、無不帰仏、其僧侶持律嚴正、戒行尤堅其所執雖小乘、而比之吾国現状、豈其無忸怩乎哉、是尤所當深慮也、夫世界宗教仏法為大、宗義深奧高妙、信徒多殆占宇内人口之四分、而不幸、基本国早衰、大乘妙旨專存於我、是世界仏教者所向許也、而察其実則内顧而疚者頗多、其振刷興隆之任、果是誰之責耶、今积尊遺蹟顯於印度、暹王陛下、特貽其靈骨於我國、安知非大聖之靈、陰隲其舉、以然乎哉、実可謂仏法中興機矣、諸師能幹其事、以奉迎于此、内之各宗和衷協濟、対靈骨如対聖身、虔誠修勤、各務其當務、為其可為、外之大放修教光明、布大乘妙理於彼土、以振刷興隆吾宗、使仏日重輝、法雨永潤、豈非一大美事哉、若夫空失此機無克有為、則豈独負暹王之盛旨哉、辱帝国之体面哉、其奉対大聖靈骨、復何顏拈念珠、披袈裟、以周旋於其間哉、故余以此舉、卜我國仏教興廢隆替之運也、嗚呼諸師往矣勉旃、我刮眸以待其還、

維時明治三十三年五月十八日

积尊靈骨奉迎事務所総理

妙法院門跡大僧正 村田寂順

送奉迎积尊遺形各宗諸師渡暹

南 台 叙 順

奉迎万里渡南洋 靈物東來是吉祥 預祝諸師回錫処
扶桑仏日更生光」 鉄輪截海乱涛開 万里虔迎亦壯哉
大聖似追東漸約 更分靈骨渡洋來」 暹王頒贈仏遺形
欣喜奉迎双樹靈 大白牛車容彼土 報恩須布一乘經」

●天台宗よりの暹帝に献上品（明治33年5月24日 第一四九号）

今回仏骨奉迎の爲め各宗より渡暹せらるゝに付、各宗派に於ても夫々適當の物品或は土産を準備し暹羅皇帝並に其他王室へも献上せらるゝに付、本宗にては盛門三井三山合同して堂塔名藍数十個所を大なる写真に撮り、之を美麗なる帙入仕立と爲し（縁由を英訳にして添へたり）献上することに纏り製本の上、右渡暹せらる奉迎使に委託し之が献上の手續を請はれたりと。

●大菩提会の近況（明治34年3月24日 第一五九号）

同会なる京都本部にては去月廿日各宗委員会の決議に基き、各宗派より二名或は四名つゝの委員を推選し、都合五十名の委員が全国に遊説する由。积尊遺形拝瞻会は四月八日より廿八日まで二週間拝胆会を営み計画なり。

●覚王殿建立地に就て（明治35年7月24日 第一七五号）

大菩提会本部にては来月下旬各宗派管長会を開き、覚王殿建立地調査委員より京都、東京、三方原の三地方に於ける調査の結果を

報告し、且つ愛知県仏教徒より請願せる名古屋附近に建立の件等に付き協議する筈なるが、暹羅国駐劄稻垣公使は此程大菩提会愛知支部へ左の書面を送りたる由。

本年四月廿八日附貴翰拝誦、陳ば覚王殿建立地の撰定に付ては各宗各派意見を異にし、或は東西両京の申或は三方原等各自地方の便利を主眼として其地点を争ひ其弊の及ぶ処堂々たる各宗管長会議の神聖尊嚴をすら毀傷するに立り候事は、時々各新聞雑誌上にて承知仕□歎大息罷在候次第に有之候生等局外の眼を以て公平に之を觀察するに、斯の如きは和合忍辱を第一とすべき仏教徒不作応の行為なるのみならず。抑も又暹羅国王陛下が积尊の遺骨を日本全国各派仏教徒一統に對して平等に贈与あらせられたる歎慮に背反するものにして、之を一昨年奉迎使渡暹羅の當時各宗派管長の連署を以て、

前略尚又御遺骨奉迎後、永遠護持□致旨儀に付ては暹羅国王陛下の歎慮に背反し、或は閣下の御懇念を空しくするが如き儀は、誓て致不申候云々と。

誓言せられたる真意に照鑑するに、爾後本件に對する各宗各派仏教徒の言動徒らに自尊排他を是れ事とし、為に二星霜の久しきに涉りて土地の撰定すら未だ其目的を達する能はざるが如きは、前記誓言と相容れざるの形跡あるを免れず。是生等が深く以て遺憾としたる処に有之。殊に本年九月の交、暹羅国皇太后殿下御来朝の儀も確定し、両国政府に於ても夫々準備進行中なる時機に當り、翻りて我仏教徒の現情を見れば実に前述の如き

次第なるに付き、生等は尙に苦心焦慮に不堪置在候折柄、愛知県に於ても有望なる覚王殿建立地撰定相成同盟会の一大団体組織せられ、地を東西両京の中央仏教有縁の地なる名古屋市附近に相して、釈尊の御遺骨を奉安して以て内は仏教各宗の融和統合を謀り、外は暹羅国王陛下の勸諭に副はんとするの目的を以て、各位も熱心御尽力の趣にて右御企画の趣旨に賛成可致旨御懇情に預り候処、右は平素の宿志と全く一致せる御企図にして、此際一日も早く奉安地決定の上堂塔建立の準備に着手方必要なる折柄、茲に満腔賛成の意を表し申候。

又本件御運動の模様、逐一陛下へ及奏聞候処、殊の外御満足に被思召候旨

御諭旨有之候ニ付段此御迎知申上候、又陛下より御寄進御予約相成候件に付、準備整頓次第御通知相成度拜復。

●覚王殿建立の催促〔明治35年8月24日 第一七六号〕

暹羅国皇帝より仏骨を分贈せられし以来既に二ヶ年を経るも、未だ覚王殿建立に至らず。同帝には時々稲垣公使に向て御下問ある趣きにて、両三日前同公使より真宗各派管長に対し、速かに建立の運びに尽力せられたき旨依頼し来りし由。

●各宗派管長会議〔明治35年8月24日 第一七六号〕

大菩提会にては覚王殿建設地撰定の件に付き、急に各宗派管長会議を開くのを以て、去月下旬同会本部に於て、其日時及

会場等に関し協議せしが、八月中旬は盂蘭盆会にて各寺院多忙なれば、同月下旬を以て開会することと為したり。会場は例の如く妙心寺内龍泉庵の予定なりと聞く。

●覚王殿奉安地確定〔明治35年10月24日 第一七八号〕

久しく各宗派間に於て覚王殿奉安地に付て競争したるが、遂に名古屋説に確定したり。

●暹羅公使と菩提会〔明治35年10月24日 第一七八号〕

新任日本駐在暹羅公使ラージャー氏は、去る廿三日附を以て日本仏教諸管長に宛て、下記の書面を覚王殿土地選定委員会へ送り来り。「拝啓茲に謹でフラジナラジの名を以て知られたる釈尊聖像の臘製縮小の模型を日本仏教団体に呈上仕候。此御像は暹羅国に於ては最も神聖なる物に御座候。幸に此些少なる贈物を受納せられ、之を一昨年我暹羅国王陛下より諸氏へ御下贈相成たる釈尊御遺形と共に、近々諸氏の御建立相成るやに承り候殿堂内に御安置被下候はゞ、拙者満足不遇之候。」

●政務局長と覚王殿〔明治35年10月24日 第一七八号〕

外務省政務局長より、去月十六日附を以て各宗派管長委員会に早く奉安地の決定を促せし由なるが、其書面の写は左の如し。

拝啓陳ば、来る十二月暹羅皇太子御来朝可被遊候に就ては、先年同国王陛下より御贈与に相成候。釈尊御遺形は速かに各宗

管長各座下に於て適當の地所御選定の上御奉安相成、同陛下に對し満足を与へられ候様希望致候、此段得貴意候。 敬具

●各宗派会監会〔明治35年11月24日 第一七九号〕

同会は去五日、妙法院に開会前田誠節氏仮議長として正副議長を選挙したるに、議長に華園澤祿師、副議長に土宜法龍師當選し、暫時休憩後、土宜師議長席に着き議案を配布したり。議案第一号本年一月各宗派會議に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認するの件、同第二号正副会長の辞任を認容し、更らに改選の上三日間内に新旧事務の引継を為す件、同第三号積尊御遺形は十一月十五日名古屋市中に奉遷するの件、同第四号御遺形奉遷に関する諸般の事務は大菩提会の新役員に於て担任する件、同第五号大菩提会本部は諸般の事務を整頓し御遺形奉遷と共に名古屋市中に移転するの件、同第六号各宗派に於て門末一般に本年十一月十五日付を以つて大菩提会事業を翼賛すべき旨諭達を發する件、同第七号御遺形奉送迎は各宗管長以下各宗派當路者挙て之に従事する件等にて、何れも多少の質問ありしも誂會を省略し午後四時議了し、夫より村田、前田正副会長其他理事の辞表を承認し、新菩提会の正副会長の選挙に就て瑞岳惟陶師の動議にて協議會に於て決定せし通り會長に大谷光演師、副會長に日置黙仙師推選し、部長六名は曹洞宗一人、大谷派一人、日蓮宗一人、妙心寺派一人、真言宗一人、天台宗及真盛派一人を各其の宗派に於て選定し届出づることとし、理事六名の中三名を僧侶し、三名は俗人より出し、評議員

九名は部長を出さざる宗派に於て選出し届出づることとなり、尚ほ引続き決議事項実行の上擬議を為したり。

●仏敎家渡邊の建議〔明治35年11月24日 第一七九号〕

前項記載の大菩提会監會各宗派會へ村田寂順師より提出したる(各宗派管長宛建議の要旨左の如し)。

建議

明治三十三年六月、世界唯一獨立仏敎國
大暹羅王陛下至仁博愛の 聖旨に依り、億載難遭なる釈迦大覺
王尊の御遺形を我邦仏敎徒一般に頒貽し給ひて南北仏敎の一致
を図り、二十世紀文化上の一大光明を發輝すべし有形無形に広
大円満の仁口を蒙れり。斯る宏洪なる恩波に浴したる大日本國
四千万の縑素は、何等の事を以て海嶽の優恩に報拝奉る可きか
を慮り賜、苴に安んずる能はざる所なり。右に付ては御遺形奉
迎の後、再び各宗派を代表して使節を派遣し、暹王陛下并に
皇后陛下の恩風に對し土物を貢し謝敬陳べき奉る可きをも之を
延緩し、幸に仏敎圖書館御建設に付、稻垣公使の勸奨に□り各
宗派所依經論書籍を貢獻せし宗派の多に至りしも、之を以て未
だ報効の誼に當つるに足らざるに、慚愧の至に堪へざるなり。
熟々惟るに暹羅國は、王公貴族を始信敎の純厚なる先ず必づ授
戒伝道するの後ち、始て王位又は大臣の位に就かせらるゝの制
規にして崇道信敎に至誠なるは、印度支那日本現今宗教界の比
に非ざるは霄壤も啻ならずと雖も、憾らくは所弘の經典純ら小

乗教にして、未だ大乘教の芽苗無きに抱口に堪へざる所なり。是則同一仏教者として之を膜外に顧みざるに忍びざるや。尚ほ今や恩充ち報屈するに當り、我国各宗派中より学識に富める英語を能くする者二三名を選抜渡遅せしめ、新たに大乘仏教の種因を植芸し、仏出世の本懐を三千載の今に暹羅国に扶宣し、一乗の法雨を以て普く三草二木に潤沢せしむるを得ば、事簡にして功績の理外に多からんことは識者の議を待たるべし。幸に不日暹羅国

皇太子殿下我国觀光の爲め来啓せらるゝを聞く。冀くは各宗派を代表し調を乞て丹衷を上稟し親しく命令を奉け、従前遅延に属せる大日本国仏教者全体の感恩謝敬を表彰するの端緒を発かれんことを切望して歇まず、虔で各宗派管長猊座下に洗告し大議の明裁を乞ふ。

●菩提会事務引継 (明治35年11月24日 第一七九号)

大菩提会の新旧正副会長外役員の事務引継は、去八日菩提会本部に於て受渡しを為せし由。又会計事務は、今後は僧侶は直接に取扱はず、俗人をして担当せしむる筈なるが、右に付本部なる会計諸帳簿は、近日名古屋より同地の各銀行員一名づゝ、来京して之れが整理を為し引継を受くる都合なりと云ふ。

●仏骨奉遷彙報 (明治35年11月24日 第一七九号)

宗教界の一問題たりし釈尊遺形を奉安すべき覚王殿建設事件は、

今般各宗派会に於て名古屋に建設することに決議纏りたるに付、本月十四日午後二時より妙法院なる仏骨仮奉安殿に於て村田前会長導師となり、共同各宗派の法要を修行せり。その次第は第一鼓鑿衣、第二鼓列衆、第三鼓昇殿にて、夫より職衆着座し、次に導師登壇し、導師は三礼如来瞑次に法則、次に始経普門品、次に六種回向、次に導師下礼出殿、次に職衆出殿にて午後三時半終れり。参列者は各宗派管長代理者及口派の重役にて俗人の参拝者も七八十名ありと。▲翌十五日前八時、七条発臨時別仕立の列車にて名古屋に向ふ筈にて、同日前六時妙法院出門にて、何れも各宗派の浄侶二百有余名は腕車にて七条まで見送をなせり。靈骨は別の唐枢に納めて各宗派管長が護持し、輦輦は貨物列車に載する筈なりと。▲七条より名古屋に至る各停車場には、何れも各宗派の浄侶信者は奉迎を為し、既に列車にて名古屋に到達するや、満地の参拝人は絡繹として停車場の内外に蝟集せし其数幾十万なるを知らず。該地新聞にて詳細なるも今其一斑を紹介せん。▲午後一時四十分御遺形櫃、六角宝輿、其他附属物を奉載せる臨時汽車は笹島駅へ安着し、便乗の奉迎委員も同時に到着したり。之より先き暹羅国公使フテヤロジャーナプヘバンド氏は米国文学士、佐藤毅青山市長と馬車を駆つて笹島停車場に來り。後藤書記官亦同駅に待受け、大菩提会本部中村勝契、土宜法龍の両師、協賛会の服部幹事長、加藤、白石、谷口の諸氏を始めとし、各役員奉迎員各公職、新聞記者百余名はプラットホーム東側に整列して出迎ひたり。而して同列車には奉送者なる各宗派管長門跡、各管長代理村田

前会長、前田前副会長、日置副会長、各宗執事、随行人夫二百余名便乗したり。斯くて宝輿は各宗僧侶整列の中を白衣の仕丁十数名にて之を昇き、プラットホームを出で一先づ笹島仮奉安所に奉置せられたり。此間始終烟花を放揚し中天澆々の声ありし。▲笹島御発輿宝輿は暫時仮奉安所に奉置せられしが、其間に既記の行列の順序により警官並に各人行列の幹旋にて数万の参拝者を排し、辛うして伍列を作し順次に繰り出しつゝ初めぬ。▲笹島、万松寺間の行列は未曾有の盛観にして、行列に加はりし四十余の仏教団体講中、各宗僧侶、官吏、公職者、奉迎員等其数無慮二万余人、行列の延長二十余町に亘れり。匠工組合員二百余名揃の菅笠を戴き、礼服用して先払に立ち、次に空也堂道士異様の法衣に鉦、瓢などを携へ、空也念仏を唱へつゝ、練り行き、當日の一異彩を示し夫より大谷派中学生、仏教各団体夫々一定の装束にて附随し、各宗規定の法衣を纏ひ、次で各宗管長、同代理、村田前菩提会々々長腕車にて之れに従ひ、暹羅公使は佐藤、青山二氏同乗馬車にて之に次ぎ、小林倫□氏の率ゆる奏楽一隊は慶雲楽を奏しつゝ、之に次ぎ、花車一輛金欄仏旗一旒、唐櫃、四天王旗之に次ぎ、茲に宝輿（御遺形）を奉じ、奉迎旗之れに次げり。而して大谷新門主は柳橋迄徒歩にて列に在り、夫れより腕車にて日置菩提会副会長奉迎使各宗本山僧侶、同重役及地方取締、仏教有志団体奉迎者等を導けり。▲宝輿仮奉安殿に入る。別項所載の順路を経て、午後四時頃漸く行列の先頭は仮奉安殿なる裏門前町万松寺に到着せしが、さしにも多数の行列者を同境内に入場せしめんこと能は

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

ざるより同寺に着したる行列者は、逐次門外に退かしめしも着輿の際には、尚ほ境内僧侶を以て充ち同寺の堂上堂下は殆んど余地を見さりし、斯くて宝輿は設けられたる同寺本堂正面の仏堂に昇据えられ暹羅公使、大谷新法主、村田前会長、日置師、其他一同参拝焼香を了つて午後五時半頃何れも退場したり。

▲京都より御送として宝輿に随従せし重なる人は、左の如し。

妙法院門跡、融通念仏宗管長清涼得善、西山派管長清水範空、日置、前田、藤島の三奉迎使、妙心寺派管長代理池田沢州、同本山代表積等願、同執事青山□完、日蓮宗管長代理川合日辰、東福寺管長代理、泉宗璋、林秦□、黄檗宗管長代理、鈴木恵眼、大徳寺管長代理、小堀宗長、相国寺管長代理牧野宜厚、建仁寺管長代理後藤文宸、大谷派管長代理堅田勝増、曹洞宗管長代理福山黙童、興正寺管長代理三原俊栄、天台宗管長代理高木習道、木村観順、時宗管長代理加納法順、仏光寺管長代理物部長寛、仏光寺管長代理足利義三、華嚴宗執事筒井寛量、其他菩提会評議員役員其他各宗派の役員等二百余名なり。▲十五日より向ふ一週間仮奉安殿に於て参拝結縁の爲開扉を行ひ、法会中地方各宗派輪輿交替を以て供養法要を執行せりことゝて、先最初天台宗の當番にて初日は前会長たりし村田大僧正の御導師にて、其他本庁より奉送せし役員地方諸寺院数十名の出仕にて法華三昧の法会を営みたり。

●暹羅皇太子殿下妙法院へ御成(明治36年1月24日 第一八一号)

我国に御来朝せらる暹羅国皇太子殿下の一行には、本月三日京都ホテルを御出門にて妙法院に成らせらる其模様を聞くに、同院門内には緑門を造り、国旗を高く掲げ紅灯を蛸釣し、之れが両側には大森府知事、高木警部長、内貴市長、藤本参事官、西村商業会議所会頭、村田妙法院門跡を始め各宗管長門跡等奉迎し、夫より同院御便殿に充てたる御座に於て御休憩あらせられ、同十一時村田門跡の先導にて震殿内陣に入御(同殿には、曾て暹羅国帝王より仏骨と共に給はりし金像積尊の摸型を安置せり。仏殿南面に設けたる御座に着座せらるゝや、震殿前の土上には空也堂の僧侶十余名念仏踊りを為し、村田門跡は上表文を朗読す。(此時参列者一同立礼)畢りて吉田佐吉氏は上表文を英訳して朗読し、殿下には左の御答辞遊ばされたり。

今日は懇請に由て此の盛なる式に臨み、日本仏教各宗高德に面会し、殊に前の大菩提会長より我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは深く感謝する所なり。帰国の上父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存するなり。冀くば同一宗教なる日暹両国も親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して教を弘められんことを云々。次で仏前に進み、御焼香御跪拝あらせられ便殿に御復座あり。此間空也堂の念仏絶へず、最も殊勝に思はれたりき、次に便殿に於て各宗管長門跡并に重なる役員等に拝謁を仰付けられ、尚ほ村田門跡に対しては渡辺式部官の通話にて丁寧なる御挨拶あり。同十

一時四十八分妙法院を御出発、三十三間堂へ立寄らせられたり。村田門跡の上表文は左の如し。

恭惟

大暹羅国皇帝陛下叡聖文武明德淵穆篤敬三三宝大重佛法親愛之弘延及大日本国忝分賜印度発掘積尊靈骨及相伝積尊金像於我国仏教徒

皇后陛下寄賜貝葉聖教及親製金玉織成錦袱我国各宗相共專使奉迎奉安於我平安妙法院門跡宸殿設日本大菩提会将建營覚王殿安置靈骨益宣仏徳輝慧日而各宗会議之所決定地於愛知県遂奉遷靈骨金像及附属賜品畢心事故知天知今復何言因摸鑄其金像奉安吾宸殿永以為紀念夙夜奉事且欲衆人瞻礼弥広結縁也区々之事以汚聖聽者欲窃陛下総慧照知此事也今也

大暹羅国皇太子殿下東邦巡遊幸辱咫尺恩顔欣喜何勝益祈兩國交親仏法弘通大聖恩徳無窮也別福普賢延命尊者是我門跡之先世堯恕親王之所画也夫吾門跡者日本天台之名刹伝教大師之所創

後白河法皇実為中興祖故号曰門跡世々皇族為法親王以住之至明治維新焉堯恕法親王者

後水尾天皇第八皇子夙入天台門実為天台座主妙法院宮第三十五世門主修業於叡嶽二十余年学徳双高興隆寺門著述等身事詳于行業記我宗祖伝教大師開創比叡山為王城鎮護從是歷朝崇信尤厚恒例勅本院法親王修普賢延命大法以祈

玉体 安穩宝祚延長^二此画像乃為^三勅願修法^二所画也因今新加^三装
裱^二奉^レ獻^下以祝^下禱

大暹羅国皇帝陛下

皇后陛下

皇太子殿下福德円満宝寿万歳^上一以奉^レ謝^三聖思^二萬分^一一以爲^二
南北仏教交通之端^二是非^三独^レ願^レ之志^二実所以^レ表^三我国^二仏教徒之衷
情^一也冒^二瀆尊嚴^一無^レ任^二屏營^一之至^一

大日本帝国明治三十六年一月三日

积尊御遺形奉迎事務総理兼日本大菩提会前会長

前天台座主妙法院門跡大僧正村田寂順

誠惶誠恐稽首 和南

次て、去る十日京都滞在の暹羅皇太子殿下、御旅館京都ホテルよ
り妙法院門跡村田寂順を御召しに相成り、同師は即刻来殿せられ
し処、殿下は親しく御面謁京都滞在中配慮せし旨奇特御挨拶あ
り。紀念として銀の花瓶二個及同殿下の御写真自ら御署名あつて
下賜せられ、続て又専使を以て殿下の各随従の名刺を持たせ、最
後の出立の御挨拶ありたり。

●覚王殿敷地登記に就て〔明治36年6月24日 第一八六号〕

大覚王殿敷地は、愈々名古屋市内附近なる月見坂附近と決定したる
に、就ては十二万四千坪余の大区域を日本大菩提会の所有に登記
せざるを得ず。然るに日本大菩提会の組織は、此登記を受けるに就
て、未だ其例なき事にて普通の法人体や個人とは其趣を異にする

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

より、一時先づ仮登記を為すの止むを得ざりしものありし由なれ
ど、頃日種々其筋に向ても問合す所ありて、頗る好都合の方法を
研究せし趣なれば、不日に愈々本登記を経ることゝなるべしと云
ふ。

●稲垣公使と覚王殿〔明治36年8月24日 第一八八号〕

京都と争ひて名古屋に迎へ皈りし仏骨は、之を納むべき覚王殿の
成らざる為、万松寺内なる一院に仮に安置しあるが、夫の拾参万
六千円の出金問題尚解決せず。帰朝以来此事に奔走し居たる稲垣
暹羅公使、再び名古屋に抵りて右の処分を協議せん筈なりしに、
前田誠節使差支ありて来らざりし為、公使は日置黙仙師及び加藤
重三郎（市会議長）と共に京都に入り、村田寂順、前田誠節師等
と会見し負債始末の処分（稲垣公使は為に刑事被告人を出すも已
むを得ずとの説を持せりと）を協議せし由なるが、何分先立金の
無き相談なれば、結局纏まらざりしよしにて、稲垣公使は今日神
戸出帆の芝罘丸にて清国漫遊の途に就き日置、加藤氏は己に名古
屋に帰れり。尤も覚王殿新設に熱心なる吉田禄在氏は、四面楚歌
の聲に屈したれば加藤市会議長之に代るべく、一説には京都に対
する問題解決し、名古屋市民の一致する上は東京某銀行に於て仏
骨を担保に貸金なすべしとの内議ありと。

●日暹寺創立許可と制規〔明治36年10月24日 第一九〇号〕

日暹寺創立請願は意外に捗り、今日の模様にては四五日中に許可

の沙汰あるべき模様なり。従つて當名古屋に開く同盟各宗派会は、意外に早く開くやも知れず、京都に於ける同盟宗派たる大谷派本願寺を初め各本山にては、同会には概して管長代理を出席せしむるよし。又日暹寺の宗制寺法とも云ふべき制規なるものと聞くに左の如し。

制 規

暹羅国皇帝陛下より釈尊御遺形並びに御尊像を本邦仏教徒に頒贈せられたるに付、大聖世尊の洪口に報じ寄贈、皇帝陛下の歡旨に答へ宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め創立せられたる寺院にして、天台宗、天台宗門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨濟宗妙心寺派、臨濟宗建長寺派、臨濟宗円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗に属する者なるを以て関係宗派商議の上、左の条々を協定し之を覚王山日暹寺の制規とす。

第一条 日暹寺住職は其任期を一ヶ年とし、左の順序に従ひ関係宗派管長順次之を任命するものとす。

- 天台宗座主 三津 玄 深
- 天台宗寺門派長 直 林 寛 良
- 天台宗真盛派管長 石 山 覚 湛
- 真言宗長者 長 宥 匡
- 浄土宗西山派管長 勝 川 相 善

- 臨濟宗妙心寺派管長 関 実 叢
- 臨濟宗建長寺派管長 积 宗 演
- 臨濟宗円覚寺派管長 积 宗 演
- 曹洞宗管長 森 田 悟 由
- 真宗大谷派管長 大 谷 光 瑩
- 真宗高田派管長 常 盤 井 堯 熙
- 真宗興正寺派管長 華 園 沢 称
- 真宗仏光寺派管長 渋谷 微妙 定院
- 真宗出雲路派管長 藤 善 聰
- 真宗誠照寺派管長 二 条 秀 源
- 真宗三門徒派管長 平 光 円
- 真宗山本派管長 藤 原 善 住
- 日蓮宗管長 浜 日 運
- 時宗管長 河 野 宏 通
- 融通念仏宗管長 清 涼 得 善
- 法相宗管長 秦 行 純
- 華嚴宗管長 佐 保 山 普 円
- 真言律宗管長 佐 伯 泓 澄

但し、任命すべき當番宗派の管長にして欠員又は事故の為に任命すること能はざる時は、通次次番を當番とす。

第二条 日暹寺輪番住職は執事一名、理事二名として庶務を処理せしむ共、任期は一ヶ年とす。

但し、理事一名は関係宗派の評議員会之を選任し、其期を

三ヶ年とす。

第三条 日暹寺信徒の互選により信徒総代十名を置く。

第四条 日暹寺は関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員を選出し、評議員会を組織す。其任期は三ヶ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす。

評議員会に提出すべき事項

一、財産管理の方法

二、毎年度の収支予算

第五条 評議員会は顧問三名を関係各宗派管長の中より撰出し、其任期は三ヶ年とす。

第六条 輪番職に毎年四月一日に交代し、新住をして日暹寺を統管すべし。

第七条 日暹寺輪番任職は評議員の決議を経て関係管長の許可を得るに非ざれば、負債を起し其他財産上の処分を為す事を得ず。

第八条 日暹寺輪番任職は毎月其収支決算書を調製して関係宗派管長に報告すべし。

第九条 當番宗派管長は輪番任職中、事務の請願文書の往復等に奥書するの義務を有す。

第十条 日暹寺執事は輪番任職に依り撰任せられ、其旨を承け寺門の内外の事務を執行す。

第十一条 日暹寺理事二名の内、一名は輪番任職之を任命し関係

宗派評議員より撰出す。

第十二条 日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し寺門外護の義を有す。

第十三条 日暹寺顧問は寺門の内外を協商して財法二途の円満を計る責任を有す。

第十四条 日暹寺職員は寺産明細帳並びに仏具什器の台帳を設備し、混乱なく引継を了するの責任を有す。

第十五条 日暹寺輪番任職並びに職員違規あるに際しては、在籍宗派の規定に拠り當該宗派管長懲戒処分を為すものとす。

第十六条 制規は評議員三分の二以上の賛成を得て関係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変書するを得ず。

●各宗派管長より暹国皇帝への上奏〔明治36年11月24日 第一

九一号〕

稲垣公使帰任に付、同盟各宗派管長よりは、同公使に托して左の奏状を呈したり。それにつき、此の英訳をも添へ出されしが、昨年来菩提会より暹国への送付の英文は総べて本宗の長谷宝秀師の手にて作られ、差し出し来り居りしが、此度は時日切迫に付、稲垣公使が帰航船中にて訳文を作り添出さるる由。

大日本仏教各宗派管長等仏陀照鑑の下に謹で一書を裁し、大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光栄を有す。去る明治三十三年六月十五日恩頒を忝うせし釈迦牟尼仏御遺形并に金像仏を奉安の爲め、今回尾張国名古屋市附近田代村の勝地を撰て奉安殿を建築

する事に決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覚王山日暹寺と称し奉安護持し、永く

貴国皇帝陛下の恩頒□慶を不朽に伝へ以て、仏教□宗派及び信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くば閣下、此意を諒し貴国皇帝陛下に下名等の摯実なる誠意を執奏せられんことを希望の至りに堪へず。茲に下名等□謹んで

大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、併て閣下に対し満腔の敬を表す。

大日本明治三十六年十月十九日

天台宗座主以下連名

大暹羅国皇帝陛下

宮内大臣閣下

●覚王山日暹寺住職〔明治36年11月24日 第一九二号〕

同寺住職は最初に天台座主兼任することに内定し居れども、現座主三津玄深師は本月満期にて大阪四天王寺の吉田源應師其後を襲ふ事となり居るに付、同師座主に就職すると同時に、日暹寺住職兼任の許可を内務省へ申請する都合なりと。

●日暹寺住職更代〔明治37年8月24日 第二〇〇号〕

覚王山日暹寺住職なる本宗座主大僧正猥下には寺規に従ひ、去る四月中御辞職に相成たるも、後住者に付き各宗派間の交渉に非常の日限を要せしが、今回其順位なる本宗真盛派管長大僧正石山覚

堪師が去月御就任に相成たる由。而して仏骨の名古屋へ、移転已来幾多紛擾の為、奉安殿の建築に着手するを得ざりしが、今回愈愛知郡田代村八事山に覚王殿を建設する事に決し、去十五日地鎮祭を執行し引続き建築に着手し、来る十一月十一日迄に落成を告げ、十五日移転式を挙行せん予定なりと謂ふ。

●妙心寺派管長遷化〔明治37年10月24日 第二〇二号〕

臨済の巨刹華園妙心寺に於ては、先々月前田誠節、釈等願氏が寺班金費消事件に付き、一派の大紛擾を起し、遂に二氏をして刑事問題に訴へ、目下紛議中なる事は京阪新聞に屢次報道する処なるが、折も悪しく管長関実叢師には、去る廿一日午前六時腎臓病に因して急性脳充血を起され、忽然遷寂せられたりと。吾輩は同派の為め深く哀悼の意を表する也。然して一派の紛擾も臨時議會を召集して前後の策を講じられたれば鎮静に飯したりと。然るに前田、釈の両氏は、例の大菩提会負債問題に関し種々込入たる問題を惹起して、容易に終局を告ぐるに到らざる由。仏門のため痛嘆の極みにこそ。

○日暹寺仏骨奉安会〔明治37年11月24日 第二〇三号〕

先年来、兎角の風評断へざりし覚王山日暹寺の建立及び仏骨遷座は、いよ／＼去る十五日を以て挙行せられたり。これより先撰地の有志者並に関係者は、非常の苦心奔走の結果、名古屋市を東北に去る一里許りなる田代村月見坂に地を下し、本堂書院玄関庫裡

凡て四棟中にも、本堂は九間に五間の建築にて可なり。宏荘に落成せしかば同日午前九時三十分、従来の仮奉安殿名古屋市裏門前町万松寺出発の筈なりしが、降雨の爲十時三十分を以て出発、左記行列順にて新殿へ着、同県知事並に参事官等臨席していと嚴重なる奉安の式を執行し、殊に暹羅国公使は當日該式に列して祝詞を朗読し、其他参列員の祝詞知事の答辞等あり。當日遷座の行列員は無慮一万余拝觀の群衆堵の如く非常の賑わひなりしと云ふ。希くは此の機を外づさず勇奮一番内容の整理を得て、再び余りに芳んばしからざる風聞を耳する無くんば幸なり。

積尊御遺形遷座之次第

明治三十七年十一月十三日御送遷式執行(午後一時ヨリ)

同十四日覚王山日暹寺上棟式執行 (午後一時ヨリ)

奉遷順序

同十五日午前九時三十分仮道場御発輿正午日暹寺御着

(但し兩大順延)

御 通 路

御道筋ハ名古屋市裏門前町万松寺ヲ出テ門前町 末広町 鉄砲町 玉屋町 本町ヲ東ニ曲リ 京町 中市場町 石町 鍋屋町 代官町 筒井町 東矢場町ヲ経テ 愛知郡千種町字池ノ内及ビ池下ヨリ蝮池ノ西堤ヲ南行シテ田代村字月見坂ニ出テ正門ニ入り御本殿ニ着

行 列

○先払○天童子○二十五菩薩○六金色旗○空也講○各宗尼僧○

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

各宗学校生徒○奉遷記念会々員○各宗派寺院○臨濟宗各派○黄檗宗 ○日蓮宗 各派○真言宗各派 ○天台宗各派 ○真宗各派 ○曹洞宗 ○浄土宗各派 ○暹羅国公使 ○楽師 ○前住職 ○仏旗 ○宝輿 ○旗 ○現任職 ○奉迎使 ○各宗本山住職 ○各宗取締 ○官公吏 ○名誉職員 ○各新聞記者 ○菩提会々員 ○御花講員 ○御仏供講員 ○菩提講員

一 参列ノ僧侶ハ其宗派規定ノ正服ヲ着用シ、俗人ハ礼服ヲ着用ノ

一 参列者ハ靴又ハ草履ヲ用イ凡テ徒歩トス

但、礼帽ノ外套並ニ傘ヲ用ユルヲ許サス

一行列ハ凡テ二列トス

十一月十五日 天台宗各派

同 十七日 臨濟宗各派 黄檗宗 同十八日 真言宗各派

同 十九日 真宗各派 同二十日 曹洞宗

同 廿一日 日蓮宗各派

但シ、毎日午後一時ヨリ法要 天童子 音楽入

覚 王 山 日 暹 寺

○妙心寺の差押 (明治37年12月24日 第二〇四号)

二万八千円の元金に九千六百円の違約金、之れに高歩の利子を加へて合計金三万九千円を請求額として妙心寺に談判を持込みたる大橋銀行は、遂に本月二日より三日に掛け、執達吏田中恭次郎、

渡辺幸明の二名を送りて差押を為し、京都博物館出陳の宝物数点をも差押を為したりと云ふ。

○前田誠節、釈等願（明治37年12月24日 第二〇四号）

別項の如く妙心寺は有体財産の差押を蒙りたるが、此の乱脈を生ぜしめたる前田、釈等の人々は客月二十二日京都地方裁判所に於て予審終結し重罪公判に付する旨を宣告されたるも、三日以内抗告も為さず愈々公判に付さるゝことゝなりたる由。罪名は私印盗用公私文書偽造行使詐欺取財なりと。

●妙心寺対銀行事件の落着（明治38年9月10日 第二二一号）

妙心寺対銀行事件の落着せる大体の条件と云ふを聞くに、

妙心寺より前田、釈兩人に対する刑事事件に付帯して、四十

九京都両銀行に係る公債證書返還請求の私訴は取下る事▲妙

心寺は前田、釈兩人に由り、拾万円債務の担保として両銀行

が占有し居る公債證書取戻請求の権利を抛棄し、両銀行は金

参万式千円を妙心寺に交付すること▲妙心寺は右の対償とし

て、同寺より菩提会へ貸付の債権中金参万式千円と其利息を

も無保證にて両銀行に譲渡すこと▲両銀行は金拾万円に対す

る利息を請求せず、妙心寺は両銀行占有の公債證書全部の利

札の返還を請求せざる事。

此外片山茂三郎への債務に就ても解決したるが、右等の件は目下久留米に帰錫中の東海管長へ報告の為、古川大航師出張中に付、

其報告済み次第発表する筈なりと。

●日暹寺と大菩提会（明治38年11月15日 第二二五号）

日暹寺と大菩提会とは全く別物なりとて、此の程同寺住職の次番たる真言宗管長へ宛、同寺関係者より差出したりと云ふ書面は、

日本大菩提会は、各宗派に於て覚王山日暹寺創立已前に組織

せられ、其目的は御遺形奉安にあるも、日暹寺創立の現時に

あつて、覚王山日暹寺は日本大菩提会と全く別種にして何等

關係を有せず候条、此段得き意候也。

覚王山日暹寺住職

大僧 正 石山 覚 湛

右寺執事

僧 正 中村 勝 契

右寺信徒總代

同 吉田 禄 在

同

加藤 重 三郎

同

三輪 常 七

●本願寺は貳万円を日暹寺に寄附するに至らん（明治38年12

月20日 第二二八号）

日暹寺建立に就ては暹羅国との關係上、外務内務の當局者は特別

の保護を為し破格的に建立されたるより、今日も内務當局は其の保護に尤も注意を作し居る由なるが、此の程本願寺派管長上京の節、宗教局長は彼の式万円寄附の事如何とありしに、其は自分の欧行中の事に就き、更に取調べんとて退きしが、其后菅了法師を以て當初の主意は各宗共同上京都に建設の所存にて寄附を申出しも、其後名古屋の有志が建設することより等閑になり居るも已に建設も済みしことに付、何分の協議を内局の者と遂げ取り計らひ致すべしと答へて西帰せりと。

〔古義真言宗〕「伝燈」

● 仏骨頒賜に就て暹羅駐在公使の書面（明治33年3月28日 第

二一〇号）

今回暹羅國盤谷府駐劄本邦公使稲垣満次郎氏より本邦の仏教各宗派へ釈迦仏の遺骨及び遺物を暹羅國王より本邦仏教徒へ頒賜せらる旨を申越されたり。本宗にても既に其の書に接したるが、其の文中に、今回の事たる實に南北仏教を一致せしめ仏教の光明を宇内に發揮せしむべき好機なり云々の語あり。我が仏教徒たるもの奮勵一番稲垣公使の語を事實に見る様致したきものなり。左に全文を掲げて読者に紹介せん。

各位倍々御清適為邦家大賀候、小生熟々世界宗教界の大勢を察するに、仏、回基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後印度より支那日本に亘りて尚數億方の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗すべきあり。此等南北両仏教の一致を計り數億方の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るべからざる者あり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく。仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を發揮すべし。仏教徒の天職亦実之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新时期を画し暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にし、諸氏等先達の責任亦是にあること、信候。

而かして、小生は今諸氏と共に仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ビルラハラに於て、ペツペ氏の発見したる積尊の遺骨及遺灰其他の遺物（遺物発見の記事別紙御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し當国王陛下亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には、錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下亦聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金合龕中、基督磔刑の古釘が常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を落さしむるが如き、或はクリミヤの大戦亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し、或は独帝ゼルサレムに巡拝し給ひしが如き所謂聖地聖物なるもの、如何に欧米基督教国の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実には仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の情眼に鞭ち仏界一振の盛挙に出られんこと熱望に不堪候。

當国王陛下が我国仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられ

たること既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦よりの派遣委員に対しては、謁見等の御厚待をも賜はるべき旨是れ亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずして我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より可成高德博學にし、英語を能くする仁数名を委員に御撰び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月 日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館 稻垣満次郎

○聖物発見の由来

積尊降誕の地カピラヴツを距る數哩ピラハワに、地主ペツペ氏なるものあり。数年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を發掘せば何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之を發掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからず。地下二十呎にして仏教史に一新時期を画すべき一大発見を為すに至りぬ。其發掘せし品々は（一）石櫃一個（二）水晶及蠟石瓶二個中、一個は記銘あり。（三）遺骨及遺灰（四）塗灰及木皿の破片（五）寶石其他裝飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスチの収税官ラマ、サンカー氏に報じ、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり「サンカー氏ペツペ」氏の書を領するや、氏は更に之を熱心なる仏教學者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は積尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明

かにせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日
 発兌 Pioneer に博士ホエイ氏の論文あり。又ロイヤル、アザア
 チツク、ソサイチーの報告書にペツペ氏の聖物発見に関する記事
 あり。就て見らるべし。

●各宗委員会（明治33年4月28日 第二二二号）

洛西妙心寺に三たび開会せし宗教委員会は、去二十日を以て結了
 し、仏骨を迎ふる為め、諸般の準備を協定し東宮御慶事奉祝の事
 を決したり。奉迎協議案、特別協議案、（仏骨塔廟建築及び地所
 買入の件）帝国仏教会設立の件を議定し、次に 皇太子殿下御慶
 事奉祝献上品協議案を議決し、其委員には議長より稲葉元厚（妙
 心寺派）小林栄運（真言宗）土屋観山（大谷派）名和洵海（本願
 寺派）河野良心（時宗）の五師を指名し、尚ほ仏骨奉迎事務所を
 大仏妙法院に設け、追て常務員の確定するまで前記五名の委員に
 事務を依托すること、せしが、可決せられたる諸案左の如し。

● 釈尊御遺形奉迎協議案

第一項 帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国へ派遣せ
 しむる事。但し宗教は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺
 派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協
 議の上之を定む●第二項 奉迎使は互選を以て正使一員を置く
 ことを得●第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣
 公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

を呈すべき事●第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈
 する事。但物品の価格は合て金一千円を程度とし、物品の撰択
 は奉迎使の協定に一任すべし●第五項各宗派は其宗派毎に奉迎
 委員一員を選定し奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選
 定委員の姓名住所は本日より五日以内に通知せられたし●第六
 項 釈尊御遺形奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市
 下京区妙法院前町妙法院とす●第七項 奉迎事務所に関する費
 用は奉迎委員に於て之を議定すべき事、前項の費用は一時借入
 金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし●第八項
 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金壹万円

奉迎使派遣費

内金千円

奉呈物品購入費

金七千円

奉迎使往復費

金貳千円

奉迎使予備費

以上費目は、奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し

一時立替ふべし

第九項 御遺形仏式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は

奉迎委員に於て之を協議すべき事

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ

一 仮安置会 同上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ

一 拝瞻会 仮安置の後、期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為

し、宗派会議に提出し決定すべき事

一 塗廟建設の件

一同上建設地撰定の件

一 右費に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表

者を以て之れが請願を為すべき事

○特別協議案

一 皇太子殿下御慶事に付、各宗派奉祝献品を為し管長連署總代

を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事。但し議長指名を以

て各宗派より委員五名を選定し、献納物品の撰択及之れに関

する諸般の事項を委托する事。

○特別協議案

一 釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠

護持し奉らんが為め、帝国仏教会を設立し同会組織方法等は

之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

● 仏骨安置の地〔明治33年4月28日 第二二三号〕

京都内貴市長は説をなし曰く、仏骨は靈骨なり。宜しく之を靈地に埋葬せざるべからず。今全国に於て最も深く且つ遠く仏祖に縁故ある靈地といへば、比叡山又は高野山なるが、高野山は叡山に比しや、僻在し、単に真言宗一派のみの靈地なれば、余が公平の考へには、叡山を以て最も適當とす。其歴史に富る宗派中にて、

最も古く殊に山城江州一帶を瞰下し、こゝに仏骨が安置しありといへば、信仰の点に於ても大に宜しく、また仏骨奉迎を照会せし稲垣公使の意も同様なれば、旁々同山を適當とす。云々

● 仏骨奉迎使〔明治33年5月13日 第二二三号〕

各宗派の仏骨奉迎使は七名の筈なりしが、浄土宗にては右奉迎に對し、各宗派と提掣を断んとの議ある由にて、目下委員中にて交渉中なるが、目下既に定まり居るは、大谷派新門主大谷光演師を始め臨濟宗前田誠節、本願寺派藤島了穩、曹洞宗日置黙仙の諸師なりと。尚ほ真言宗は都合に依り奉迎使を出さることに決したり。

● 高楠博士の仏骨談〔明治33年5月13日 第二二三号〕

△ 仏骨崇拜の起源 仏教の開祖たる釈迦牟尼の入滅に関しては、従来東洋の仏教者間に於ては種々年代上の異説あれども、輒近欧米に於ける言語学者及比較宗教学者等の史的考證によれば、耶穌紀元前第五世紀を以て、最も其正確なる年代を認定せり。偕て釈尊が印度俱尸那伽羅なる沙羅双樹の林間に於て入滅するや、當時の仏教徒は孰も教祖追慕の哀情に沈みし中にも、摩揭陀国の阿闍世王、毘沙離国リツチビ種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅割波のブリヤ王、羅摩邑の拘利耶王、吠率奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、俱尸那迦羅の摩羅王等の八人は、各信教上の由緒を具して釈尊遺骨の分配を請求に及びしが、其分配の方法に付き議論

定まらざりしかば、遂に婆羅門の徒廬那なるものに命じて、遺骨を右の八人に対し平等に分配せしめたり。而して彼等八人は、其遺骨を恭しく受取りて各其地方に持ち帰り、壮麗なる塔を建て、之を納め、月を定めて盛大なる祝礼供養を営みたり。然るに徒廬那は遺骨分配の役目に當りしとは云へ、遺骨は既に彼の八人に分与し終りしにより、止を得ず分配の時遺骨を納めたる空甕を乞ひ持ち帰り、其時畢鉢羅邑の孔雀王と云へる人遅れて会せしも、遺骨は既に去りて跡なかりしかば、唯火葬後に残りし灰と炭を納めて帰り、同じく塔を建て、厚く供養したりと云ふ。故に右の如く、積尊の遺骨及び遺物は十箇所に分たれり。以上の史的事実は巴利語の大涅槃經の結末に出で、尚ほ漢訳の經典にては仏所行讚經、有部雜律等にも散見せり。(尚ほ詳細は、同博士の目下編纂中なる巴文学教科書にある由)

△仏骨塔の変革 其後二百余年を経て、彼の印度を一統して帝国政治を施し、大に博愛主義を唱道して仏教の伝播に尽したる阿育王の時代に當り、同王は右十箇所の仏骨塔を発掘し、再び諸州に新塔を建て、之を祭らしめたり。是れ非常なる仏骨塔の変革なりしが、其中一二の塔は堅牢にして、遂に発掘する能はざりしかば、當時の伝説にては地下竜王の守護なりとて、一層尊崇するに至りしと云ふ。

△當時の問題たる仏骨の由来 一昨年中、印度ピプラーフパより一箇の瓶を発掘せしが、此甕に伴ひたる刻文は僅に二行許のものなれども、刻文の意味は此甕中の物体は正に仏の遺骨に相違なし

とあり。(此碑文の解釈に就ては、同博士近日の言語学雜誌に其解釈を掲ぐる由) 昨年に至り、右甕中の遺骨を三分して其一部は英国倫敦の博物館に納め、其一部をカルカッタ博物館に蔵め、其一部は世界唯一の仏教王たる暹羅国王に贈与したり。此暹羅国王の受領せしものこそ、曩に稲垣公使の斡旋により我国仏教徒へ分与するの運びとなり、現今仏界の重大事件となりしものなり。

△南北仏教協同研究の好機 仏骨なるものは前陳の史的事実に依り、既に二千四百年の歳月を経過したるものなれば、其真偽を云々するは寧ろ吾人の領分外なりと思ふ。我国仏教徒の仏骨奉迎が、果して仏教上に利益を与るや否やは別問題なれども、従来仏教者が史的研究を粗略にする余り、斯の如き明白なる史実あるにも係らず、世上の非難に対して一言も論明する能はざるは、仏界學術の衰頹せるを證するものにして歎ずるの外なし。今回は我日本仏教の代表者として、真宗大谷派新法主及び南條博士が仏骨奉迎使として暹羅に向ふ由なれば、之によりて我仏教徒が聊なりとも暹羅日本間の交通を親密にし、進みて東洋教徒の聯合を図り、南北仏教協同研究の好機を迎へ、新に世界宗教研究上に貢献する所あらんこと切に希望に堪へざるなりと云々。

●奉迎使の出発 [明治33年5月28日 第二四号]

各宗派の仏骨奉迎使は、弥去廿二日午後一時七条発列車にて出発したり。右に付き、各宗本山の見送人を始め両本願寺妙心寺派西山派真言宗高等中学林等の各学校生徒続々停車場に集りしが、

正使たる大谷派新門主は馬車にて、其他は人力車にて午後一時停車場に着し、楼上休憩所に於て見送人の送辞を受け、一時二十四分の発車時刻と為るや、新門主は南條文学博士以下十一名を随へ副使藤島了穩、日置黙仙、前田誠節の三師と共に列車に乘込み神戸へ向け出発せり。同列車にて神戸まで見送りたるは一等客四十五人、二等客百七十人、三等客二百四十人にして、各宗派総代土屋觀山、後藤禪提二師及大谷派総代石川舜台師は門司港まで見送したり。又當日七条停車場へは伏見宮御使三木家従、久邇宮御使鳥居小路家従、賀陽宮御使小久保家従、九条公爵使者八木家従、本派本願寺法主代大谷尊由、服部執行、小田顧問其他各局長、村田門跡其他各宗派執事、高崎知事、川越大尉、大谷派諸講中、各宗信徒等一万余人見送り、午前十一時頃より停車場南手の畑地に於て煙火を打揚げ、停車場構内にては楽隊の奏樂ありたり。尚ほ奉迎使より暹羅国王へ献上の物品は、各宗派全体より献上する物品は左の如し。

- 一金地芝山入花生 一 対
 - 白斜子袋入茶色紐にて結び相筐に納め、之を復柩櫃の函に入る 一個
 - 一平日時繪巻煙草函 一個
 - 白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め、之を復柩櫃の函に入る 紙本絹表紙上等桐文庫に納め、之を又柩櫃の函に入る 甲乙二冊
 - 一真美大観 一 真美大観並製
- 又同国大臣僧正稻垣公使等への贈品は左の如し

- 一七宝藤模様花生 一 対
 - 一同古代模様花生 一 対
 - 一古銅象嵌花立 一 対
 - 一古金欄二十五条袈裟 一 肩
 - 右袈裟包は縮緬紅白昼夜仕立、函は鳥桐外箱付
 - 一真美大観並製 五部甲乙十冊
- 尚ほ靈骨奉迎事務総理村田寂順師の奉迎の序を得たれども、時勢不向きの長き漢文なれば、掲載したればとて読む者少きを以て見合すことゝは為しぬ。漢字排斥の声高き今日に在て、漢文で書くとは何たる没分曉ぞ。ちと考へてもらいたし

●大菩提会の差押へと鴨東銀行(明治34年12月13日 第二五一号)鴨東銀行は大菩提会に対し、参万円の債権を有し居れるが、同行が先きに休業の止むを得ざるに至りし際、大菩提会に返金を請求したるも同会にては容易に弁済せず、然るに同債務に就て連帯義務を有する菩提会の理事は、何れも各宗派に於て高僧と目せらるゝ人々なれば厳酷なる所為に出るも宜しからずとて、銀行にては可成穩當の態度に出でしも、大菩提会にては、或は十日或は二十日の猶予を求め遷延日を送るのみにて、一向結局のつくべくも見えざれば、鴨東銀行は同会へ執達吏を差向け同会に存在する仏骨を除くの外器具其他一切を差押へ、尚ほ同会の責任ある大菩提会の前理事長にして、現任会長たる妙法院住職村田寂順師を始め外前理事一同に対し公正證書に依りて差押へを為したり。勿論

妙法院の如き村田師の私有財産中袈裟法衣其他儀式に用ゐるものを除きて悉く差押へを執行したるも、宝物什器等寺院に属するものは一切差押へず。尚遠隔の地にあるものに対しては差押への手続中なるが、其後當地有力者の中間に入りて仲裁の勞を取りたる結果、多分示談纏らん模様なりと。

●**菩提会に宛たる暹羅公使の書翰**〔明治33年1月13日 第二五三号〕

十月二十八日附を以て、菩提会に宛て在暹公使稻垣滿次郎氏より各宗派管長宛座下に対し、暹羅国王陛下へ各宗派の仏書類献納の謝辞及未贈呈の分督促書翰到達したるよし。

本年十月二十八日盤谷府発同十二

月十三日午後十時到達在暹羅国稲

垣日本公使より来翰写

謹啓時下秋冷之砌、各位益御健祥奉賀候、然者日本仏教各宗派より献納相成候仏書類の内、天台宗同真盛派臨濟宗各派浄土宗西山派真宗仏光寺派黄檗宗華嚴宗法相宗真言宗智積院等の分接到に付、

當国王陛下へ謁見の上、献上方取計申候処、陛下には最も御満足に 思召され、右各宗派の厚意を謝すとの 御言葉を賜り候、右各宗派へ一々御挨拶も不申上候得共、貴師より可然御伝声被下度候、尚其他各宗より献上の分は一日も早く 寄贈相成度、希望の至に不堪候、

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

次に、貴師等の御尽力に由り大菩提会財政整理も其緒に就き候趣、新聞紙上に相見欣賀の至りに奉存候。聖骨奉体の件に付ては申上る迄も無之候得共、當国王陛下之御厚意に背かざる様、此上の御尽力本邦 宗教界の為め幾重にも御願申上候、乍末臺時下寒冷折角御自愛專一に是祈、艸々不具

十月二十八日

在暹大日本公使 稻垣滿次郎

積尊御遺形奉安事務総理

妙法院門跡 村田寂順殿榻下

●**各宗派管長会議**〔明治35年1月28日 第二五四号〕

去十八日正午より洛西妙心寺内龍泉庵に開きたり。高木天竜寺管長を始め各宗管長又は其代理者及委員総数三十二名出席し、前田誠節師仮議長となり番外席には和田田伴、中村勝繁外各宗教制度調査委員の諸氏着席し、諒照寺派管長二条秀源師は議長、前田師副議長に當選し、先づ一昨年十月以来宗教制度調査模様の報告あり。夫より委員の起草案を議すべき筈なりしが、各員一読の上右草案は飽迄仏教宗派は公法人たるべしとの精神を有し居るものなりと。當日の出席者は左の如し。

天竜寺派管長高木竜淵 誠照寺派管長二条秀源 相国寺派管長
 中原東岳 大谷派管長代理石川舜台 西山派管長代理青井俊法
 法相宗管長代理松田弘学 天台座主代理彦阪湛照 建仁寺派管長代理瑞岳惟陶 東福寺管長代理林泰嶺 仏光寺派管長代理奥

博愛 日蓮宗管長代理池上日普 誠照寺派委員出雲寺派山元派
 三門徒派各管長代理学井寛道 曹洞宗管長代理弘津説三 華嚴
 宗管長代理筒井寛聖 妙心寺派管長代理前田誠節 西山派委員
 吉良亀峰 時宗委員河野良心 黄檗宗管長代理鈴木恵眼 高田
 派委員日野法雷 大谷派委員松岡秀雄 同今井竜城 同土屋観
 山 相国寺委員伊藤貫宗 妙心寺委員永井智嶺 日蓮宗委員津
 田日厚 天竜寺委員高木台岳 相国寺派委員伊藤宗徳 融通念
 仏宗委員清原賢静 真言律宗委員植村悟竜 西山派委員光慈賢
 大谷派委員渥美契縁 興正寺派管長代理布施興勝

翌十九日の劈頭委員会の結果として、左の如く報告せり。

一本案を以て政府に交渉を為す事

一今期議會に於て両院議員中より宗教法案を提出したる場合に
 於て、其法案が本案と同旨趣なれば是れに賛成し、然らざれ
 ば之れが否決に努むる事

次に政府其他に向て交渉等の任に當らしめん為め、議長の指名を
 以て委員を撰定するに決し、議長は左の七師を指名したり。

日蓮宗	津	田	日	厚	天台宗	中	村	勝	契
西山派	靈	群	諦	全	真言宗	土	宜	法	竜
曹洞宗	弘	津	説	三	大谷派	渥	美	契	縁
妙心寺派	前	田	誠	節					

右にて一旦休憩の後再び開会、西山派前管長久田大僧正遷化に付
 き吊詞を送る事并に七宗派管長に總代管長を依頼する事を決議し
 午後五時散会、之れにて宗教制度に関する管長会議結了せしが、

前記七名の委員は近日申合の上東上する筈なりと。

●菩提会

去十九日より洛西妙心寺内龍泉庵に於て大日本菩提会の同盟各宗
 会を開き、二条秀源師以下管長及委員二十九名出席、本部よりは
 村田会長以下理事出席し、村田師より昨年来の経過を報告し第一
 号議案を配布せしに、夫の覚王殿建設地に就き異論起りしが、遂
 に七名の交渉委員を設けて協和する事となり、左の諸項を決議し
 て午後四時十分閉会せり。

第一条 御遺形奉安地は京都に仮定す▲第二条 奉安地撰定に
 関する諸般の事件は会長以下本部委員之を取扱ふべし▲第三条
 奉安地は京都市及附近郡の中に就きて第二条の手續に依て之を
 撰定し宗派会を開き決定すべし▲第四条 奉安地は成べく信者
 の喜捨を受べし▲第五条 奉安地は境域一所にして凡十町方と
 す。但選定の都合により本案の町歩を二箇所又は三箇所に分つ
 も妨げなし。

第一号議案は交渉委員の調査を否決し、左の如く修正可決した
 り。

御遺形奉安地撰定は七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る
 四月十三日まで聯合各宗派会監會議に報告し協賛を求むる事。

而して七名の委員を選挙するに際し、宗教法案交渉委員渥美契縁
 師外六名、即ち七名の委員に尚二名を増加して九名の委員とし京
 都、東京、三方原の三地方につき利害適否の調査を托することな
 り、これにて第一号議案の一段落を告げ、夫より左の第二号議案

を議せしに異議なく原案に可決せり。

第二号議案

第一条 法要期日は、例年四月十三日より十九日迄一七日間とす

第二条 法要修行は、期日中各別に各宗派管長方御親修あるべし

第三条 法要修行出席の宗派順次は、本部に於て之れを定め當

該宗派の承諾を請ふべし

第四条 法要修行の経費は、本部より之れを支出す

夫より夜に入りて三、四、五、六、七、八の議案を附議したるが、三号四号は他日に回はし、其他は二三誦会を省略して議し、午後十時閉会式を行ひたり。議了議案左の如し

第五号議案 會計法

第六号議案 日本大菩提会本部決算報告

第七号議案 日本大菩提会本部會計歳入歳出予算

第八号議案

會 則

第四章第五條一項より四項迄の各項評議員会とあるを「本会の

推薦に依る」と改む

同第六條 但隨喜會員には證票のみを交付すと追加

同第九條 第四項の次へ

一 顧問 若干人

顧問は必要の場合に於て各部の事務に協商せしむの一項

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

を追加

同第六條第十條第三項の次へ

一 諮問は縋素を論せず、本会外に就き本会事業進行の爲め必要の場合之れを托する一項追加、同第十一條但書再選を再任と改む

議長指名の七名委員は、左の如くなりし

日蓮宗 津田日厚 大谷派 渥美契縁 建仁寺派 瑞岳惟陶

曹洞宗 弘津説三 天台宗 彦坂湛照 高田派 日野法雷

妙心寺派 稲葉元厚

●大菩提会の負債皆済〔明治35年3月13日 第二五七号〕

同会が鴨東銀行より借入れたる三万円の負債残額壹万五千元は、去二月が返済期限なりしかば是非皆済され度しと迫られ漸く都合出来、去月二十五日花見小路の万花園に双方会見の上、元金壹万五千元に四百五拾円の利子を附して返済したり。

●大菩提会の始末〔明治35年3月28日 第二五八号〕

東京、京都、遠州と位置あらそひの喧ましかりしも、過般の東京の委員会の協議にては、東京は第一の好位置なるも、設計の案確然立ち難く、遠州は長谷川貴族院議員の熱心なるも全国信者の氣受け充分ならず、京都は既に仏舎利奉迎以來奉安の地にして、大概の信者は京都永鎮の見込にて、既に寄附金も五拾余万円の記帳に上り、鴨東銀行等の八万円借金は或る有力家にて取替へ返却

し、随て京都市協賛会よりも凡そ拾万円は募集し得られ、土地も寄附の交渉粗ば纏まり居るとの理事者より報告に付、三ヶ所の中には先づ京都を奉安地としての調査に委員三名を設け、地所、負債、寄附及京都市協賛会との関係を調査し、愈々理事者の言の如く相違なしと決定せば、来月の各宗管長会に提出し京都に確定する由、然るに此節に至り、名古屋市にて亦復奉安運動者出で騒ぎ居る趣きに付、當局者は迷惑し居るとのこと、何分醜聞のみ多き大菩提会なれば、早く大菩提会を大煩悩界に陥入れしめざる様致さるゝが仏家の義務ならんと思ふなり。

●**管長会議の延期**〔明治35年4月28日 第二六〇号〕

大菩提会本部にては拝瞻会に引続き、各宗派管長（名誉会監）会議を開く筈なりしが、猶調査未了の件もあるを以て、来五月中旬に延期せり。

●**覚王殿と讚仏殿の図面**〔明治35年4月28日 第二六〇号〕

日本大菩提会にては一昨年来夫の覚王殿及び讚仏殿の図面調製中なりしが、既に其設計並に図面の調製を了へ過日本部へ送り来り、各宗管長、本山住職、門跡等の閲覽に供したり、覚王殿は三重塔にして高さ地盤より百四十五尺（八軒四方）二重迄は方形、三重の勾欄より円形（屋根は角形）造りとし、其正面より延長百六十一尺の周縁を経て讚仏殿に至るものにて、同殿は高さ百二十尺の二重屋根（大谷派本願寺太子堂の式）間口二十五間、奥行二

間にて孰れも朱塗と為し、頗る壯觀なれば、明年の勸業博覧会に出品すべしと。

●**仏骨安置問題**〔明治35年4月28日 第二六〇号〕

名古屋に於ける夫の仏骨安置処選定期成同盟会は、各宗管長会議開会の期日切迫の事とて、此際委員数名を京都に出張運動せしむる事に決し、十六日午後小栗富三郎、長谷川百太郎外数氏出張せり。又同会にては寄附募集勧誘の為、同日常務委員二十名を囑託し、其事務所を元商業学校内に移転せり。尚大日本菩提会にては、覚王殿建築費として愛知、岐阜、三重、静岡の四県下にて数百万円を募集する筈にて、同会愛知支部にては同盟会と提携して此際募集に着手する事に決定せりとぞ。

●**暹羅国皇太子の御来遊**〔明治35年4月28日 第二六〇号〕

目下英国御留学中なる暹羅皇太子殿下には、来八月頃本邦に御来遊相成るべき御予定の由、此程其筋に御通知相成りたり。仏教信仰国の皇太子の来朝は勢ひ我邦仏教徒の歓迎を怠らざる所なる可し。

●**大菩提会彙報**〔明治35年5月13日 第二六一号〕

覚王殿建築設計明細図は既報の如く出来したるも、其建設位置は未だ決定せず。過般来名古屋地方にては同地に建設せんとて期成同盟会を組織し、頻りに運動し居れども、本殿建設位置を定むる

は、菩提会の死活問題とも云ふべき重要事件なれば、今尚何等の評議をなさず、追て開くべき各宗管長会議に於て東京、名古屋、京都の中、何れに決定するやを協議する筈なるが、仮令其位置の決定するも、今後兩三年を経ざれば工事に着手する運びには至るまじとの事なり。右に付名誉会員（各宗管長）会議を本月中旬迄には是非開会する筈なりと。理事長小栗憲一師は本会趣旨演説の爲め、特派講師として各地方へ出張する都合なりしも、同師は過般来本山（大谷派）内局紛擾の爲め出張を見合せ居たるが、早や該紛紜も一段落を告げたるに依り、一兩日中に岐阜地方へ向け出張する由。

●暹羅と日本（明治35年6月28日 第二六四号）

暹羅皇帝陛下は遠からず我国御來遊の筈なるが、其節陛下は同國皇太子妃に我皇族の姫君御一方を懇望せん思召ありと暹羅『フリープレッス』は報ず。

●暹羅伝来の仏遺形（明治35年6月28日 第二六四号）

方今京都にて奉安も略定し覚王殿（奉安の塔）の図面も今一兩月の間に竣成すべければ、其上同盟各宗派管長会議にて決定次第築に着手すべし。又客年東京各宗有志者より仏遺形を輦下に奉迎し拝瞻会を執行せんとしたれと都合ありて延引せしが、同盟各宗派に於ては愈々之が実行を容認し、目下日本大菩提会の役員東京に出張準備中なり。

●暹羅国皇太子殿下（明治36年1月13日 第二七七号）

暹羅国皇太子殿下の一行は、去三日午前十時三十分旅館京都ホテルを御出門妙法院へ成らせらる。同院勅使門内には緑門を造り国旗を高く掲げ紅灯を蝟釣し、之れが両側には大森府知事、高木警部長、内貴市長、藤本参事官、西村商業会議所会頭、村田妙法院門跡を始め各宗管長門跡等奉迎し、夫より同院御便殿に充てたる御座に於て御休憩あらせられ、同十一時村田門跡の先導にて震殿内陣に入御（同殿には曾て暹羅国帝王より仏骨と共に給はりし金像積尊の模形を安置せり）、仏殿南面に設けたる御座に着かせらるゝや、震殿前の土上には空也堂の僧侶十余名念仏踊りを為し、村田門跡は上表文を朗読す。（此時参列者一同立礼）畢りて吉田佐吉氏は上表文を英訳して朗読し、殿下には左の御答辭遊ばされたり。

今日は懇請に由て此の盛なる式に臨み、日本仏教各宗高德に面会し殊に前の大菩提会長より我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは深く感謝する所なり。帰国の上父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存ずるなり。冀くは同一宗教なる日暹兩國の親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して教を弘められんことを。云々次で仏前に進み、御焼香御跪拝あらせられ便殿に御復座あり。此間空也堂の念仏絶えず最と殊勝に思はれたりき。次に便殿に於て各宗管長門跡并に重なる役員等には拝謁を仰付けられ、尚ほ村田門跡に対しては、渡辺式部官の通話にて叮嚀なる御挨拶あり。同

十一時四十八分妙法院を御出発、三十三間堂へ立寄せられたり。

●**覚王殿建設地の決定**〔明治36年1月13日 第二七七号〕

覚王殿建設地は愛知郡田代村附近に決定したるを以て、地主は地所の登記に就て協議中なる由。

●**大菩提会の近況**〔明治36年1月13日 第二七七号〕

日本大菩提会愛知協賛会は、組織當時会長に深野同県知事を推薦したりしも内務省の訓令あればとて之を辞したるを以て、更に徳川侯爵を会長に、吉田禄在氏を副会頭に推したるが、侯爵は未だ会長を承認せず。事業は総て吉田副会頭の専断に出し者から、平素吉田氏と善からざる同地の有力者は、顧問の囑托をすら辞退したる程にて同会の信用高まらざれば、少額の寄附者の外は容易に出金を承諾せず。随て寄附金募集に着手以来、既に数旬に渉るも応募額極めて少数にして吉田、服部、小栗の三氏が保證したる拾参万六千余円の菩提会負債の如き、昨年未迄に僅に参万六千円許を仕払ひたる迄にて、残金は十二月廿五日頃迄に仕払ふべき約束なるにも拘らず、契約書中寄附金を以て仕払ふ云々とあるを楯とし容易に仕払ひをなさざれば、債権者側にも非常に迷惑し居れりと。又暹羅皇太子殿下に随行して入洛したる日置大菩提会副会長は、同殿下御帰国の際は菩提会を代表して長崎港迄御見送り申上る筈なりと。

▲**暹羅皇帝の勅語**〔明治36年1月13日 第二七七号〕

暹羅皇帝は、同国に於ける仏教徒の首長として此程僧職に就くに當り、勅語を發して曰く、朕の忠良なる臣民は何人と雖も職の為に信仰を有するが如く外見を装はざらんことを望む。信仰は深思熟考の後確に其信条を實踐したることを知るに非ざれば、有する能はざるものなり。朕は帝国の僧侶が有する信仰は此の如きものなることを信ず云々と、我邦の僧侶に斯かる信仰を有する人果して幾人あるか疑はし。

●**大菩提会の各宗派委員会**〔明治36年1月28日 第二七八号〕

同会は去る十日午後四時より京都市麩屋町柵屋別荘に開会、日置菩提会副会長、丹羽理事及び委員青山（妙心寺派）上島（相国寺派）土宜（真言宗）木曾（大谷派）三原（真宗各派）河野（時宗派）靈群（西山派）の諸師出席、覚王殿建設地は副会長の手に於て候補地を調査して委員会に提出し、委員会に於て選定の上菩提会に通告すること、菩提会の負債は、客年七月九月兩度に名古屋派の責任者服部小十郎、吉田禄在、小栗富次郎の三氏より提出したる契約書に基き、委員会の名義にて大菩提会を経由し責任を全うすべきことを通告すること、日置副会長より提出したる菩提会々則改正案（僧侶聯合組織）は之に賛同し、各宗派に通知して同意を求むることの三件を決議し同九時頃散会したり。右負債に關する通告書は翌日發送し、会則改正案は翌々日夫々發送したり。

●暹羅の黄金仏〔明治36年1月28日 第二七八号〕

過般旗艦淺間が暹羅寄泊の際、磐谷府の靈場ワツサケ寺主たる皇族大僧正タンマ、ターナー、チャリヤ師より乗組の小笠原中佐へ贈呈ありし丈六寸余宝石入黄金仏（釈尊法衣の小切と伝ふるもの数種並に貝多羅經数葉を添へ）は、其後中佐より大阪高津中寺町円妙寺住職深川觀察師に贈りたるに付、過日同寺に於て普く公衆に觀覽せしめしよし。

●暹羅皇太子の日本觀〔明治36年1月28日 第二七八号〕

暹羅皇太子殿下には、愈々去十四日長崎出發歸國の途に就く筈なるが、殿下御滞在中の觀察は極めて微細なる点にまで及ぼし、我國文物の進歩を痛く御稱讚遊ばされ、法制に軍事に教育衛生に皆模範とするに足るが、中にも美術は殆んど日本国民の天性とも見るべく、特に日本貴婦人令嬢の風俗の優美なる殆んど世界に冠たるべしと迄稱せられ、御歸國の上は妃殿下以下宮中の女官にも時々此風俗を学ばしむべしとて、宮内省御用達玉宝堂飯塚伊兵衛より帶地帶止簪櫛笄指環袋物類三百余点を買上げ、更に名古屋屋敷滞在中同堂主を招き、国王及王族等への御土産として花瓶其他数多の御買上品ありしと云へば、殿下御歸國後の暹羅上流社会には啻に法制軍事教育上のみならず、風俗上にも大に日本風を加味せられ、自ら貿易の發達を促がし延て両國の交際を益々親厚ならしむべしと云へり。

●覺王殿負債問題〔明治36年2月28日 第二八〇号〕

京都派に対し五十日以内に支払ふべき筈なる夫の仏骨身受金残部の償却問題は、其後各派に於て百方調達中なりしが、竟に其途に窮し前田誠節、釈等願、豊田心静の各師等來りて談判の結果千円と千八百円の二口を調達し、残部約十一万円は寄附の勸募を待ち、更に支弁する外なしとて泣き分れとなる由。

●覺王殿敷地問題〔明治36年2月28日 第二八〇号〕

同問題に就き、菩提会より愛知協賛会に対して左の通牒及び十三件調査事項に添ふるに、土地請願書類を以てしたるより愛知協賛会は其通牒に基き踏査する事となれりと云ふ。

拜啓、釈尊御遺形奉安地は本部に於て至急選定仕度に付き、左の目的に依り本年二月十四日限り御調査相成度、此段土地請願書を相添へ及御依頼候也。

迫て名古屋市附近の奉安地は、予て土地選定比較調査委員の決議に基き、奉安地と名古屋市との距離一里以内の寄附地に限り居り候間、其寄附地のみを御調査被成下度候

日本大菩提会副会長 日置黙仙印

日本大菩提会愛知協賛会副会長

吉田 禄 在 殿

調査事項

第一、奉安地請願の書類完全なるや否や

第二、請願地と名古屋市境界との距離

第三、愛知県庁所在地と請願地との距離

第四、諸官衙及陸地関係者異議の有無

第五、土地雅俗

第六、建設地寄附者姓名及反別字等関係役場の証明を取らしむる事

第七、寄附地に対し寄附者より直ちに登記の手続きを為さしむる事

第八、飲用水其他水利の如何

第九、奉安地迄の荷物運搬百貫目に対する費用の額

第十、荷物運搬の便不便

第十一、道路の便不便

第十二、全国信徒参詣の便不便

第十三、名古屋将来の膨脹の關係

▲暹羅日本寺院〔明治36年3月13日 第二八一号〕

暹羅日本寺院の設置計画は、仏骨奉迎の當時稲垣公使が日本仏教各宗に提出せし三個条件の一にして、日本寺院が各宗共同組織によりて輪番方法にせんとは、其當初よりの定議なりしと云ふ。

▲暹羅の僧侶〔明治36年3月13日 第二八一号〕

暹羅の僧侶の托鉢時は、極早朝暫時に一定し居りて、其外は托鉢に出づる事なし。又一般の民家には、早朝に必ず僧侶に与ふるものとして、食物を準備して待ち、又中には家の入口に供へおく者

あり。僧侶は直径一尺余の金属製の丸き入物を胸に掛け居り、汁の外一切の食物を皆其内に入れ、満つれば寺院に帰り、読経して後一回及び午後一回都合二回の食事とす。故に暹羅の僧侶は、多くは自身にて炊事を為す事なしと。

●暹羅皇子御来遊の噂〔明治36年3月28日 第二八二号〕

先般御来遊ありたる暹羅国皇太子ワジラウツド親王殿下の御実弟は、目下露京に御留学中なるが、近々御帰国の筈にて其御途次日本に御来遊あり、大阪博覧会をも御覧あるべしとなり。

●暹羅の文部大臣と菩提会〔明治36年3月28日 第二八二号〕

暹羅一國の宗教行政を支配する同国文部大臣侯爵バスカラヴオグセー氏は、頃日三井物産合名会社参事福井国太郎氏が社用を帯び同國に渡航したる際、同氏に托して覚王殿建設用材運搬方法并に其費額等予算見積書提供の事及菩提会刻下の形勢等詳報すべき旨、詳しく認めたる一書を日置副会長に致されたる趣にて、菩提会にては其意を了して不日右に関する集会を開くべしといふ。

●仏教大会と印度教徒〔明治36年3月28日 第二八二号〕

五月一日より本邦にて、東洋仏教聯合大会を開くべき旨印度某新聞に広告したる者あり。同地方の僧侶にして此大会に出席したしとて、在孟買の三井物産会社支店長間島与喜氏を介して妙法院の村田寂順師へ申込み来りしも、此大会は既記の通り遂に開かざる

事となりしに付、直に其趣を回答せりと。

●暹羅国文部大臣と菩提会（明治36年4月28日 第二八四号）

暹羅一国の宗教行政を支配する同国文部大臣侯爵バスカラヴオグセー氏は、頃日三井物産合名会社参事福井国太郎氏が社用を帯び、同国に渡航したる際、同氏に托して覚王殿建設用材運搬方法并に其費額等予算見積書提供の事及菩提会刻下の形勢等詳報すべき旨、詳しく認めたる一書を日置副会長に致されたる趣にて、菩提会にては其意を了して不日、右に關する集會を開くべしと云ふ。

●覚王殿敷地決定（明治36年4月28日 第二八四号）

覚王殿敷地問題に付ては、爾来菩提会本部に於て種々調査中なりしが、此程の各宗敷地撰定委員会に於て愈愛知県愛知郡田代村字月見坂に決定したる由。

●稲垣公使の暹羅談（明治36年4月28日 第二八四号）

稲垣暹羅駐劄全權公使は、去十八日午後京都市商業會議所に於ける招待會席上に於て、約二時間以上例の長広舌を揮ひたるが其大要左の如し。

▲暹羅の国情 日本人は暹羅とさへ云へば、直に一小貧弱國の如く思惟するも、其面積の上より見るも実に二十五万里を有し米穀其他の物産あると同時に、國民も亦存外富有なり。上海シンガ

ポール辺の人々すら暹羅と云へば、地獄の如き土地なりと信じ居る者の如きも、實際同國に於て最高温度を示す三四月頃にも九十四五度以上に登りし事なく、之を上海、シンガポール等に比すれば却て健康地なり。

▲仏骨問題と同國民の感情 暹羅皇室より仏骨を日本に寄贈されしは、日本に対しては非常の厚意なりしなり。然るに、之に対する日本の処置は非常の不始末にして、今尚ほ十分の奉安所すら出來ざるは実に遺憾なり。唯だ幸にして、此内部の失体も同國民の間には未だ十分に知れ渡らず、格別感情を害し居る程の事もあらず、殊に同國人の性質として、決して何時迄も他人の失敗を攻撃するが如き事あらざれば、今後とても之が為め兩國の交際上に関係を及ぼすなど云ふ事あらざる可し。全体仏骨は壹万円にても式万円にても、唯だ奉安所さへ出來れば夫にて十分なり。然るに、日本の仏徒は唯だ徒らに前後の思慮もなく大計畫をなせし為め、斯の如き失体を演ずるに至れり。

▲日本と暹羅 暹羅の本邦に親み、且厚からんとするは今更言ふを要せずと雖も、昨年日英同盟の締結ありてより一層本邦を重視するに至り、加ふるに皇太子殿下の本邦に御遊歴遊ばされし際、上下挙つて殿下の御聰明を頌し奉り、我帝室に於かせられても款待を尽されたるを以て、皇帝陛下を始め奉り、皇太子殿下には殊の外御満足に思召され、皇帝陛下には特に我國風の宮殿を御造営あらんとし、御庭園も亦我國振りに作らせ玉はん御事となり、皇太子殿下も同様の御思召あり、日ならず良材を蒐めて此の工事を

起されんとす。皇后陛下は又御手許金を賜はりて、男四名、女四名、都合八名に本邦留学を命じ玉ひ、英語に巧みなるものを選抜する御思召を以て、御選択中の所已に其選に預りたるもの八名あり。就ては余と同船にて来朝せん筈なりしも、都合により次の船便に延ばしたるが、右は孰れも美術工芸を修業せしめらるゝものに係り、其成績を御覧じたる上にて、引き続き留学生を御差遣あるべきやも計られずと申す。

▲暹羅の仏教 暹羅仏教の我仏教に異なる点は、仏僧の戒を守る事、其国教として君主以下之に帰依し、冠婚葬祭必ず仏僧の与らざる事なき、二点也。即ち仏教を国教とするは、世界暹羅のみ也。されば印度政府が仏骨を発見したる時、之を暹羅国王に捧獻したるは至當の処置にして、仏教盛んなる我国に其一部を頒与せられたるも又必然の結果なるべし。

▲結論 暹羅と我国とは人種を同くし宗教を同じくし、感情上に於て両国の間は漆膠も啻ならざる也。近時此度合の増したるは更に喜ぶべき事也。京都市の如き仏骨に於て同国に因縁あり、又美術工芸の淵藪として大に同国人の注目を惹くべし。京都人たるもの奮励一番、両国間の親情を更に親密ならしむるに努めずして、夫れ可ならんや。

●大菩提会各宗派会 (明治36年5月28日 第二八六号)

日本大菩提会にては、来二十九日、稲垣暹羅国公使の歓迎会を名古屋前津東陽館に開き、翌三十、三十一の両日、菩提会本部に於

て各宗派会を開くことに決し、

総委員長中村勝契、原案草起委員佐竹法律、宇都宮惠鐘、会議々員大野美恵丸、高木義答、接待委員長谷川観石、丹羽円、書記糸井達巖、貫沢全隆の諸氏

任命せられ、各宗派議案は九項ある由にて、目下委員にて起草中なるが、其重なるものは、

大谷光演師の同会長辞任を是認し、補欠選挙の件▲覚王殿設計
凶案の件▲菩提会々々計報告同会庶務の報告

等にて、過日それ〴〵各宗派に向け通牒したるが、列席委員は約百名にて菩提会の各宗派会なれば、實際の費用は総て同会にて負担すべく、之がため目下各委員にて準備中なり。又覚王殿選定敷地なる愛知郡田代村月見阪の地鎮祭は、未だ仮登記のみにて、今月末迄には本登記の手順に運ぶべければ、来六月一日、各宗派僧侶等の来会を機とし、選定報告式の名の下に地鎮祭を挙行することに決し、是亦準備中なりと。

●覚王殿敷地問題彙報 (明治36年6月13日 第二八七号)

▲覚王殿敷地争 名古屋に移されたる釈尊遺形奉安の覚王殿の敷地候補地十一ヶ所ありて競争し、就中八事山(十万坪)、月見坂(十三万坪)の両所の争ひ甚しく、此程土地選定委員と菩提会重役との会合に於て月見坂に議決したるに、八事山派は之に服せず、飽まで更に各宗派会を開き決議を明かにすべしと主張し、四五日前より委員二名は京都に入り運動せしめ居るも、京都各本山

は既に名古屋に決議せし以上、敷地に就ては彼是言ふべきにあらずとて取り合はず、特に名古屋に於て宗派会を開くとしても遙々京都より出席するものなかるべしとのことなり。

▲覚王殿敷地登記に就て 大覚王殿敷地は愈々名古屋市附近なる月見坂附近と決定したるに就ては、十二万四千坪余の大区域を日本大菩提会の所有に登記せざるを得ず、然るに日本大菩提会の組織は此登記を受けるに就て、未だ其例なき事にて、普通の法人体や個人とは其趣を異にするより、一時先づ仮登記を為すの止むを得ざりしものありし由なれど、頃日種々其筋に向ても問合す所ありて、頗る好都合の方法を研究せし趣なれば、不日に愈々本登記を経ることゝなるべしと云ふ。

▲覚王殿敷地と各管長 本年四月十二日、京都繩手古門前下の旅館赤方屋方に於て、各宗派の覚王殿敷地選定委員集合の結果、愛知県月見坂を以て覚王殿敷地と決定し、同月十七日発表したるより愛知県民中に反対の声高く延て、各宗派の内にも其地の不適當なるを唱へ、今や同県下に於ては紛擾を醸しつゝありと。就ては名古屋の伊藤彦七氏其他有志者、過日來京都に滞在し、各宗派の重なる僧侶を歴訪して、頻りに現菩提会役員の行動に就て訴ふる処あり。尚管長に向つて陳情書を差出す杯熱心に奔走しつゝあり、各宗派の内には既に現菩提会役員の行動に快からざる向もある折柄なれば、或は早晚各宗派会開会の上に於て議論の起る事もあるも測られずと云ふ。今右陳情書の大要を聞くに、

大菩提会刻下の現状は、会務次第に振はず、仏骨の名古屋に奉

遷後は正副会長あるも事に臨んで会務を見ず、代理者の名あるも其実なく、全会の職権は中村勝契一人の掌裡に領せられ、而して中村勝契は又少壯者たる宇都宮惠鐘、大野美恵丸、丹羽

円、長谷川觀石等に擁せられつゝあるが上に夫の吉田禄在に慊らず、其一派の団体にして大菩提会全部を押領し、勝契以下少壯者輩は皆其一派の願使する処にして、菩提会其物は禄在一派の専有物となり、今や各宗派の菩提会にあらずして、禄在一派の菩提会たるの觀あり。元來名古屋奉還の當時は、覚王殿建設敷地寄附出願者は実に十一箇所あり。菩提会に於ては十分適當の地を採用すべき筈なるに、現菩提会執務者は禄在一派と通牒して隱密の間に種々の不徳を行ひ、殺風景の混地を採り以て敷地と定め、大に公衆の謗を招致し不信を買へり。大菩提会の監督者たる各管長は、至急此等の行動に就て嚴密なる調査を遂げ、以て革新を計られざれば前途益憂慮する処あらん云々。

▲稲垣暹羅公使の談 覚王殿の問題は吾輩の直接に關係はない事だが、釈尊の遺形を日本に請ひ受けたのは、吾輩と暹羅皇帝陛下との間で成立つたことだから、昨年のやうな紛紜が出来る汗顔の至りで迷惑千万です。名古屋でも又此頃土地の選定について紛擾を起して居るさうだが、既に決定した後であるから無益の沙汰だと思ふ。第一彼の土地は売り付けるのではなく寄附するのだ。月見坂四十余町歩、坪にすれば十二三万坪を無代で寄附するのだ。だから反対派の謂ふやうな収賄の贈賄のといふやうな消息が此間に潜まれやうとは吾輩は信ぜられない。且つ吾輩の見る所で

は月見坂派の連中は何れも真面目にやツて居る。或は吾輩が欺くらかされて居るかも知れぬが、唯見た所では、確実だと思ふ。ソコデ彼の月見坂だが、愛知県庁を距る凡そ一里許の所にある高地で、池も三ヶ所あり、雲を突くやうな老松が矗々として生ひ繁つて居る。実に覚王殿建設地としては最上の地だと思ふ。のみならず覚王殿が成工した暁は無上の良公園地です。覚王殿の面向ですか、サア吾輩は暹羅の方を向て建てるのが上策だらうと信ずるのです云々。

〔古義真言宗〕「六大新報」

●覚王殿と同盟宗派会〔明治36年9月6日 第六号〕

大菩提会にては覚王殿建設に關し、同盟宗派会を本月下旬、若くは来る十月上旬、京都に開きて仏骨安置の爲め、覚王山日蓮寺を建築し予算五拾万円の内式拾五万円を名古屋に於て負担し、式拾五万円を全国に広く勸財することとせん筈にて、之が顧問には井上伯を推挙することとなりたる由。

●臨濟宗各派と日蓮寺〔明治36年9月6日 第六号〕

名古屋に於て仏骨の始末を付くる一策として日蓮寺を設立せんとの計画ある由は、別項の如し、右に付京都臨濟黄檗各派の管長は、去月二十八日建仁寺に於て、右問題に關し協議を開き、其結果左の決議をなせり。

- 一、日蓮寺創立諸般の件は、客年十月十三日各宗派会議に決定せし第五号議案及同年十一月五日會議に決定せし第五号議案、其他之に關聯せし諸般の契約を履行したる上、之を処理すべきを至當とす。

一、前項の實行を為さざる以前に於ては、日蓮寺創立諸般の手續に對し、連署調印すべきことは之を謝絶す。

右の主意を約言すれば、彼の仏骨を奉迎せし大菩提会の負債処分付、名古屋派は之を負担決裁し、其上にて名古屋に覚王殿を建

設せんとの予約をなせるに今日に至り、負債は其俣になし。更に日暹寺なる者を建てんとするは、頗る勝手ケ間敷所置なるに付、前記各派は右負債決済の上ならでは、日暹寺の建立に同意せずと云ふに在る由。

●勅額下賜請願〔明治36年9月13日 第七号〕

覚王山日暹寺創建に付ては、今月下旬又は十月月上旬、京都に於て各宗派会を開き、同寺建立発企請願を其筋に差出す筈なるが、猶ほ同寺に対し覚王山日暹寺の勅額御下賜を宮内大臣へ請願せんとする筈なりと。

●内務省の局課廃合説〔明治36年9月13日 第七号〕

内務省に於ける局課廃合中宗教、神社両局の合併は殆ど事実となるが、尚衛生局を廃して警保局に衛生課を置かんと議も起り居る由。

●日暹寺創建の近報〔明治36年9月13日 第七号〕

同盟各宗派は同意調印なりしも、臨濟各派（京都）及黄檗宗の不同意を唱へ行き悩みの体なりしが、去る七日妙法院門跡に於て、日置、渥美、前田、土宜、村田の諸師協議の末、日暹寺創立に關する事情粗々融通して、臨濟等の協議は前田氏主となりて纏とむることに定まり。同夜日置氏は、此の決議を以て神戸市西村家に滞在する稲垣公使の許に到りて公使の同意を得、又前田師は本月

十日、更に臨濟各派の再会議を開らきて同意調印を得ることになり。是れにて同盟各宗派の連印は調ひしにつき、此の上は本願寺派の調印を成る可くならば得ることにし、弥よく日暹寺建立の願書は、愛知県知事へ近日進達することとなる可し。進達すれば速かに許可あるべき手筈につき、続いて本月下旬若しくは来月上旬頃に各宗派会を開らき、稲垣公使は必ず出席し、自己が抱負と各宗派管長への請求とを充分陳述せんと意気込の由。（九日稿）

●日暹寺の所屬地〔明治36年9月13日 第七号〕

彼の月見坂に於いて、十二万六千余坪の寄附地は、現今有る者等六人の共有に仮登記しあるも、日暹寺許可の上は、直ちに同寺所有に登記すべきにつき、同寺は巨額の地主となり、其の中境内地には一万余坪を取り、他は所有地と為し置くとか。而して其の所有地中には、今後名古屋市の水道布設を営む時は必ず水源地となるべき地所三万余坪を含むにつき、此の際は一坪拾円の価額にはドン／＼同市より買取すべければ、是れにても参拾万円の所得とならん。依ては新寺許可の上は、一時には六ヶしきも現今の借財を償却するは、何れの方面よりも誠に易々たること、有る人は云へり。

●大菩提会〔明治36年9月13日 第七号〕

新寺許可の上は、万般の事務は日暹寺にて扱ふゆゑに、大菩提会

は自然消滅とならんが、彼の会にて造くりし拾余万円の借金は消滅するものにあらず。然らば、此の所置を如何するやは困難なる問題にて、臨濟各派が新寺建立願書に連印を拒みしも全くこれあるがためなり。然るに此の問題は、去る七日の妙法院会にて解決され稲垣公使も不同意なきにつき、此の後穩當に落着す可し。最も彼の借金に関しては、加藤重三郎、吉田佐吉の二氏稲垣公使の内意を承け調査を為しつゝあるにつき、更に何分の報道を聞くことあらん。

●寺院所属山林の濫伐を禁ず〔明治36年9月13日 第七号〕

近時寺院の山林を荒らすこと各地に多く、吾人は大いに憂慮せしが其の筋にても同感と見え、内務省宗教局長は此の程左の申告を各管長に達したり。

宗甲第二三号

寺ニ於テ其所有山林ヲ処分スル場合ハ、其土地タルト又ハ立木ノミナルトヲ問ハズ。共ニ明治六年太政官布告第二百四十九号、同九年教部省第三号達及、同十二年七月本省達乙第三十九号但書等ニ依リ、予メ地方庁ノ認可ヲ受クヘキハ勿論ノ義ニ有之。然ルニ明治三十二年法律第九十九号国有土地森林原野下戻法ニヨリ、山林ノ下戻ヲ受ケタル寺ニシテ右地方庁認可ノ手續ヲ經ズ檀ニ処分スルモノ有之哉ノ聞有之如。此ハ独リ該下戻法制定ノ精神ニ戻リ、寺永遠ノ利益ヲ損スルノ処アルノミナラス、法規及規定ニ違反スルモノニシテ住職ノ職責上不問ニ付シ

難キ筋ニ有之候条、其宗派内寺院住職ニ対シ心得違無之様嚴重注意ヲ加ヘ、且ツ如上ノ行為アルモノニ対シテハ相當ノ処分相成ベク命ニ依リ此段申進候也。

明治三十六年八月二十日

内務省宗務局長斯波淳六郎

管長 宛

●日暹寺の建立〔明治36年9月20日 第八号〕

去る十五日臨濟各派は調印のこととなり、本派本願寺は元より同盟外なれば、調印せざるも、建立後式万円の寄附は予約あれば建立に異議なきこと明白なり。依て最早同盟宗派だけは調印済となりたる次第に付、本日頃は名古屋知事へ願書を差出したるならん、日置師は過日来京都にありて奔走し居られしが、今は東京にて奔走し居らるゝ由

●本派本願寺の暴慢〔明治36年9月20日 第八号〕

日暹寺建立に就いては、内務省にても既に大菩提会を離れての挙なるに付、本派本願寺は御遺形奉迎者の一人なれば、賛同して發起人となるは無論なる可しとの見込なりし、又各宗派にても、暹羅国王陛下の勅諭に対し本願寺は無論同意のことならんと察し、日置氏より左の如き鄭重なる書面を出せしに對し、此程後項の如き書面を本派本願寺より返書ありたる由

謹啓

残暑尚未収候 猥下益々健勝ニ被為渡候条、奉賀陳ハ先年暹羅皇帝陛下ヨリ釈尊御遺形ヲ日本仏教徒へ御頒胎相成候節ハ、貴宗派ヨリ藤島了穩殿御差遣ニ相成當時暹羅皇帝陛下ヨリハ莊重ナル御待遇モ被為在候御事モ有之候ノミナラズ、教主世尊ニ対スル衷情ヨリスルニ一日モ速ニ御奉安其処ヲ得セシムルハ教主ニ対シ国王ニ尽スベキ一大責任ト奉存候。特ニ暹国皇太子殿下ハ曩ニ猥下御訪問相成候事モ有之、又稲垣公使ヨリ日暹兩國ノ將來ノ厚誼ニモ影響スル所尠カラザル趣モ陳情被致居候事モ伝聞致居候。且猥下ニ被為於テモ日暹兩國々際ノ如何ト彼我仏教ノ連鎖ニ至リテハ、夙ニ御懸念ノ御事ト奉存候。就テハ御遺形御奉安所トシテ這回覚王山日暹寺創建ノ事ニ決シ各宗管長猥下ノ御調印ヲ請ヒ候ニ付、過日貴宗派執行藤井皆立殿迄詳細ナル事情陳述致置候へハ、同人ヨリ既ニ上陳ノ事ト奉存候。速ニ御調印被成下度及御依頼候。敬具

八月二十日

日置 黙 仙

大 谷 光 瑞 殿

本願寺派よりの回答

拝啓日暹寺創建願書に対し、弊山へ同意調印可致旨御請求相成候処、御承知之通御遺形奉安殿建設の件に付ては、予てより御同盟各宗派之御経営に係る義にして弊山は従来関係不致義に候へば、過日申述候通御請求に難応候条、此段及御回答候也

但、到底御同盟各宗派に於て御経営難相成事情も有之候へ

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

ば、追て弊山に引請奉安所を建設し御崇敬の義を尽すべく候へ共、此場合に於ては従來の行掛上他宗派合同之義は御断致候外無之、此段添て申進候

此の書面は如何に暴慢なるや、各宗派を侮蔑するは別問題とするも、暹羅国王陛下が、日本仏教の全体へ御贈与ありたる叡慮を無視し、実に無礼極まる書面と云ふべきなり、且つ狡猾にも日本仏教各宗派が、本願寺派へ依頼せざることの知れ切たるより斯くも、弊山一手限りにて引請ん杯と瘦我慢を公然言明する等柔和穏順を以て体とすべき僧侶、殊に一派本山の高僧（位置上）としての品位は全く零にして、其の所為は全く投機師の標本と云ふも可なるなり、本派本願寺も既に末路と云ふ可きなり。（孤憤生投）

●日暹寺創立賛成者（明治36年9月20日 第八号）

覚王山日暹寺創立に同意調印したるもの左の如し

天台座主三津玄深、天台宗寺門派長吏直林寛良、同宗真盛派管長石山寛湛、真言宗長者長宥匡、浄土宗西山派管長勝川勝善、臨済宗建長寺派管長釈宗演、同宗円覚寺派管長釈宗演、曹洞宗管長森田悟由、真宗大谷派管長大谷光瑩、同興正寺派管長華園沢称、同仏光寺派管長渋谷微妙定院、同出雲教派管長藤善聰、同誠照寺派管長二条秀源、同三門徒派管長平光円、同山元派管長藤原善住、時宗派管長河野寮阿、融通念仏宗管長清涼得善、法相宗管長秦行純、華嚴宗管長佐保山普円、真言律宗管長佐伯泓澄

未だ調印出来ざるは、真宗本派本願寺派真宗木辺派同高田派、并に京都臨濟宗七派近江臨濟宗永源寺派黄檗宗及び日蓮宗の十宗派なるよし。

●各宗派会議〔明治36年10月4日 第十号〕

各宗派会は、京都に於て今月末又は来月上旬開会し日暹寺創立に就て協議すべき旨既記せしが、猶聞く所に依れば日暹寺創立に對して賛同調印せしは、昨年八月建仁寺に於ける管長会にて概して名古屋に賛同せし宗派にして、調印せざる宗派は概して京都にあれば、宗派会を京都に開く理由薄弱なりとて内務省が日暹寺創立を許可するや、直ちに名古屋に於て開設することと予定されたる由。而して右は遅くも来月十日までに開会し稲垣公使帰暹までに決議を為す見込の由にて、其の議案の二三は左の如し。

月見坂土地寄附受納の件、日暹寺制規、評議員会規則、日暹寺創立勸募規程、日暹寺建立設計及予算、顧問、輪番、執事各職制

●日暹寺創立承認書〔明治36年10月4日 第十号〕

日暹寺創立発企出願に付ては、三十六宗派の悉く連署するにあらざれば、内務省に於て詮議の運びに到り難きを以て、前日来日置菩提会副会長は京都、名古屋及び東京名古屋間に数回の往返を重ね、最後の運動として黄檗宗并に在京都臨濟六派近江永源寺派等を歴訪し種々交渉せしも、右は本山に於て去月廿二日附回答の如

く連署せざるを以て、日置副会長は万止むを得ず右八本山に對して同盟連署宗派の行為に異議なきの書面を差出され度くすれば、之を添附して願書を差出すべしと懇請せしより、八本山管長は即ち之に調印し、去月廿六日午後五時を以て建仁寺久昌院に於て日置副会長へ渡し、是れにて大菩提会对八本山の事は一段落を告げたり。惟ふに此間、種々入組みたる事情之れあることならんが、特に臨濟各派は他の大宗派に對し権利上多少不賛成の向ありしを以て、今日まで斯くゴテくせしならん。其の承認書は左の如し。

△日暹寺創立出願に付承認書

一 今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也

右

明治三十六年九月二十六日

- | | |
|------------|--------------------|
| 黄檗宗管長 | 佐伯 蓬山 [㊦] |
| 臨濟宗東福寺派管長 | 濟門 敬冲 [㊦] |
| 同 建仁寺派管長 | 竹田 嘿雷 [㊦] |
| 同 相国寺派管長 | 中原 東岳 [㊦] |
| 同 南禅寺派管長 | 豊田 毒湛 [㊦] |
| 同 大徳寺派管長 | 菅 広州 [㊦] |
| 同 永源寺派管長 | 久松 琢宗 [㊦] |
| 同 天竜寺派管長 | 高木 童測 [㊦] |
| 同盟各宗派管長下御中 | |

●日蓮寺創立彙報〔明治36年10月4日 第十号〕

日蓮寺創立請願書に調印せざる臨濟七派黄檗宗各管長は別項の如く同寺創立承認の書面を差出したるが、大菩提会にては本派本願寺の連署せざるに關しては承認書を求めず、同寺よりの回答書を添へて内務省へ差出す由。▲日蓮宗にては臨濟各派調印せば調印を為すべしとのことなりしに、臨濟宗の鎌倉建長、円覚二派、京都の妙心寺派調印せしに付遂に調印することと為りたるよしにて、三十三派中非調印は真宗本派、同木辺派、黄檗宗、臨濟七派の都合十一宗派なりと。▲日置副会頭は去月廿六日某所に於て、日蓮寺創立調印同盟宗派重役と協議する処あり。廿七日午前七時五十六分京都発列車にて名古屋に帰りしが、日蓮寺創立請願書及非調印宗派の添付書を携へ東上し、稲垣公使其他と協議を経て内務省に出願するよしなり。▲日蓮寺創立許可の上は、第一着手として名古屋月見坂の地十萬坪の寄附を受くることとなるべしといふ。▲本派は同寺建築の上は、貳万円丈の寄附を為す約成りし由。▲臨濟各派にて菩提会の借金を引受くるとか云事は無根の事実にして、他の各宗派に於ても固より該会の借金を宗派にて支払ふなどを同意し居らざる趣なり。

●日蓮寺創立許可と制規〔明治36年10月18日 第十一号〕

日蓮寺創立請願は意外に捗り、今日の模様にては四、五日中に許可の沙汰あるべき模様なりと東上中の日置師より内報あり。從て名古屋に開く同盟各宗派会は意外に早く開くやも知れず、京都に

於ける同盟宗派たる大谷派本願寺を初め、各本山にては同会には概して管長代理を出席せしむるよし。又日蓮寺の宗制寺法とも云ふべき制規なるものを聞くに左の如し。

制 規

暹羅国皇帝陛下より、釈尊御遺形并に御尊像を本邦仏教徒に頒贈せられたるに付、大聖世尊の洪恩に報じ寄贈皇帝陛下の歡旨に答へ、宗教を宣布し国光を顕揚せんが為め、創立せられたる寺院にして天台宗、天台宗寺門派、天台宗真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨濟宗妙心寺派、臨濟宗建長寺派、臨濟宗円覚寺派、曹洞宗、真宗大谷派、真宗高田派、真宗興正寺派、真宗仏光寺派、真宗出雲路派、真宗誠照寺派、真宗三門徒派、真宗仏元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗に属する者なるを以て關係宗派商議の上、左の条々を協定し之を覚王山日蓮寺の制規とす。

第一条 日蓮寺任職は其任期を一ケ年とし、左の順序に従ひ關係宗派管長順次之を任命するものとす

天台宗座主	三津	玄津
天台宗寺門派長吏	直林	寛良
天台宗真盛派管長	石山	覚湛
真言宗長者	長	宥匡
浄土宗西山派管長	勝川	相善
臨濟宗妙心寺派管長	関	実叢
臨濟宗建長寺派管長	积	崇演

臨濟宗円覚寺派管長 釈 宗演

曹洞宗管長 森 田 悟 由

真宗大谷派管長 大 谷 光 瑩

真宗高田派管長 常磐井 堯 熙

真宗興正寺派管長 華 園 沢 称

真宗仏光寺派管長 渋谷微妙定院

真宗出雲路派管長 藤 善 聰

真宗誠照寺派管長 二 条 秀 源

真宗三門徒派管長 平 光 円

真宗山元派管長 漆 原 善 住

日蓮宗管長 浜 日 運

時宗管長 河 野 察 竜

融通念仏宗管長 清 涼 得 善

法相宗管長 秦 行 純

華嚴宗管長 佐保山 晋 円

真言律宗管長 佐 伯 泓 澄

但任命すべき當番宗派の管長にして、欠員又は事故の為に任命すること能はざる時は次番を當番とす

第二条 日暹寺輪番住職は、執事一名理事二名をして庶務を処理せしむ。其任期は一ケ年とす。

但し、理事一名は関係宗派の評議員会之を選任し、其任期を三ケ年とす

第三条 日暹寺信徒の互選により、信徒総代十名を置く

第四条 日暹寺は関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員

を選出し、評議員会を組織す。其任期は三ケ年とす。

評議員会規定は別に之を定む。

会期は毎年三月五日より同月十日迄とす

評議員会に提出すべき事項

一 財産管理の方法

二 毎年度の収支予算

第五条 評議員会は、顧問三名を関係各宗派管長の中より選出

し、其任期は三ケ年とす。

第六条 輪番職は毎年四月一日に交代し、新任をして日暹寺を

統管すべし。

第七条 日暹寺輪番住職は、評議員の決議を経て関係管長の許

可を得るに非ざれば負債を起し、其他財産上の処分を為す事

を得ず。

第八条 日暹寺輪番住職は毎月其収支決算書を調製して、関係

宗派管長に報告すべし。

第九条 當番宗派管長は、輪番住職中事務の請願文書の往復等

に奥書するの義務を有す。

第十条 日暹寺執事は輪番住職に依り選任せられ、其旨を承け

寺門の内外の事務を執行す。

第十一条 日暹寺理事二名の内、一名は輪番住職之を任命し、

関係宗派評議員より選出す。

第十二条 日暹寺信徒総代は収支決算等財務に参与し、寺門外

護の義務を有す。

第十三条 日暹寺顧問は寺門の内外と協商して、財法二途の円満を計る責任を有す。

第十四条 日暹寺職員は、寺産明細帳并に仏具什器の台帳を設備し、違乱なく引継を了するの責任を有す。

第十五条 日暹寺輪番任職并に職員違規あるに際しては、在籍宗派の規定に拠り、當該宗派管長懲戒処分を為すものとす。

第十六条 制規は、評議員会三分の二以上の賛成を得て、關係各宗派管長の承認を得るに非ざれば変更するを得ず。

●日暹寺創立願 同盟二十三宗派管長記名調印の願書及副書は信徒総代調印の上、菩提会副会長日置黙仙氏より深野愛知県知事を經て内務大臣に差出したるを以て、去る四日日置氏東上許可を待ちつゝあり。右許可の上は名古屋に於て同盟宗派会を開くこととし、稲垣公使も出席し意見を述ぶる由、新寺創立願に添へたる明細帳及び建築予算は左の如し。

明細帳

尾張国愛知郡田代村 覚王山 日暹寺

一、本尊 釈迦牟尼仏 一、開創 明治三十六年中聯合各宗派

協同開創

一、由緒 明治卅三年中、暹羅國王陛下より本邦仏徒へ御頒貽せられたる。印度涅槃羅藍毘尼園の西南五里余の地に於て、英人ベツペ氏の発掘せる八大舍利塔中第五塔に奉安せる釈尊御遺形の一分と同、王室伝来の降魔形の金製坐像を奉安

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

護持する為め、淨地を卜して聯合各宗派の建設するものなり。

一、境内地 一万二千六百坪 一、境外所有地 十万七百七十坪

一、信徒 十万五千人 一、管轄庁距離 三十五町三十二間

二間

収支予算 ▲菩提門（七間、四間）一万五千元 ▲外周土塀六千

二百二十五元 ▲西北院（四間）五万四千元 ▲同周圍塀 三千三百元 ▲同唐門（三間、一間）二千四百元 ▲參拜堂（十一間、八

間）八万八千元 ▲本堂（十五間、十二間）十八万円 ▲回廊（二

間、三十五間）一万五百元 ▲客殿（五間、五十間）三万三千七

百五十元 ▲事務所（十間、二十五間）四万三千七百五十元 ▲庫

裡（八間、十六間）一万九千二百元 ▲廁（二ヶ所）四百八十元

▲物置納屋（四間、十六間）一千二百八十元 ▲諸雜費及予備

金、四万二千五百元 ▲合計五十万円

一金五十万円、寄附金総高 内金廿二万五千元、愛知県下現在

寄附申込高、明治卅六年六月より三十七年末月迄収入、金二十

七万五千元同三十八年より同三ヶ年間、各府県寄附募集高

●日暹寺創立の認可〔明治36年10月25日 第十二号〕

名古屋市中に建立する覚王山日暹寺創立の出願は、内務省宗務局にて願書調査の結果所轄地方庁を経て認可の指令を下したり。同願書に調印せる宗派は天台宗、同寺門派、同真盛派、真言宗、浄土宗、西山派、臨濟宗妙心寺派同建長寺派、同円覚寺派、曹洞宗、

真宗大谷派、同高田派、同興正寺派、同仏光寺派、同出雲寺派、同誠照寺派、同三門徒派、同山元派、日蓮宗、時宗、融通念仏宗、法相宗、華嚴宗、真言律宗にして日暹寺は右廿三宗派に属するものなり。同寺の寺法としては、前号所載の通り制則十六個条を定め、住職は任期を一ケ年とし、前記天台宗座主乃至真言律宗管長の順序を以て任命し、其下に執事一名、理事二名を置いて庶務を処理せしめ、又信徒互選に依り信徒総代十名を置く外、関係宗派一千ヶ寺に一名の割合を以て評議員を選出し評議員会を組織し、財産管理の方法及び毎年度の収支予算を協定せしめ、尚ほ同会に顧問三名を関係宗派管長の中より選出し、顧問は寺門の内外を協商して財法二途の円満を計らしむるに在り。該制規は宗教局に於て調査中なるが、遠からず認可せらるべく関係各宗派は、近日當市に宗教会を開きて創立事務を進行する筈なりと。

●日暹寺創立準備会〔明治36年10月25日 第十二号〕

別項所載の如く、十二日附を以て其筋より許可ありたる覚王山日暹寺創立願認可書は、既に愛知県庁より出願者に交附せし由に付、来る十九日稲垣公使帰任の途次来名を待つて、同市の各寺院住職及び愛知協賛会幹事賛助員等は七ツ寺明治館に於て、創立準備に関する協議会を開き、同公使にも臨席を請ふ筈なりと。

●認可指令文〔明治36年10月25日 第十二号〕

日本大菩提会副会長日置黙仙代理、同会理事佐竹法律師は、去十

九日午前八時愛知郡役所へ出頭、兼て出願中の日暹寺創建許可の指令を受取たり。(指令左の如し)

愛知県指令一第六二二四号

愛知県田代村日暹寺創建発起人

延暦寺住職三津玄深外二十五名

明治三十六年九月十八日付願日暹寺創建の件許可す

但し、創建の上は其旨速に届出づべし

明治三十六年十月十六日

愛知県知事 深野 一三

●覚王山日暹寺の近状〔明治36年11月1日 第十三号〕

去る十六日附を以て新寺建立の許可を得たるは既報の如く、就いては去る十七日稲垣公使は京都市に來りて、各宗派管長等に対して自己の意見を陳べ、翌十八日名古屋市中に往いて、同地に於ける仏教団体の各種を集め一場の演説を為したり、彼れ是れ以て同地の人気は頗ぶる奮興し居ると云ふ。

●各宗派管長より暹国皇帝への上奏〔明治36年11月1日 第十

三号〕

稲垣公使帰任に付、同盟各宗派管長よりは、同公使に托して左の奏状を呈したり。それにつき、此の英訳をも添へ出されしが、昨年来菩提会より暹国への送付の英文は、總べて本宗の長谷宝秀師の手にて作くられ、差し出し來り居りしが、此度は時日切迫に

付、稲垣公使が帰航船中にて訳文を作り添出さるる由。

大日本仏教各宗管長等、仏陀照鑑の下に謹で一書を裁し、大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光栄を有す。去る明治三十三年六月十五日、恩頒を忝うせし釈迦牟尼仏御遺形并に金像仏を奉安の爲め、今回尾張国名古屋市附近田代村の勝地を撰て奉安殿を建築する事に決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覚王山日暹寺と称し奉安護持し、永く

貴国皇帝陛下の恩頒の慶を不朽に伝へ、以て仏教各宗派及び信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くば閣下此意を諒し、貴国皇帝陛下に下名等の摯実なる誠意を執奏せられんことを希望の至りに堪へず、茲に下名等は謹で

大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、併て閣下に対し満腔の敬意を表す。

大日本明治三十六年十月十九日

天台宗座主以下連名

大暹羅国皇帝陛下

宮内大臣閣下

●日暹寺建築地建標祝賀会（明治36年11月1日 第十三号）

去る二十五日、愛知県愛知郡田代村月見阪にて、覚王寺建築地建標式を執行せり。此の日、天朗らかに気温かに幾百の参拝者はひろき該地所に充滿し、非常なる賑はひなりし由、式衆は午前九時に真門前町の大菩提会より出で、数台の車に百味の供物を載せて

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

百余名の稚児に之を曳かしめ、日置副会長、中村理事を始め各宗取締諸師及び市内随喜の寺院は俱に雁行して、知事代理其他の公職員を始め数百の世話人を従へ式場に参集し、建標前に此の供物を列らべ、日置師の発音にて般若心経を唱へ祈願をなし、式後余興として、念仏踊、詠歌踊、煙火、角力、劍舞、等は所々に催ふされ、酒、餅、すし、等の接待は彼此に施こされ、近來になき愉快なる祝賀会なりしと、其の際日置師の朗誦せし祝文は左の如し。

大日本明治三十六年十月二十五日、愛知県愛知郡田代村月見阪に覚王山日暹寺建築地の標を建つ。恭く惟るに、靈気の鐘放大地清く山川草木自ら潤沢す、此の地曩に各宗委員踏査撰定の時に當たり、蟄竜昇天の瑞あり以て衆目を驚かしたり。爾後区々の世評ありと雖も、宛転今日に至りて実此の挙を見る、蓋し奇遇と云ふべし、然れ共荆棘尚ほ路に横り、鋤斧拈提其の人を待つ、あり、憶ふに 大聖釈迦牟尼如来在世の時、帝釈一茎草を拈して地上に挿で曰、梵刹建立し畢りぬと、今此の機縁に撞着して感転た余あり、記して以て天龍□を推し法輪常に転ずるの時を竣つ、謹しんで祝す。

●日暹寺の住職（明治36年11月1日 第十三号）

此の度内務大臣の認可せし、同寺の制規によれば、最初の住職は天台宗座主たる人の順なるに付、日置師は前条建標式を畢へ、直に出立して京都に來り、二十六日は、村田、長等の門跡を訪問

し、各宗の當局者と小集を為して諸般を打ち合せ、二十七日朝大阪天王寺に赴きたり。其は同寺住職吉田源応師は、此度天台宗座主となられたるに付、日暹寺最初住職に請待の為めなり、無論同師は諾されしものならん、然らば日暹寺の爲めには至極適當の人材を得しものに付、是れより百事着々進むべきものと信ぜり。但し明年四月が交代期なれば、吾人は吉田師の住職期間の甚だ短かきを惜しむなり。

●日暹寺の経営〔明治36年11月1日 第十三号〕

彼の京都借財は猶ほ皆済に至らざれど、加藤、吉田両弁護士の調査は頗ぶる進みたり。又弁償は、過る十八日稲垣公使の演説にて、名古屋人民も了諾して異議なきに到りたる有る一種の方法を以て、日置師より村田、前田等の諸師に交渉中なるが、此れ等諸師も粗々了諾の由に付き、各宗委員も異議なかるべし、然らば、此の負債方面の最後の解決は愈々近きにあらん、さて是れさへ片附ば次ぎは建築の方法なるが、其は予ての設計に基き、東京、名古屋の両市に於て、先づ十名宛の委員を置き、此の二十名を建築の幹部委員とし、是れにて諸般の事務を統括分担して経営さるゝ見込の由、二十名中東京の分にて既に確定されしは、日本銀行副總裁高橋是清、三井物産会社理事益田孝の両氏にて此の両氏より他の八名を推挙さるゝ順序となり居れり、名古屋の分は未だ一名も定まり居らざるが、東京の高橋、益田の両氏と対等さるべき身分財産を有する某々は是非とも登庸すべき見込の由、最も名古屋

の分も、去る二十二日迄は大いに話しは進み居りしも、同夕の急電にて松方伯爵が名古屋より帰東されしより少し手間取り居ること。又此の度の件は、日、暹両国間に於ける交際上重大の關係を永遠に有する問題なるに付、松方伯爵は過日來陰に陽に頗ぶる尽力し居らるゝ趣。

●同寺の寄附募集〔明治36年11月1日 第十三号〕

従前菩提会にて着手し居る分も追ひ／＼同一寄附となすべきも、目今名古屋の仏教団が計画し居る予定方法は三種に設けあり。其は孰れ住職も定まり、前条の委員及び日暹寺執事等の定まりし上にて、決定発表さるゝならんが三法の中何れに定まるとも、従前の方法に比しては頗ぶる経験を経たる方法なるにつき、信用さるべきものなりと云ふ。又彼の十二万余坪の日暹寺地所は、住職出來次第直に登録さるゝ由。

●各宗派会議〔明治36年11月15日 第十五号〕

日暹寺創立に関する各宗派会議は、弥々来る十二月一日を以て名古屋大菩提会本部に於て開くことゝなりしを以て、日暹寺創立同盟宗派管長并に同盟各本山重役出席あり度旨日置大菩提会副会長より夫々通知したり。議案の重なるは日暹寺、制規細則日暹寺住職輪番及び執事重役規則、菩提会事務を日暹寺創立本部へ引継の事等なり。

●日暹寺住職赴任〔明治36年11月29日 第十七号〕

今回創建許可を得たる覚王山日暹寺住職は、同寺制規第一条に依り、同盟二十三宗派管長の輪番を以て、一年間宛就職すべく第一番は天台宗座主なるを以て吉田源成師は去十九日名古屋に到り仏舎利供奉安の青松寺に入りたる趣き、大菩提会副会長日暹寺創建発願人委員日置黙仙師より京都各宗派管長へ通知ありたり。吉田師は自今延暦寺本坊、大菩提会本部并に天王寺の三ヶ所へ、一ヶ月に一度宛は登堂すべきを以て中々多端なるべしと、日暹寺住職は實際旅費交際費を要する少からざるを以て、大宗派として金融自在の管長にあらざれば就任するに困難なるべしと。

●管長及重役会〔明治36年11月29日 第十七号〕

日暹寺住職として天台宗座主吉田源成僧正赴任せしに就ては、左の諸件を議する為め、各宗派管長及び重役会を来る十二月二日より名古屋市曹洞宗万松寺に開会する旨、日置大菩提会副会長より大谷派本願寺を初め各宗派管長へ通達ありたり。

- 一 日暹寺建築及将来擁護に関する件
- 一 大日本菩提会事務整理に関する件

●日暹寺勅額願〔明治36年12月6日 第十八号〕

日暹寺創立に付ては、国際上の関係かたゞ日暹の号に依り勅額下賜請願を為すこととなり、創立発願同盟宗派管長より宮内大臣へ差出したるが、此頃に到り受理せし趣同省より通達ありたるよ

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

し

●各宗派管長会議（第一日）〔明治36年12月6日 第十八号〕

既記の如く、覚王山日暹寺創設に関する同盟各宗派管長会議は、去二日午後三時より名古屋市裏門前町万松寺内なる日本大菩提会本部に於て開かれたり。當日の出席者は、

▲曹洞宗管長代理日置黙仙▲時宗管長代理河野良心▲妙心寺管長代理前田誠節▲興正寺代理三原俊栄▲天台宗委員木村観順▲妙心寺派委員積等願▲高田派委員長岡大仁▲大谷派委員関地良成▲妙心寺派委員青山宗寛▲浄土宗西山派委員長谷川観石▲曹洞宗委員大仏補教▲高田派委員安藤諦微▲天台宗委員大久保良俊

の十三師にして、大菩提会の中村勝契師始め四名番外説明委員となり、先づ会長の推選を行ひしに、前田誠節師當選し左の議題に付議事を開く筈なりしも、當日は出席者少なかりし為め、議事は三日より開始することとなり散会せり。而して二日は、一同々地愛知郡田代村字月見坂なる日暹寺建設敷地の検分をなしたり。

第一号 日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創建の事及寄附金募集の事務を担当するものとす。

但、覚王山日暹寺と日本大菩提会との会計を別途にする事。

- 第二号 日本大菩提会々則改正の件
- 第三号 日暹寺制改正の件

第四号 日暹寺施行法案

第五号 日暹寺住職晋山に関する件

●名古屋の各宗派会〔明治36年12月13日 第十九号〕

日暹寺建築、其の維持并に大菩提会整理の案件を以て、去る二日より名古屋飯覚王殿なる万松寺に於て、各宗派会議を開きつゝ、あることは既報の如くなるが、同会議は秘密会議にて一切傍聴を許さざるも、聞く所によれば出席者甚だ少なくして、日暹寺創立発願同盟宗派（二十一宗派）の半数に及ばず。即ち大谷派、天台宗、妙心寺派、時宗、興正寺派、曹洞宗、西山派、高田派の代表者の出席せるのみにて、出席宗派は僅に八宗派なれば議事の要領を得るに難く、加ふるに名古屋派の者は、彼の菩提会の旧負債支払ひに付て殆ど対岸火災視の様子なれば、今回の召集にて出席せし宗派の委員は頗る不快の念を抱き、名古屋にして最初の契約通り負債の支払ひを為さざれば仏骨を京都に復座するの決議を為さんとて、此旨同盟宗派へ通牒し出席を求めしより、去五日天台宗真盛派、奈良の法相宗、同華嚴宗、真宗誠照寺派の四宗派が特に出席する旨を回答し、去六日以後の宗派会議は二十一宗派に対する十二宗派となり過半数となりたるが、同会議は之れより復又大紛擾を生ずべしとなり、議案は左の如し。

○第一号議案 日本大菩提会と日暹寺の關係

- 一、日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創立の事業及寄附金募集の事務を担当するものとす。

- 一、覚王山日暹寺と日本大菩提会とは、會計を別途にする事。

○第二号議案 日本大菩提会々則改正案

第一条中名古屋市を「日暹寺内」とす。▲第三条第一項中殿宇を削り、「山日暹寺」の四字を入れる。▲第四条中殿宇を削り「山日暹寺」の四字とし、次行「会」の字を「資」に改む。第五条「ス」字を削り、「し総て日暹寺信徒とす」と改む。▲第八条第一号「会長は、日暹寺住職之に當る」と改む。▲第十一条「一奉仕部」の四字を削る。第十四条「評議員会は、日暹寺制規に依り選出せられたる評議員を以て之を組織す」と改む。

○第三号議案 日暹寺制規施行法案

第二条 但書所定理事薦挙の件▲第十条、第十一条に規定する処の、住職の選任すべき執事、理事にして若し他宗派内より選出したる場合は、所属宗派管長の同意を求むべし。

○第四号議案 日暹寺制規改正案

第四条 日暹寺評議員は各宗派寺院住職以上の僧侶中に就き、其員数は宗派末寺数に依じて、左に記載の割合を以て之を定め、關係各宗派管長各別に任命せらるゝものとす。但し評議員の任期は三年とす。

五千ヶ寺以上の末寺を有する宗派二人

五千ヶ寺以下の末寺を有する宗派一人

第五条 評議員会は、毎年三月之れを開く。▲評議員会規程

は、別に之を定む。▲第六条評議員会に提出すべき事項、左の如し。

寺産管理の方法▲毎年度会計収支予算▲其他日暹寺住職に於て必要と認むる事項

第七条 会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとす。

現行第五条を第八条とし、以下条を順次繰下ぐ。

○第五号議案 同

第三条 日暹寺信徒総代は當番住職之を選任し、該信徒の所属宗派へ通知すべし。▲第八条「月字」を「年字」に改む。

○第六号議案 日暹寺住職の晋山式に関する経費予算案

●名古屋に於る各宗派會議（明治36年12月20日 第二十号）

本月二日より、名古屋市万松寺内の日本大菩提会本部に於て開かれたる各宗派管長會議の議案は、

第一号 日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創建の事及

寄附金募集の事務を担当するものとす。但、覚王山日暹寺と

日暹寺菩提会との会計を別途にする事。

第二号 日本大菩提会々則改正の件

第三号 日暹寺制規施行法案

第四号 日暹寺制規改正案

第五号 日暹寺住職晋山に関する件

等なりしが、内部にて紛紜のありし為め出席者少なく、今日も流

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

会、明日も休会とて、二日より七日に至る六日間に漸やく二日間開会せしのみ。肝腎の議案は、僅に大菩提会々則改正案と、日暹寺住職晋山に関する件のみを議して閉会を告げたり。而して其會議の内容を記せば、実に嘔吐を催ふべき程の始末にて、一言以て之を評すれば、今回の宗派會議は唯小田原評定に終りたりと云ふの外なし。开は旧菩提会長村田師及び副会長前田師同會計主任豊田師より、仏骨を名古屋に遷移する上は、金拾参万六千参拾九円八拾式錢八厘の支払を要するが為め、既に昨三十五年九月の各宗派會議に於て之を可決し、名古屋より之を償還する事となりたるを以て、當時名古屋派は百万苦心の上金式万五千元を返却したるに、其後紛擾を醸したる為め、遂に覚王殿建設の計画を廢して日暹寺建設となりしは一般の熟知する所にして、今回の宗派會議にては此等の難問題を解決すると同時に、日暹寺創立其他の方法をも講ずることとなり、会務及び總勘定の報告ありたるが、今其總勘定の実額を聞すれば菩提会内部の如何に乱脈せるかを知ると共に、其負債の巨額なるには何人も一驚を喫するならん試みに左に掲ぐれば、

拾参万六千参拾九円八拾式錢八厘

三十五年九月各宗派会にて決定

壹万貳百七拾円参拾錢 昨年十月より本年十一月に至る新債

四百四拾九円拾五錢参拾壹厘 名古屋に引継の際不足額

壹万五千七百参拾五円参拾錢

昨年十二月より本年十一月に至る利子支払額

七千五百七拾五円

昨年十二月より本年十一月に至る借換金手数料

壹万五千元

未 済 利 子

合計拾七万壹千五百六拾九円七拾貳銭九厘

内式万六千元

支 払

差引今後返却の分は、金拾四万六千五百六十九円七拾貳銭九厘あり。是れ當初の負債額拾参万余円を急に返却せざりし為め、利子嵩みて前記の如き始末となりたる次第なるも、此等の償却方法に就ては何等の要領を得るなく、煎じ詰むれば旧副会長前田誠節師が大菩提会々則改正の結果新副会長となり、之れより手を大菩提会内に延ばして、旧債の償却を速かならしめんとせしに過ぎず。

而して副会長を二名となすに付ては、一二の反対あり。日置黙仙師の如きは、當時岐阜地方に赴き居りて、帰名すれば既に内部に於て副会長増加に決し居るを覚知し、会議半ばにして憤然伊勢地方に旅行せるが如き、会議の内部は実に奇々怪々の至にして不体裁を極めぬ。日暹寺創立の前途も亦、覚束なき哉因みに記す。去七日結了の後、会務を整理する為め従来一名なりし副会長を二名として、日置黙仙師の外新に前田誠節師選挙され、尚ほ委員五名を選びて同会々計の整理を行ふこととなり、遂には菩提会と日暹寺と分離の傾向を生じつゝあるものゝ如し。

● 仏骨差押 (明治36年12月27日 第二十一号)

名古屋なる仮寛王殿万松寺に安置せる仏骨は、同殿の借家料七百

余円停滞のため、万松寺住職吉川義直師は、去十六日之が差押を名古屋区裁判所に申請したりといふ。今其詳報を聞くに、菩提会の内情は現今の仮安置所万松寺は関係者より、徳川家を説き口約を以て一箇月六拾円にて借受けたるものなるに、其借料を支払はざるのみならず、正式取定の手続も為さざるより末寺及び信徒總代協議の上、其責任ある吉田禄在氏に再三迫り、尚又日置黙仙師に交渉せしも共に要領を得ず。因て過日開ける各宗管長會議に事情を具申したるが、是亦埒明かざるより、遂に法類總代近藤得昇氏に全権を委任し、當地弁護士岡田芳蔵氏を代人として、執達吏金子健太郎氏より左の書類を送達せり。

従来認められたる万松寺堂宇貸借の契約は、之を解除す。若し引続き御使用相成るに於ては、来る二十一日迄に改め契約の締約を望む。万一同日迄に契約成立せざるに於ては、御使用成らざるものと承知す。

住 職 吉川 義道

訴訟代理人 岡田 芳蔵

明治三十六年十二月十五日

日暹寺住職吉田源心殿

即ち右書面に対し、被告吉田師が異議の申立を為すや否やは知れざれども、若し其手続なきに於ては、二十二日より仏骨は他に立退かざるべからざる事となるべく、同時に仮処分として、家賃七百拾円の延滞のため、仏骨は執達吏の手に差押へらるゝに至るならんかと云ふ。(二十日報)

●仏骨立退の訴訟〔明治37年1月3日 第二十二号〕

仏骨が一昨年十一月名古屋に移されし以来、募集せる覚王殿建設の寄附金は今日迄の入帳壹万余円に及べるも、悉く費消し果したれば、曩日帰朝の稲垣暹羅公使も見兼ねて内務省に交渉し、覚王山日暹寺とは為したりしが是とて實際は異名同体の菩提会の掌管する所なれば、関係は依然と存続し不始末重なるのみにて、遂に去歲十一月下旬の如きは此の入金もなく薪炭の料にも窮し、岐阜瓦町野須新兵衛氏より参千円の高利を借入れて其日を過せる次第なれば、仮安置の堂宇使用料の延滞せりと云ふも其筈にて、偕は茲に仏骨立退の訴訟起らん事とはなれるなり。左に万松寺住職等より各宗管長に出せる、詳なる顛末書を掲ぐ。

謹で各宗派管長猥下及び高僧諸大徳に訴ふ

各宗派管長猥下及び諸大徳は、三冬の始め當市裏門前町万松寺の一字に御來会在らせらるゝを聞く時に臨んで、万松寺と日本大菩提会との間に於ける過去現在の事態に就て、聊か不肖其所思所感を開陳して御尊慮を煩はさんと欲す。抑々万松寺は名古屋市内の巨刹と称するも微祿少檀、其伽藍は大破損を生じ、後來は僅かに一箇月金参拾有余円の家屋賃貸料及び地料臨時法会等より生ずる信施を以て堂宇を支持し、三宝供養の途を支へ居たり。然に幸にして客年十一月、日本大菩提会愛知協賛の需めに応じ、借受人に於て殿堂修繕等をなす或る条件の下に於て殿堂全部を貸与し、之と同時に仮本堂を建設し、本尊を始め其他仏像仏具を奉遷し、住職及び詰合の衆僧は従來賃入れありた

る一小家屋に移住し、是迄執行し来りし総ての法会も中止し、且臨時信徒の法会も廃止同様に歸し、現在三宝供養堂宇修繕の資料としては、目下殿堂賃入料の外殆どと收納の途を絶せり。茲を以て當春以來、數回日本大菩提会に對し賃入料の要求をなしたり。然るに大菩提会は言を左右に託し、一箇年金貳百円の賃入料に締約しあるが如くに謂ひなし、且つ該金すら納付せず、凡万松寺の過去現在の財政に徴し一箇年金貳百円にて、三宝供養を始め百般の費途を支ふる事の能ふるや否是又御照鑑を仰度加、之一部の修繕を要求したるも之すら応ぜず、或は又恣に万松寺門頭に覚王山日暹寺と大書したる門札を掛け、且裏門前町日暹寺と記したる仏供米袋を信徒一般に配布し、殆んど万松寺をして自然消滅をなしたるが如きの感を喚起令しめたり。凡万松寺に因あり縁ある者、右の事実を見聞して心に快しとする者あらんや。殊に又日暹寺へ万松寺殿堂を賃与するに於ては、法規として其筋々の認可を要するは無論の事に付、去十一月二十四日日置副会長に宛て其筋へ出願する書面を送付し、借入者の署名調印の取計ひを要めたるも、未だ今日に至るも何等の回答を為さず、太だ不始末の行為と謂はざるを得ず。但し万松寺現在殿堂の形体門札の如きは、最早や諸大宗師の眼球に触れたる事と信ず。前陳の始末なるも、万松寺は飲泣容忍して今日に至れり。以上の次第に付、賢明なる各宗派管長猥下及び諸大宗師は事態御賢察成し下され、左の条件の下に於て御贊成を仰ぎ度事候。恐惶謹言

一金七百貳拾円也

一箇年貸入料

此 内 訳

一金貳百円

建物営繕料

一金參拾円

地租并に課税

一金四百九拾円

家賃并に材料及臨時法要等の年度寺納

金減収額の補充并に火災保険料支払

明治三十六年十二月五日

万松寺住職 吉川 義道

長松院住職末寺総代 松浦 祖英

浄源寺住職法類総代 近藤 得昇

他に檀家信徒町総代六名連署

日暹寺同盟各宗派管長殿

右の陳情書は昨年の宗派會議に提出したるものにて、一方には直接當事者吉田禄在氏并に日暹寺住職吉田源応師に交渉したるも、孰れも要領を得ざりしを以て弁護士岡田芳三氏を訴訟代理人とし、去歲十二月十五日附を以て従前の約定解除と、更に契約締結の催告状を發し、一週間の期限を示して執達吏金子健次郎氏より住職吉田師に送達したり。然るに二十二日迄は何等の回答なきを以て、更に岡田弁護士より仏骨立退の訴訟を名古屋地方裁判所に提起する事となれる由なるが、同時に先づ以て吉田禄在氏に支払命令を發し、家賃の請求に及ぶ筈なりと云ふ。然れば訴訟の成行にして立退の判決を与へられんには、茲に仏骨は忽ち無宿となり、執達吏の仮処分にも遭ふに至るべきなりア、。

●大菩提会彙報〔明治37年2月7日 第二十七号〕

大菩提会負債整理実行委員は、客年十一月以来京都に於て二回委員会を開きしも、一向に要領を得ずと。▲同委員の一人大谷派の関地良成氏は、寺務改正の際帰休せりしも後任者は未だ定まらず。▲同委員三原俊栄師は菩提会副会長前田誠節師と、もに過日當地出發し、名古屋に到りし由。▲日暹寺住職たる吉田源応師は、昨年十一月以来大阪に在りしが、来る八日京都に立寄り、村田門跡を訪ひて名古屋に到ると。▲日暹寺の仮本堂は、月見阪に工費壹万貳千円を以て新築とすることとなり、形式は妙法院宸殿を模したるものなりと。

●菩提会の悲境〔明治37年3月13日 第三十二号〕

覚王山日暹寺建築募集の爲め、各宗派管長の調印請求中の処、大谷派本山は委任状の不完全を口実にして拒抗する処となり、其他の本山は、時節柄不穩當の挙動なりとて忠告的下に味まく謝絶さるゝ処より、菩提会の悲境は益々其度を進めつゝ、有りと云ふ。

●正 誤〔明治37年3月20日 第三十三号〕

貴社「六大新報」第三十二号に菩提会の悲境と題し、日暹寺建築募集の件に關し各宗派管長の調印云々とあるは全く誤報にて、該寺建築募集の件は、曩に各宗派管長より連署出願せしも、既に同寺は住職選定相成りしに付、住職より更に出願致すべしと其筋より内命有之。依て同寺より同盟各宗派管長へ、曩の願書の連署を

取消、日暹寺住職吉田源応にて単独出願する旨通知を受けし外何等の報知なし、関係者の迷惑尠なからざるにより、此の全文を掲げ正誤相成度候也。

明治三十七年三月十五日

土宜法 竜[㊦]

●日暹寺と菩提会〔明治37年4月24日 第三十八号〕

日暹寺創立事業に付ては、客年末名古屋の各宗派会の結果、日置嘿仙師は日暹寺創立事業、前田誠節師は大菩提会事業を分任することとしたるも、時局の為に各事業は中止の姿となり、負債拾参万六千円の整理委員として宗派会より選定せし天台宗の中村勝契、浄土宗西山派の長谷川觀石、興正寺派の三原俊榮、大谷派關地良成及び前田誠節の諸師会合するも要領を得ざりしが、此程来大谷派を除き各委員名古屋に会合し両事業に対し、左の協定を為したる由。

一日暹寺仮本堂は大仏妙法院宸殿を模造し、愛知県愛知郡月見坂に予算壹万七千円を以て建築する事。

但し月見坂十二万坪の寄附地は、既に六万余坪登記を了り其の漸次登記手続中の事。

一大菩提会負債整理に付ては、債権者中時局の為に強て督促を為さざる示談整たるも、此内止を得ざる分は名古屋に於て調金し漸次支払ふ事。

●名古屋の覚王殿建築〔明治37年8月14日 第五十四号〕

暹羅より迎來りし以後、京都にて日本大菩提会が奉仕したりし仏骨は、一昨年名古屋市裏門前町万松寺に遷し、次いで愛知郡田代村に覚王殿を建築するに決し、覚王山日暹寺なる者を新設したるが、其頃より任職となりし天台座主吉田源応師は、別規によりて職を去りて、新たに真盛派管長石山覚湛師、之れが任職となると同時に、大菩提会副会長前田誠節師が、日暹寺に謀らず同寺敷地として愛知郡八事山裏に十三万坪の地を寄附したる一事あり。是れ必竟、日暹寺が其名のみにして其実なきが故なれば、此際速に仮殿にても建築すべしとて、已に去月十五日地鎮祭を行ひたり。十月中には落成の都合なりと。

●日暹寺任職交代と仏骨遷座〔明治37年8月21日 第五十五号〕

名古屋なる覚王山日暹寺の任職は、立教開宗の新古に依りて順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、今月は満期に付、通次番たる天台宗真盛派管長石山覚湛師交代就任することと為りたり。又月見坂十万坪の地は既に登記済みとなり仮覚王殿の工事中なるが、去る十五日盂蘭盆会を以て地鎮式を行ひ、十一月十五日は京都より名古屋に遷座の日なるを以て、紀念の爲め同日万松寺仮殿より新築月見坂仮覚王殿に遷座することとなりたる由。

●妙心寺の基金費消事件〔明治37年9月4日 第五十七号〕

臨濟五山の一名利洛西花園妙心寺は、各山中堂塔伽藍の完備せると門末信徒の一致結合せるとを以て、比較的寺門の隆盛を誇りし一派の本山なりしが、最近十年以来全派の怪僧前田誠節氏が次第に勢力を振ひ、一山の事務を其の掌裡に収めたるより、左しも鞏固なりし全寺の基礎も茲に漸く動揺を初め、別項の如く遂に今回の大破綻を見るに至りしこそ遺憾なれ。事の起原は、蓋し一朝一夕の事に非ず。委敷記述せんには数日の紙上を費さざる可らずと云へども、前後の枝葉を捨て一言其の要領を記せば、前田氏が全寺の会計主任積等顧等と協謀して、全寺の基本金貳拾万円を私に費消したりと云ふに在り。而して前田氏等が如何にして、又何事の爲めに此の如き大金を費消したるかを説明せんには彼の菩提会と前田氏等との關係を説かざる可らず。菩提会が當初の予期に反して、失敗に失敗を重ねたる末生じたる拾五万円余の負債の過半は前田氏の細工にて、等顧の名義を以て全く妙心寺の基金を流用したるものなりと。尤も前田氏も最初より悪意を以て爲したる事には非ざる可く、菩提会の苦境を一時救済し、頓て寄附金を以て返済の心算なりしならんも事多く、意の如くならず寄附金は集らず貸した金は回収出来ず、一度二度と引出したる金は積り／＼、折角門末の淨財を募集したる全寺の基本金貳拾万円は、何時の間にか煙りとなりて飛散するに至りしなり。今日迄既に發覺せんとして、辛ふじて弥縫したる事再三に止まらず、云ふは一山の大事とも云ふ可き斯程の事を、前田氏等の怪腕に遮られて今日

迄何人も救済整理せず、殆ど不問に附し置きたるは如何にも不思議と云ふ可く、此点より云へば、独り前田、積等二三のみを咎むべからずと云ふものありと。

●妙心寺事件と村田寂順師〔明治37年9月11日 第五十八号〕

花園妙心寺に於ける這回の拾壹万円事件端なくも暴露するや、妙法院門跡村田寂順師を始として、各宗派の爲興正寺大徳寺、大谷派本願寺等統々妙心寺見舞をなし、時局の事もあり、且は成可く穩便に事を処せられ度き旨を関妙心寺管長迄申入れたる由なるが、妙心寺に於ては好意は謝する処なれど、事に至りたる以上は本山の命脈にも関することとて、最早一通りの挨拶のみにては如何とも処置し難しといひ居れりと。菩提會長村田寂順師は此事に關して非常に心痛を爲し、此際菩提会に關係ある三十三宗派（浄土宗鎮西派、本派本願寺並に日蓮宗の或る別派を除くの外）の協議会を開き、以て前田師が菩提会の爲めに融通せる金円に対する善後策を講ずるを以て至當となし、取敢えず菩提会財務整理実行委員興正派三原俊栄、西山派長谷川觀石の両師に至急に整理を処置せられたき旨を通じたり。今同委員の意嚮を聞くに、前田師が菩提会の爲めに妙心寺の寺班金を融通したるは、前田師自働的の行為にて各宗管長の借受けたるものにあらず、而も今日の如き時局にては、各宗派共自己の経営さへ出来難き仕義なれば、ヨシ多少の義理は存するにもせよ、金銭上の相談は到底纏るべくもあらず。各宗管長會議の事も、村田師の言としては如何にも然る

べきことなれど、實際に於て良果を取むること能はざるは、火を
 観るよりも明なり。加之ならず、前田師が一箇人にて私消したる
 ものならば、格別唯相當の手續を経ずして菩提会に融通したるに
 過ぎざる以上は、妙心寺も其旨を了して戦争終局し、菩提会の活
 動する時機迄前田師の処分を猶予し、師をして依然菩提会の為め
 に働かしむるに若かずと云ふに在るもの、如し。

●前田誠節師の談〔明治37年9月11日 第五十八号〕

妙心寺議事前田誠節師は、今回の事件発生後は自坊に退き、謹慎
 して本山の下命を待ち居るとの事なるが、一昨日或知人の訪問に
 接して語りたる談話は左の如し。

實は自分の処置の宜しきを得ざるより事此に至りたるものに
 て、一は妙心寺に対して、他は一般宗教界に対して誠に恐縮の
 至りなれど、唯寺班金をば手續を経ずして菩提会に融通したる
 のみにて、他に一点の疚ましき事もなければ胸中は光風霽月の
 如く、毫も安んぜざる所なし。去れば寺班金の処置に當を得ざ
 る廉ありとして職務を免せらるゝも、或は僧位を褫奪さるゝ
 も、そは固より管長の命の俛に謹んで服従する決心なり。然る
 に聞く処に依れば妙心寺教務本所は、刑事被告人を以て予を見
 るとの風説あり。寺内の秩序を紊したりとて、寺内の法度に照
 して管長の責罰を受くるは固より、僧侶の本分として致方もな
 きことなれども、事苟も社会の公安を害したる刑事被告人を以
 て自分を法廷に迄引出さんとするに至つては、僧侶の地位を離

れ、日本臣民として飽く迄関管長と争ひ、以て汚名を雪ぐ覚悟
 なり云々。

妙心寺事件に就て〔明治37年9月25日 第六十号〕

勢 外

臨濟宗妙心寺派の議事前田誠節、釈等顧の両師は、去十六日を以
 て京都府地方裁判所検事局の起訴する所と為り、公私文書偽造行
 使、私印盗用、詐欺取財の数罪の下に検挙を被むり、今や刑事被
 告人として予審廷に廻はされ、未決監に收容せらるゝに至れり。
 前田誠節師は従来、妙心寺派の枢機を握り、一派の重鎮として尊
 敬せられ、且つ各宗派の間に在ても敏腕家として夙に仏教界に知
 られたり。設令高僧碩徳と謂ふ可らざれども、人物名士として
 世の尊敬を受けし身が、一朝縲紲の辱を受くるに至ては人誰れか
 意外の感なからざらんや、
 聞く処に依れば、這般事件の破裂を来たせし原因は、妙心寺派の
 教基本財産たる寺班元金を、正當の手續を経由せずして前田、
 釈等の手に依て叨りに日本大菩提会に融通せしに起れりと。
 惟ふに、菩提会の窮迫と妙心寺派内部に於ける前田師等の反対党
 の訐発とに依り、事は意外の辺に爆發せしもの、如し。
 罪の有無は勿論、今日は予審中に属すれば、之を知るに由なしと
 雖も、暗黒なる社会の光明と為り、腐敗せる俗界の塩類と為る。べ
 き宗教家中の大立者にして、国法の検挙を受け、世間の法庭を煩
 し、延ひて教界全体に汗点を印せしに至ては、確かに仏祖に対し

奉り大罪を犯せし罪と謂ふ可し。

世に位置あり名望ある人にして往々意外の罪惡ありて、偶々法網にかゝり、天下の視聽を驚かす事あり。官吏、弁護士、銀行会社
の重役等が拘引せらるゝ事は、毎度新聞紙上に現はるゝ所ならずや、是に因て之を觀れば、罪は社会の上下に行はれつゝあること
を知ると同時に、叨りに人を信頼すべからざる事を知らざる可らず、罪惡は常に錦繡裡に包まれ、醜行は多く金殿裡に行はる。嗟
呼混濁なる哉現社会、誰れか立て廓清の大任を負ふ者ぞ、正義の念に富める青年宗教家よ、ジョンブライトの所謂『正を履んで怖
れず』てふ自信の念を養ひ、以て腐敗混濁せる現社会と奮戦苦闘するの決心を為せ。

● 菩提会の善後策 (明治37年9月25日 第六十号)

菩提会の事業は漸く緒に就き、着々進行中の処たまゝ、副会長前田に係る妙心寺事件の起るあり為めに一頓挫を来さんとするの模様あるに付、菩提会側に於ては之が善後策に付寄りく、相談中なりしが、同会副会長(二名の副会長あり)たる日置黙仙師は、遠州可睡斎より昨今中にも着京の通知ありたるに依り、着京の上前菩提会長村田叔順、実行委員長谷川觀石、三原俊栄其他の諸師会合協議する筈なりと。

● 妙心寺事件の起訴 (前田誠節、釈等願の入檻) (明治37年9月25日 第六十号)

妙心寺事件は伊藤検事主任取調の結果、十六日夜深更に至りて愈々前田、釈兩名を起訴するに決し、全夜予審判事の令状を執行するに至りたるこそ、返す返すも憂たてき限りなれ。其の模様を記さんに、同夜山川検事正は午後八時再び出庁して本件に関する取調をなし、伊藤検事も之に参加して深更に及び、遂に起訴と決して成田予審判事より令状を発したり。是に於て前田釈兩名は、附添人力車に乗じ一旦中立売署に至り、同署内に一夜を明し、昨朝更に検事局に送られたり。而して前田誠節(五十一) 釈等願(四十一) に対する罪名は、私印盗用、私公文書偽造行使、詐欺取財なりと云ふ。尤も之が予審取調は浅見予審判事担当の筈なるも、全判事は當日城南地方に出張中なりしより、宿直の成田判事より令状を發せしなりと。十七日は浅見予審判事兩名を予審廷に喚出して一応の訊問をなしたる後、其まゝ未決監に収容したり。同事件の内容に就ては既報の事実と大差なきを以て、是れより以上を記さんは予審中に属するを以て為し能はず。因に前田誠節は、葛野郡花園村字花園七十一番の住にて、等願は全春光院住職なりと云ふ。

● 妙心寺管長顧問会 (明治37年9月25日 第六十号)

愈々二十日午後三時より開会し、関管長を初め今山貞山師外顧問の人々並に参加を命ぜられし、向其他役員等夫々出席し、諮問案

に對して種々説明を請ふ所ありて、左の二問題を決定したりと。

一、花園学校存廢の件は從來の如く存置し、益す學業を勧め、經費に於ては本山の經費の許す限り節減し得るものは成べく減費する事。

二、北海道並に台湾布教に補助し來りし費用は全廢し、唯保護を與ふる事に止め自由の方針を取らしむる事。

右の外債券債務に關する事、其他諮問事項は引続き二十一日開會決定する事として、散會したるは午後五時過なりき。

●妙心寺と菩提會〔明治37年10月2日 第六十一号〕

妙心寺にては、大菩提會に立替たる五万円（借主村田寂順、前田誠節、積等願）を村田氏に向つて催促すべしとのことなるが、右に就て村田師側の意見を聞くに、抑も本件の起因は去る三十五年に在り。同年十一月仏骨の名古屋に奉遷するに先ち、同十月建仁寺に開きたる各宗派會に於て第一の問題となりしは、仏骨名古屋に移遷の運動非常にして、遂に大菩提會に於ける負債拾參万六千余円と仏骨と引替にて名古屋に移遷のこととなり、小栗富次郎、服部小十郎、吉田禄在等三氏調印したるも、仏骨京都出發の砌、此の運びに到らざるを以て、右拾參万六千余円は曹洞宗の弘津説三、日蓮宗の津田日厚、真言宗の土宜法竜三委員、責任を以て負債を償却せんことを誓約したるを以て、大菩提會職員も異議を唱へざることとなりて、仏骨は名古屋に移遷のこととなりし次第なるを、幾度催促するも在再今日に到るまで僅少の部分の外償却せ

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

ず。又大菩提會なるもの、組織は法人にあらず。又從來の寺院としても取扱はれざるものなれば、其負債の記名人たる旧菩提會職員は個人の債務の如くになりて、頗る迷惑しつゝあるなり。然れども事実個人の債務にあらざれば、同盟各宗派に向て請求し、同盟宗派は名古屋に仏骨奉遷の當初に遡り、名古屋の有志者に請求せざるべからず。兎に角妙心寺が今日の如くなりては、何時旧菩提會職員に向ひて負債償却を請求するやも知るべからざれば、此際同盟宗派に於て、何とか善後策を講せざるべからずと云へり。

●前田積両師の罷免〔明治37年10月2日 第六十一号〕

妙心寺本山は夫の前田積両師に對し左の誠勗狀を發表したり

本派議事 前田 誠節

右本派基本財産たる寺班元金の全部及本山蓄積の保存金を濫用し、遂に本山をして不慮の悲境に陥らしめたり。

抑も、議事の職責たる法令の厳正と秩序の整肅を保全し、本派役員の首班として管長補佐の重任を尽すを以て本務とす爾るを、自ら不正の行為をなして本派の体面を汚辱し、患害を将来に貽すが如きは、蓋し恕すべからざるの要点とす。

依て本派役員服務規程に問ひ、同規程第十条に明示する有心故造を以て論じ、當役を罷免す。

本派執事 積 等願

右本派基本財産たる寺班元金の全部及本山蓄積の保存金を濫用し、遂に本山をして不慮の悲境に陥らしめたり。

抑も、会計部主任執事の職責たる本派綱目法則及教令の定むる所に従ひ、誠心誠意理財の一点に尽瘁するを以て本務とす爾るを、之に反し却て不正の行為をなして、本派の体面を汚辱し、患者を将来に貽すが如きは、蓋し恕すべきの余地なきものとす。

依て本派役員服務規程に問ひ、同規程第十条に明示する有心故造を以て論じ、當役を罷免す。

●菩提会の紛紜と暹羅國王（明治37年10月16日 第六十三号）

前田誠節等の刑事被告事件に關聯して、妙心寺は菩提會長たる妙法院門跡に向て五万円の貸金を催促したるが、妙法院に於ては、此義務を各宗派管長の分担すべきものとするは勿論、各宗派は名古屋に向つて再び義務履行の請求を為すに至るべき順序なるも、名古屋として當初予定通りの成績を挙げたらば兎も角、失敗続きの今日容易に承認せざるべく、結局此方面にも又々裁判沙汰を見るに至るべきか。右に付、前田派に属する或者は曰く、今や妙心寺派に其人なく、菩提会に人物なし。而して本山は衰微し、菩提会は滅亡して仏骨奉安の場所なく、遂に雨露に晒すの不幸に陥らんも知る可らず、勢ひ茲に至れば群小の徒、或は状を具して暹羅國王に哀願する如き失態を現はさずとも限らず。若し去る事もあらば、當時の關係者たる稲垣公使等の不名誉は云ふに足らず。実に日本仏教の恥辱にして、従て我国の面目に關する事少小にあらず、其事一に這回の前田等が被告事件に繋れり云々と、亦一理あ

る説なり。

●村田寂順師の飛檄（明治37年10月16日 第六十三号）

妙法院門跡村田寂順師は此程、前御遺形奉安事務総理兼日本大菩提會長の肩書を以て、「衷曲肅啓」と題する四六版二十六頁より成れる長文を綴り、各宗派管長に配布せり。篇中の要旨は、大菩提会の失敗に終りたる顛末を細叙したるものにて結局、前田、釈等の疑獄に言及し、五箇年に渡り拾数万円の負債を為し、今更各宗派の分担償却を願ふの所存、毫も之れあるなし。此上は天理に依り正道に基き、徐々償却の道を講ずるの一途あるのみ。其れには一日も早く各宗派会を開き、名古屋期成同盟会總代吉田禄在、小栗富次郎、服部小十郎等が當時の比較調査委員に対して為したる契約書の、右委員中曹洞宗弘津説三師の保管に係り居るもの、回収を促し、更に委員を選みて名古屋派に交渉して焦眉の急を救ひ、各宗派の信用を回復し奉安殿の建築を速成して、同盟の誓願を永遠に貫徹せられたし云々と切言せるが、猶ほ文中左の言の如きは最も注目すべき。

却説三回宗派会の決議実行せざるが為め、旧職員より督促したる結果、現菩提会副會長日置黙仙師前會長寂順起対し、金拾壹万六千參拾九円八拾貳錢五厘の約束手形を領掌したるも、是亦実行なきにつき、速に起訴すべき旨は他の疑思ありと雖も、苟くも慈悲忍辱を旨とする仏弟子にして、さる行為をなすに忍んやと抑制し居候。然れども、現に妙心寺に於ては山内両住職を

告発入獄せしめたる以上は、随て旧菩提会々長以下に係り、何時財産差押に及訴あらんも測り難し云々。

●臨時各宗派会開催に付て〔明治37年10月16日 第六十三号〕

妙法院門跡村田寂順師は旧菩提会債務に付、同盟宗派管長及び重なる役員に移檄したること別項の如くなるが、其後各宗派管長等より臨時宗派会開催の意見に同情を表するもの多く、大谷派は何時にも委員を出すと申込み、浄土宗西山派は大宗派の尽力あるあらば管長も委員も出席すべしと申込み、臨濟各派も委員を出すべしといひ、永源寺派管長芦津実全師は一昨日、妙法院に來りて可及的尽力すべきを約し、融通念仏宗管長清涼得善師も昨日妙法院に來りて尽力を約し、真宗誠照寺派管長二条秀源師は書面を以て、何時にても管長出席すべきを申越したるよしなるが、宗派会を開催するには管長三名以上の発起者を要し、且曹洞宗、日蓮宗、真言宗の大宗派にして未だ何等の回答なき故、宗派会の開会は容易に運ばざるもの、如しと云ふ。

●大菩提会と各宗派〔明治37年10月23日 第六十四号〕

村田妙法院門跡は、此際各宗派会議を開き、仏骨を名古屋に移せし當時の契約に基き、名古屋派に拾參万六千円を要求し、之を以て菩提会の妙心寺に対する債務を償還し、以て妙心寺事件を解決せんと議あるも、大菩提会実行委員等は既に本年二月を以て、名古屋派委員と拾參万六千円の契約金は五万円に輕減し、既に受

渡済みなる參万八千円を差引き、残額壹万貳千円の現金にて全く此問題の落着す可しとの契約書を作製せる事は既記の如くなるが、元來昨年各宗派會議にて実行委員を選定せし當時の委員の権限条件は、

第一 財務整理の事

第二 日蓮寺前途経営の事

第三 菩提会革新の事

其他一二件にて決して名古屋派の契約金を輕減、而も拾參万六千円を五万円に輕減するなど云ふ権限を与へしにあらず。然るに委員等は、如何に眼前小口債務の整理に窮すればとて、菩提会債務整理の目的すら定めず、敢て猥りに斯る契約をなすは実に不都合なり。委員等が斯の如き契約をなせし者、想ふに全く名古屋派に買取されし為めならんとて、一派の人々は頻りに憤激し居るよしなれば、何れ各宗派間の一問題たるならんとの事なり。

●菩提会の帳簿押収〔明治37年10月30日 第六十五号〕

目下公私文書偽造私印盗用、詐欺取財事件にて拘禁中なる日本菩提会副長前田誠節外一名の予審進行の結果、京都地方裁判所より名古屋地方裁判所へ向け、日本菩提会本部の諸帳簿押収方を囑托あり。数日前名古屋地方裁判所の判檢事は、同市裏門前町の万松寺内なる同会本部へ出張して、一切の諸帳簿を押収したり。火は終に菩提会に移れり。

●**仏骨疑獄起らん**〔明治37年10月30日 第六十五号〕

右に就き同帳簿は、名古屋に夫の覚王殿建立の名義の下に集めたる寄附金の支途、覚王殿敷地寄附等に関する者なれば、仔細に検査せば、関係僧侶俗人等にも刑事問題を惹起すに至らんかと云ふ。

●**関妙心寺派管長叔す**〔明治37年10月30日 第六十五号〕

洛西花園妙心寺管長関実叢師は、予て心臟病に罹り、小方丈に於て療養中の処、薬石効なく二十一日午前六時、正坐合掌して遷化せり。享年五十六、嗚呼悲矣。

●**仏骨奉遷式**〔明治37年11月13日 第六十七号〕

仏教各宗派会の決議により、愛知県愛知郡田代村字月見阪の約十二万七千坪を敷地と為したる覚王山日暹寺は一昨年、仏骨を京都より市内裏門前町万松寺内に奉遷したる已来、寄附金等予期に反し殆んど皆無にして、其の工事建設等何時着手せらるゝや計られず、各種の浮説其間に流布するに至りたるより、市会議長加藤重三郎、代議士服部小十郎等同寺信徒総代、大に奔走尽力する所あり。本年九月七日に至り、前記の敷地に仮覚王殿を建設する事と為り、直に起工し十月十五日立柱式を行ひたるが、荒壁及瓦葺等も既に了りたるを以て、愈々来る十五日を期し奉遷式を挙行する筈なりと云ふ。當日午前九時卅分、万松寺出門行列は左の如くにして、

先払、六金色旗、空也講、各宗学校生徒、奉還記念会員、各宗寺院、音楽、前任職（大阪四天王寺住職天台宗座主吉田天応師）仏旗、宝輿、旗、現任職（真盛派管長石山覚湛師）奉迎使、各宗本山住職及代理、各宗取締、暹羅国公使、官公吏、名誉職員、新聞記者、菩提講員、御茶講、御仏世講、各宗講中、各団体、各宗尼僧、御詠歌団体、一般随喜会員
参列の僧侶は其宗派規定の正服を着用し、俗人は礼服を着用したりと。

●**妙心寺の前田、積両人処分**〔明治37年11月20日 第六十八号〕

妙心寺派の三関管長事務取扱は十二日前田誠節、積等顧の両名に對し、攘斥処分を行ひ僧籍を褫奪したるが、聞く処によれば両人の刑事被告事件は既に予審終結し、浅見判事より伊藤検事の意見を求め居れるよしなれば、十四日頃決定書の発表あるべく、又両人の住職寺たる龍泉庵および春光院は、一切の財産と共に本山に引取りたるよし。

●**妙法院門跡審問を受く**〔明治37年11月20日 第六十八号〕

大日本菩提会に關し、妙心寺前田積等の詐欺取財被告事件に關し、妙法院門跡村田寂順大僧正は召喚を受けたるも、病氣にて出廷する能はざるにつき、浅見予審判事は其病床に就き、臨時予審廷を妙法院門跡に開き審問せり。

●妙心寺派宗匠会〔明治37年11月20日 第六十八号〕

紛擾中に没了し、去つて未だ出頭のを得ざる禪妙心寺派は、此程中原鄧州師の発起を以て宗匠会なるものを開き、去七日を以て左の決議を為し、管長事務取扱の許に迄提出したれば、来年度開会の同派議會を待つて、協賛を求むる筈なりと云ふ。

- 一 管長の選挙法は従來の公選法を廢し、各本派専門道場の師家を以て互選する事。
- 二 各専門道場の師家を以て顧問とす。
- 三 議會は本山紀綱寮の旧例に依り、四本庵の住職を評席とし、衆議を以て定むるものとす。
- 四 普通学は、適宜に公立学校へ入るを可とす。
- 五 専門道場は、甲乙なく一定たる事。

●覺王殿と暹羅公使〔明治37年11月27日 第六十九号〕

仏骨遷坐式に參列せし暹羅公使は、今後建設す可き仏骨奉安の正殿に限りて暹羅式を用ひる事とせば、自分は此趣を自国の陛下に伝奏し、陛下の御助成を仰ぐ事に尽力す可しとて、賛同を慫慂したりとの伝説あり。

●仏教各宗派会開期に就て〔明治37年11月20日 第六十八号〕

各宗派管長會議再燃説に就て、天台宗に於ても前座主の意思を繼承して発起管長たることの同意を得たれば、果して成立の運びに至らば、之が発起管長としては天台宗山岡觀澄、興正寺派管長花

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

園沢称、永源寺派管長芦津実全、融通念仏宗管長清涼得善、真宗誠照寺派管長二条秀源、真宗高田派専修寺管長常盤井亮熙の諸師たるべく、是等諸師の名義を以て、他の各宗派に對し開会のことを通牒する準備中なりと云ふ。尚開会期日及会場につき聞く処によれば、会場は妙法院に取極めたるも、開期は右発起管長の調印、其の他各宗派に向て通牒の爲めにも多少の時日を要することなれば、各宗派即ち発起管長以外の二十有七派には各特使を派して同意を求むるにしても、本月末、若しくは来月初めに至らざれば開会し難かるべしと云ふ。愈々開会の上は、前田誠節積等顧問獄事件の根元に遡り、一挙して菩提会对妙心寺事件の解決を見るべしと。

●妙心寺彙報（新負債三万五千元）〔明治37年11月27日 第六十九号〕

妙心寺本山に於ては、今度金三万五千元を大阪の某氏より借入るゝに付、同寺什物『山水屏風、伝相阿弥の筆』一双方十七点を担保として、債権者の許へ差送るの事としたるが、重宝とある事なれば、住職事務取扱三関天慧師より京都府知事に向ひ成規を許可を請願したるが、府庁に於ては目下内務大臣に申請中なり。▲予て報道したる宗匠会の発起人南天坊中原鄧州師は、特赦施行に關する上申書を三関管長事務取扱に差出せり。其要に関管長遷化の廉に依り前田、積の特赦を行ひ、且告訴を取下げ又従来多数の懲戒処分を受けたる僧侶に對し、同様特赦を行へば故管長の追悼

の意ともなるべしと云へりと。▲告訴取下★前田、積等の疑獄事件は最早や予審終結に近きたれば、大菩提会の関係、若しくは前田積等に因縁あるものより、三原管長事務取扱に対し告訴取下げの上申をなし、或は村田妙法院門跡、西本願寺藤島了穩師等より仲裁を申込みものもあるも、三原師は前管長が提起したる告訴は、既に司法官の手に移りて今や予審中に属し、告訴の取下げに依つて公訴権の消滅すべき筈なく、苟も一派総攬の任に當るものは、この際最も公明正大なる終局を結ばざれば、三千有余の門末に対して申訳なき次第なりと。右に就き昨今法曹界にては、斯る告訴取下は検事の起訴以前ならば一考を要するの価値あるも、今日に於ては到底不可能の事なるべし。然れども告訴者願下を希望するの真意あるに於ては、公判上、或は被告の為利益となる事少からざるべければ、告訴願下の事は全く其等の目的に出でたるものならんと云へり。又両被告人に対し保釈を申請する者あれども、裁判所は未だ之を許さざる由。

●妙心寺事件の予審決定（明治37年12月4日 第七十号）

宗教界近来の一問題として世間の視聽を聳動したる、妙心寺前議事前田誠節全会計部長積等願等の疑獄事件は屢々記載の如く、予て當地方裁判所浅見予審判事の担当にて審理中の処、愈々去る二十五日を以て予審終結し、該決定書は去る廿八日を以て掛り検事及各被告等に送達したるが、被告前田、積、片山、樺井の四名は私印盗用公私文書偽造行使詐欺取財として、當地方裁判所の重軽

罪公判に付し、又尾木は偽證罪として、石田は罪證隱蔽及偽證罪として、何れも全裁判所軽罪公判に移されたり。尤も前田以下三名は、重罪の決定に対して抗告するや否や未定なりと。

●前田師獄中の作（明治37年12月4日 第七十号）

妙心寺事件にて監獄に在る前田誠節師の、差人を請求したるは楞嚴經と韻譜なりとの事なるが、師は諸々の差入物又は慰問状を發したる人々に対して端書を以て挨拶状を出しつゝありと。其去る十日、妙法院村田寂順師へ送りたる端書に左の一詩あり。

孤囚不弔世無親。語話難交雖有隣。惟有蒼空一輪月。分光夜々照愁人。

村田師は次韻して、左の如く申送りたる由。

遙迎聖骨大非親。興教併期国善隣。豈料現身沈奈落。夢通寒夜鉄窓人。

又前田師は去る十五日を以て、菩提会副会長日置嘿仙師に左の如く申送りたる由。

小生は九月十六日（拘引の日）、全死了矣以後は、幽霊と思召被下度候。此頃は差入物否御供物に預り難有奉謝候。又もや娑婆へ蘇生も致候はゞ、御面会可仕候。

かねてきく三惡道を目前に
試す時こそ今は来にけれ

●文秀女王殿下と妙心寺〔明治37年12月11日 第七十一号〕

伏見文秀女王殿下には、妙心寺派訴訟事件の成行を心痛せられつゝありしが、去月三十日、井坊家従をして妙心寺に抵り、『等しく三衣清浄の身を以て、徒に阿堵物のため、世間の法律にまで依らざるべからざる争ひを為し、延いて仏教界の恥辱を千歳に貽すが如きは、仏家としてあるまじき事なるのみならず、縦令此事が果斷の処置に出でたるものならばとて、却て後世禍乱の脩を残すのみ。』の旨を最と懇に伝へしめられたるも、何分目下同派管長事務取扱不在中の事なれば、一応役僧等まで申入れ、同家従は退出したりとぞ。

●妙心寺差押らる〔明治37年12月11日 第七十一号〕

妙心寺にては前田積等の被告事件発生以来、事務愈々紊乱し、彼の大橋銀行に対する負債の如きも、今以て返済の運びに至らず。同行代表者大橋与市氏は、屢々同寺に督促するも返済せざるより、終に去る一日大橋氏は、執行力ある公正證書を以て執達吏田中恭次郎、渡島幸明の二氏と共に同寺に至り、曩に府知事の許可を得て、同行に質権ある同寺有体動産（国宝を除く）を差押へんとせしに、異議の訴訟を京都地方裁判所に提起し、同時に来る十日、執行の予定なる差押物件競売取消の申請を為したるが、右に對し同裁判所民事部に於ては、同寺より供託金一千円を提出せば、該競売取消の決定を与ふることしたり。

●妙心寺国法担保の認可〔明治37年12月11日 第七十一号〕

妙心寺が大橋銀行返済に充當するの目的を以て、其の借入金三万五千円に對し、全寺に保存せる国宝を担保とするの請願を其筋に為したるが、右は今回其筋の認可を得たりと云ふ。然れども、該国宝なるものは価格に於て画然たる鑑別を附し難ければ、之れに對して貸金を諾する者なく、是れには差當り苦心し居る由。

●妙心寺派管長選挙〔明治37年12月11日 第七十一号〕

各教区教務所取締は明年一月三十日限り投票を取纏め、二月十日迄に教務本所に送達し、本山にては同二十日開票することに決したりと。

●大菩提会の債務に就て〔明治37年12月18日 第七十二号〕

大菩提会に属する各宗派管長会發起委員会に於て、興正寺派及び天台宗より一名宛の交渉委員を出だし、過日来五万参千円の債務に就き妙心寺に交渉中なりしが、妙心寺に於ても、一時は妙法院を差押へんとの意気込を以て強硬なる態度を示し居たるも、何分、法律上村田寂順師個人の債務にして、到底妙法院を差押ふるの効力なく、且妙心寺と村田師との間に於て、今日円満を欠く如き事ありては双方の不利益なれば、何とかして円満なる交渉を重ね、法律的交渉を避くる方可なるべしとの事より、妙心寺派に於ても、成るべく各宗派の事情を察し、又一方各宗派に於ても、此際精々醜金し、妙心寺に對する債務弁償に力めんとするにして、

先づ各宗派会を開く事なく、今日迄の経過及び将来の方針を管長発起委員会に於て規定し、各宗派管長に照会する事となりたりと云ふ。

●臨時各宗派会〔明治37年12月25日 第七十三号〕

妙心寺の債権の為に、菩提会に於て臨時各宗派を開く議あることは既報の如くなるが、諸々協議の末、此際仮令宗派会を召集するも出席者少なかるべきを以て、回覧を以て議案を送附し、各宗派の意見を求むることとし、天台宗委員大久保良俊、真盛派委員安原戒忍、興正寺派委員三原俊栄、高田派委員藤井聞正、融通宗委員清原賢静の五名の連署を以て、十五日仏骨奉迎當初同盟宗派管長へ左記議案を送附し、廿一日までに回答あり度き旨通知したりと。

臨時各宗派会議案

日本大菩提会則改正案

第一条 日暹寺内にの下、「本部事務取扱所を京都市に」の十二字を加ふ。

第八条 第一号会長は日暹寺住職に當る、とあるを「会長は各宗派管長又は門跡及本山住職中に就き各宗派に於て之を推薦す」に改む。

第十一条 一勸奨部の下、「二庶務部」の四字を加ふ

第十七条 中六を「八」に改め、廿とあるを「十」に改む。

此案に依れば、菩提会は一昨三十五年十一月仏骨と共に名古屋に

移り、京都には支部又は出張所もなく、債務弁償に甚だ不便なるを以て、京都に同本部事務取扱所を設け以て、京阪并に関西地方に於て同会拡張、即ち会員募集の事務を開設し、且つ会長は日暹寺住職に限ることとなり居るを、同盟宗派管長又は門跡及び本山住職中より推薦し、以て債務の処置をつけんと云ふに在り。而して右議案につき臨濟一派の意見を聞くに、議案の趣旨は、無一文にて京都に菩提会事務所を設け会務を拡張せんと云ふに在るが、斯くては又々、第二の負債問題を見るに至るべく事に益なくし却て害あり、左れば、此際各宗派は五万円償却の責務を負ふとの決心を為し、幾分出金し、一方は妙心寺に対して五万円を参万円位に負けて貰ひ、之と同時に菩提会を解散すべきなり。斯くせば一切の葛藤を絶ち得べし、異日又菩提会を再興する必要あるときには、何時にても再興し得べきなりと。

●妙法院差押へらる〔明治37年12月25日 第七十三号〕

妙心寺及び東本願寺の両本山は、既に債権者に有体財産差押を受けつゝあるが、尚天台宗一派なる京都大仏妙法院も、此程名古屋の債権者より、有体動産に対し仮差押を受けたり。

●妙心寺事件の公判〔明治37年12月25日 第七十三号〕

妙心寺前田、釈等の公判は、京都地方裁判所第二部に属する事となり、裁判長は成田判事、陪席は三宅、富島の両判事にて、来月二十四日開廷の事に決定せり。

◎石川舜台〔明治38年1月1日 第七十四号〕

石川舜台、前田誠節、村田門跡、われ其三人者の何れの一人にも恩怨なし。只何となく、石川に対しては往生際の悪き人物よと思ひ、前田に対しては、流石は禪的修養の著はれたる処ありと思ひ、村田門跡に対しては、御氣の毒と思ふの外ぞなき。

●妙心寺事件公判下調〔明治38年1月1日 第七十四号〕

妙心寺事件に就き、曩に予審決定し重罪公判に移されたる前田誠節、釈等願、片山茂三郎、樺井保親等四名は、既報の如く旧臘廿日午後公判下調べを受けたるが、被告人等は大体に就ては予審決定書を認むるも、重罪に係る管長委任状偽造の点に就ては、全く管長の承諾を得たるものに相違なしと主張し、且つ一個人の利得の爲めに為したるものにあらずと申立、片山、樺井等は、委任状は真正のものとして公正證書を作成せしものなり、又周旋料は周旋者尾木久保より送り来りしものにして、此方より強請して受領したるものにあらずと申立てし由。

●妙心寺事件の弁論期日〔明治38年1月15日 第七十六号〕

洛西妙心寺より、大橋銀行頭取大橋文市氏に対する、帝国博物館寄托物品差押取消の抗告と、差押物全部に対する強制執行異議の訴訟の口頭弁論は、来る十六日當地方裁判所にて開廷せらる由。

●臨時各宗派會議に就て〔明治38年1月29日 第七十八号〕

臨時各宗派會議は愈々其議熟し、本月下旬か遅くも来月初旬を以て開会さるべき筈にて、各関係者は過般来頻りに奔走しつゝ、あり、旧臘十二日發起委員大久保良俊（天台宗）安原戒忍（天台宗真盛派）三原俊栄（興正寺派）藤井聞正（高田派）清原賢静（融通念仏宗）等の五師連署を以て、菩提会に干係ある各宗派管長等を宛て、左記の書面を發したり。

拜啓予て御承知の通、日本大菩提会負債未償却之件に付ては、當事者たる前会長妙法院門跡村田寂順大僧正は、目下非常御迷惑之境遇に有之、就は各宗派會を開催し、御協議仕度存候得共、時局に際し國家宗門多事之折柄に候得者、御會合之義は相見合せ、列記之通臨時各宗派會議案として及御移牒候条、本月廿日迄に當妙法院門跡へ向け御賛否の程御回報に与り度、此断乍略儀以書面得貴意度如斯に御座候。艸々敬具

（副記）

臨時各宗派會議案

日本大菩提會則改正案

第一条 日暹寺内二ノ下、「本部事務取扱所を京都市に」の十二字を加ふ。

第八条 第一号会長は日暹寺住職に當る、あるを、「会長は各宗派管長又は門跡及び本山住職中に就き、各宗派に於て之を推薦す。」とに改む。

第十一条 一勸奨部の下、「一庶務部」の四字を加ふ。

第十七条 中六を「八」に改め、廿とあるを「十一」の字に改む。

然るに、右の書面及副記を受領したる管長中、該書面が余りに簡単に過ぎて意味明瞭ならず、随つて俄に賛否を決し難しとて、折返し反問し来りしものもありしより、此際更に人を派し、口頭にて説明せしめ、十分意志を疏通せしむるの必要ありとて、夫々遊説中なる由。

第二号議案

第一 日本大菩提会整理の必要に依り、妙法院門跡村田大僧正を本会々長に推薦す。

第二 従来日本大菩提会に対する債務は本会に於て処理し、返済方法を定むること。

第三 吉田山は間接本会の所有なれば、地主へ交渉し時価相當に売却し、債務弁償に充つる事。

第四 日本大菩提会々長は日暹寺住職依頼に応じ、同寺経営上利益と認むる点に於て交渉を遂げ、同一の方針を採る事。

第五 協定書に対する金額は、或る期間を定め、該委員に於て責任を帯び実行する事。

第六 臨時宗派会に要する経費は、日本大菩提会より支出する事。

右内容は非常に秘密に為し居るが、吉田山の売却を発表せば、之を目的にして債権者の八釜敷言出すべく、且つ村田師会長の事は名古屋側にて異議あるべく、旁々秘密に附し居れり。

●大菩提会と真言宗聯合法務所〔明治38年2月5日 第七十九号〕

昨年十二月十二日付にて発起委員五名より、日本大菩提会会則改正案を添へ、聯合長者へ移牒せられしに、聯合法務所より、同十六日付本所は真言宗各派分離後の聯合事務所なるに付、大菩提会の事務取扱の儀は行届難しとの主意にて、入会を辞し改正案も返戻されたり。然るに本月廿一日頃にか、発起員なる三原師法務所へ来られ、別に何等の困難は来さざる故を引続き入会し呉れとの懇談ありし由なるが、折節土宜師は梅尾へ帰り居られしにつき、小川師が面談されしも、何等決定に到らざりし趣。尤も土宜師は宗教法案の各宗派委員辺にて、奉安地土地選定委員に挙げられ其の事に従はれしも、大菩提会には何等の関係者にあらざるゆゑ、入会の件は交渉難からんとのこと。

●日暹寺と各宗派〔明治38年2月5日 第七十九号〕

菩提会と日暹寺は今後いよく各別となり、菩提会は畢竟日暹寺擁護者の地位に立ち、一の特別団体となる者ならん。就ては此の団体は、団体の関係者にて組織し、日暹寺は日暹寺建立の際、連署して内務省へ出願せし宗派にて、交代住職し御遺形を奉安し往くものならん。但し此の日暹寺は何宗と云ふべきや、本尊既に積尊の御遺形ゆゑ、釈迦宗とでも称すべきか。それにつき真宗の有る派にては、若し此の寺に真宗の管長輪番住職するとせば、一向専念弥陀仏の宗意に背くとて、異論をひそく唱へ居る者もあるとか、窮屈なる宗旨より云へば、個様の説もあり得べきことなり。

●大菩提会と吉田山（明治38年2月5日 第七十九号）

本紙前号に掲げし臨時各宗派議案第二号第三条に、「吉田山は間接本会の所有なれば」とあるに付、有る人は菩提会は名古屋有志者へ同会の借金を引き継ぐ際、財産の総べてをも引き継ぎしが、其の節掛ゝる間接所有の財産ありとは聞かず、且つ彼の吉田山は、日吉全識なる者より奉安地に寄付すと申し出でたる箇所なり。然るに、今此の地を菩提会が間接所有すと云ふは誠に不思議なり。是より想ひ廻せは、彼の名護屋の有志と菩提会との間に借金を引き継上種々のごたごたを生じ、傍觀者より齒切れの悪しきを訝ぶからしめしことは、何にか一種不可言の神機あるゆゑならんと眉を顰めて云へり。

●羅漢揮毫宣誓式（明治38年2月26日 第八十二号）

鈴木松年氏は、去る十四日名古屋なる覚王山松年羅漢会々員の出迎を受け名古屋に至りたるが、停車場には同会員数十名揃の提灯にて花々しく出迎へ、同夜は金直旅館に一泊、翌十五日午前覚王山日暹寺涅槃会に参列し、午後仏前に揮毫宣誓の式を了りしが爲めに三百名余の参詣者ありしと、氏は翌朝仏前に於て、襖に勁風中の老松を揮毫し、之に松声弾般若と題し、尚ほ二十五葉の半截に仏陀に因みある花卉を揮毫し、之を仏前に供へたる後会員に頒ちたる由、因みに松年羅漢会規定は左の如しと。

一 覚王山松年羅漢会へ入会せらるゝ方は、会費金拾円申込みに相添へ申込まるべし。

一 入会者には、羅漢尊像（尺五絹本）一葉を頒与せり。

一 五百枚の絵画は数回に頒ち、申込順番に従ひ、抽籤法にて御渡可申候。

一 抽籤の会場時は、其都度御通知可致候。

一 本会事務所は、名古屋市下長者町一丁目三輪常七方に置く。

一 表装は抽籤後二ヶ月間に出来せしめられ度。猶表具の御依頼は名古屋市内又は其附近にて被命度、特に御注意致置候。五百枚完成の上、日暹寺に於て展覧し、羅漢供養執行可致候。

●妙心寺派管長選挙（明治38年2月26日 第八十二号）

前田一輩の疑獄起りてより、俄然鼎沸の混乱を来せし妙心寺派は、更らに実叢老漢の暴卒ありてより、一山の光景は宛ながら法滅の悲惨を呈せしかば、爾来候補管長の問題は、情実纏綿の裡に束縛されて兎角の評判さへ伝へられしが、今回挙行せし選挙の結果は、兼ねて候補者として噂高かりし東海猷禅老漢當選に決したれば、本山よりは管長顧問稲葉元厚氏専使として、師が現住地たる筑後梅林寺に出張す可しと云ば、久しく宗主を失ひし同派も、茲に漸く法統の継続者を見る運に至れり。

●大菩提会長改撰（明治38年3月12日 第八十四号）

日暹寺住職を会長と日置、前田の両氏を副会長と仰ぎ居りし同会は、此の程規則を改正し、妙法院村田門跡を会長としせしが、副会長以下は未定の由。

●同会の負債件〔明治38年3月12日 第八十四号〕

此は如何に成り居るやは、一向判明せざるも、村田師会長とならるゝに就ては、弥よ／＼会務を拡張して、今日迄同会と約束ある寄附金は、どし／＼募集の見込の由なるが、時局柄六かしからんとは、一般会衆の評なり。

●妙心寺の刑事問題〔明治38年3月12日 第八十四号〕

過般來数回の公判を開らき、江木衷、菊池武夫等の有名なる弁護士迄来りて弁護に勉め居らるゝが、被告人中前田誠節氏は、弁舌爽快に事理明晰に、滔々陳述する状は各弁護士をして、流石は禅家の快僧と一驚を吃せしむる由、とんだ名譽と云ふべし。但し無罪とは成り難からんとのこと。

●日蓮会〔明治38年3月12日 第八十四号〕

日置黙仙師は一月以来、東京に上りて、大隈伯、杉子、等と計り同会設立に運動し居らるゝ由なるが、会長の未定なるより、はか／＼しき運びに到らざるも、朝野共人氣は悪からざる趣、何にしろ日蓮寺の爲めには、何にか擁護の団体の設立は望ましきことにぞある。

●真言宗と大菩提会〔明治38年3月19日 第八十五号〕

此の程、同会より会長撰定の通知ありしも、矢張り無関係の回答をせられたり。それ故え、理事も出さざる趣、又副会長は未定と

聞き居りしが、矢はり日置氏が副会長を持ち居らるゝに決定したりとか。

●菩提会〔明治38年4月9日 第八十八号〕

現在の負債拾八万円中、妙心寺の債権拾四万円あるも、今日にては之が利子すら支払はれざれば、仏骨はヤハリ名古屋に置き、独り菩提会のみ再び京都に移して、村田寂順師を会長として整理を計ることに決せりと。

●妙心寺派管長就職〔明治38年4月9日 第八十八号〕

臨濟宗妙心寺派管長欠員の所、後任として福岡県久留米市梅林寺住職東海猷禪師就職の義、三月廿三日内務省より認可したり。

●妙心寺事件判決〔明治38年4月9日 第八十八号〕

妙心寺元議事前田誠節、同元会計部長積等願、公證人樺井保親、元四十九銀行重役片山茂三郎、金錢周旋業尾木久保、積等願の執事石田尚徳六名に係る公私文書偽造詐欺取財手形偽造偽證罪の被告事件は、三月廿八日午前十一時京都地方裁判所において開廷し、何れも罪状の酌量すべきものありとし、通じて二等を軽減し、誠節は重禁錮三年監視六ヶ月、等願は重禁錮二年六ヶ月監視六ヶ月、保親、茂三郎は各重禁錮二年監視六ヶ月、尾木は重禁錮三ヶ月罰金拾円、尚徳は拘留六日に処せられ、又妙心寺より附帯の私訴なる四十九、京都両銀行に対し担保公債額面各五万円の取

戻請求は、原告の敗訴に帰したり。前田等は何れも此の判決に服せず、控訴の申立をなすべしと。

●大菩提会の改革〔明治38年4月30日 第九十一号〕

天台、真盛、融通念仏、高田、興正寺の各管長は夫の大菩提会が名古屋に本部を移したる以来、僅に日暹寺を建立したるも前田事件のため世の信用を失し、全く活動の途なき姿に陥りたるを以て、今回更に聯合三十二派の同意を得て、村田妙法院門跡を会長に推し、京都に本部を設けて事業の拡張日暹寺の維持、并に負債の整理を講ずることとし、過日より仮事務所を妙法院に設け、勸奨部長に青山宗完、庶務部長に三原俊栄、会計部長に中村勝契諸師を選任したり。

●菩提役会員打合会〔明治38年5月7日 第九十二号〕

菩提会は各宗派委員会の決議により、会長を村田寂順師、副会長を日置黙仙師となし、同時に旧職員、本部并に支部役員、并に特派使等を総べて罷免し、同時に会長より庶務部長に三原俊栄（興正）、勸奨部長に青山宗完（臨濟）、会計部長に中村勝契（天台）の三師を選挙したるが、名古屋の本部よりは、右菩提会に関する器具並に書類等着したるに付、中村会計部長は過日妙法院に出頭して事務の打合せを為したり。但し今回の役員は、総べて無報酬なりと。

●妙心寺事件控訴の公判〔明治38年5月21日 第九十四号〕

妙心寺事件の前田誠節、釈等願、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保は先に第一審判決に服せず控訴せしが、来る二十九日、大阪控訴院に於て公判開廷ある由。

●妙心寺議会議〔明治38年5月28日 第九十五号〕

去二十二日より一週日を期して開会す。議長に玉林祖音師副議長に八橋紹温師を選び、次で管長出席宣示をなしたりて、議会の諸役員を選挙して此の日は散会せり。予算収入額は二万九千五百余円、同派綱目改正案は臨時会へとて附議せられ、管長選挙例に年齢五十歳以上のものとなりしを、事理に精通したる者と改めし。外諸役員に関する規定を改正し、其の選挙を末寺一般の意志に任すこととせる等、其の重なるものなれば、大体に於て議会は賛成を与ふべしといへり。

●石川舜台師除名せらる〔明治38年6月18日 第九十八号〕

大谷派本願寺にては、去十二日審問会を開き、審問長石川馨、検務長瀧経丸両師等立会審理の結果、前寺務総長石川舜台師に対し、欠席の俣左の如く決定を与へ、同師は僧籍及び旌彰を褫奪せられたり。

決定書

富山県西砺波郡石動町道林寺前任職

石川舜台

其方儀、本山在職中執務の方針を誤り、不応為の事を敢てし秩序を紊り、宗門を汚辱し、派内の安寧を障害したる事実、明瞭なりとす。

右は黜罰例施行細則第卅七条に該當する行為なるを以て、宗制寺法第八十七条第二項に依り除名に処す。

明治三十八年六月十三日

審問会

右の決定書にある石川師の非行といふに就ては、別段これ〳〵といふ事実を指摘せず、単に石川内局時代における一切の施設を非認して、嚴重なる最後の処分を断行したるものなるが、聞く所によれば右は十五日より財政問題に関して開会する臨時評議員会議に対する政略上、旧弊刷新の実を示し、以て評議員会の同情を得、目下の難局を切抜けんとするの意に出でたるものなりと。

● 釈尊の骨〔明治38年6月25日 第九十九号〕

世界無比の我大日本帝国の皇威は海外に限なく光輝し、政事、宗教、學術、総て一層進歩を謀り、益々隆盛の基を開き、国民たるの自分を尽す事に講究熱心せざるべからざる至極大切の時代にも拘はらず、去る三十三年の五月頃であつたが、樂天的なる仏教各宗の僧侶は数十万の大金を擲て遙々暹羅國に渡航し、釈尊の骨を頂戴して我國に帰朝するや、実に奉迎の準備仰々しく華美な事を以て當時世人を驚かし、其勢ひを以て之れを安置する殿堂を造営せんとて各宗派の會議を屢々開き、菩提会なるを組織して檀信徒

の喜捨金募集に運動をなせしも、素より真に祖師を敬仰する主意に出でずして、仏教の挽回策、所謂營利的心から議決した仕事であるから遂に失敗に歸し、今では奉迎費の負債の為に紛擾の種子となつて困難して居るのみならず、之れが導火線となつて某本山に飛火がついて法廷沙汰を仰ぎ、罪人を釀成して世人の笑ひを求めたるなど、仏法の末世とは云へ悲しむべき現状である。或人洒落に曰く、

釈尊の骨が坊主の喉に立ち

● 日暹寺住職に付て〔明治38年7月9日 第一〇一号〕

日暹寺は仏骨歡迎同盟宗派管長の一ヶ年交代にて住職たる筈なるが、最初天台座主たりし大阪四天王寺吉田源応師就任し、昨年四月を以て天台宗真盛派管長（西教寺）石山覺湛師と交代し、今年四月真言宗聯合總裁と交代する筈なるが、老体を以て辞退せしに、其次番何れも謙遜辞退に依り、未だ交代行はれず石山師繼續し居るも、同師は次番の交代を促しつゝありて、今日は有名無実の姿なり。因て菩提会副会長たりし日置黙仙師は日暹寺住職輪番制規を改正し、一ヶ年交代を三年交番とし、又輪番住職は管長又は其宗派の重望者とし、其の當番宗派管長に特選せしめん事となすべしとの意見なる由。右は次番が曹洞宗管長なれば、同管長の特選にて日置師自ら當選せん内意にて、密かに此議を成立せしめんと運動しつゝありと。

●菩提会の事〔明治38年7月16日 第一〇二号〕

同会は過般、其の事務所を名古屋より再び京都に引戻し妙法院に置き、従来の不弊を一掃して真面目に会の拡張を計るべしとの宣言を為したるも、其実何等の改革刷新も無く、相変わらず一部の野心家が私利私慾を充たすの道具と為り居れるは驚くの外なし。▲先頃同会の会計部長にて日暹寺の執事を兼ねたる中村勝契なるもの、九州地方に仏像の出開帳をすることとなり、拝瞻会なる名目にて愈々名古屋出発の間際に九州の招待有志者より仏像借入料として、金壹千円を送り来たり。其幾分は日暹寺に入りたるも、大部分は勝契一行の旅費として着服したりと。▲九州に於ける拝瞻会の純益金千八百余円ありしは確かなる事実なるに、勝契等は之を秘密にし、表面は損失なりと吹聴して一文も出さぬのみか、此程帰会の上、結局草臥儲に過ぎざりしとの報告を為したりと。▲妙法院の事務所には、勝契の妾の親に當る野中某なる老人を有給書記に採用して拾参円を給し居り、必要の会計帳簿は野中一人の手に委して何人にも示さず云々とて、同会の現状に憤慨し居るものあり。

●日暹会の成立〔明治38年8月13日 第一〇六号〕

同会は一時杉子爵を会長に仰ぎ、東浜間の豪商某々氏を幹事とし組織されんとしつゝありしが、都合により此度弥よ／＼久我侯爵を会長とし会の組織完成せしにつき、遠からずして発表の手續きに到るならんと云ふ。尤も此の事に關しては、日置黙仙師は曹淵

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

宗管長の候補者をも辞退し献身的に尽力され、為めに暹羅国駐在稲垣公使及び大隈伯爵の如きは非常に感動され、大いに同情を表し居られる由。ドーカ菩提会、若しくは興隆会等の如きに到らざる様、偏へに希ふことにぞある。

●日暹寺住職〔明治38年8月20日 第一〇七号〕

現住職なる天台宗真盛派管長は此の程、同寺住職満期に付、後任者を制規上の順序により、創立者にて前真言宗管長なる長勸修寺門跡へ、就任方土宜師を経て真言宗管長へ通牒し越されし由なるが、該制規の當方にこれなきより、目今取り寄せ中にて、其の上何分の決定に至たるべき筈、其れ迄該通牒書は土宜師の許に滞まり居る趣。尤も該制規は内務大臣の認可を経しものにて、日暹寺に限る特殊の宗制とも寺法とも云ふべき性質のものなる由。

●日暹寺の成立と各宗派〔明治38年10月22日 第一一六号〕

同寺の制規により、今般は真言宗より撰任すべき當番なることは、本誌に於て曩に記し置きしが、未だ確定に到らざる由なり。それにつき、御遺形奉迎に遡りては、各宗共其の原因を知らざる人多きに見ゆるに付、明治三十三年日本十三宗三十三派にて奉請せし際の大概を左に紹介せん。

明治三十三年二月十二日付にて、日本公使在暹羅国の稲垣氏は、日本各宗管長へ左の書面を贈れり。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候、

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、基、所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に亘りて、尚数億万の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乗すべきあり、此等南北両仏教の一致を計り、数億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく、仏教如斯にして、二十世紀文化の上にて一大光明を發揮すべし。仏教徒の天職亦実之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして諸氏等先進の責任、亦是にあること、信候。

而して小生は、今諸氏と共に、仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は、同国ピツプラヴに於てペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰、其他の遺物（発見の記事別項御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下、亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下、亦た聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり、小生の指して以て仏教一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの、如何に、教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける、黄金龕中基督磔刑の古釘が、常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を墮さしむるが如き、或は「クリミヤ」の大戦、亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に、欧米基督教国の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実は、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく、此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の情眼に鞭ち、仏界一振の盛事に出でられん事、熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より派遣委員に対して、御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より、可成高德博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御選び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅國盤谷日本帝國公使館

稲垣満次郎

(各宗派管長宛) (各通)

右の書を得て、其の年の四月七日各宗派会を開らき、終に十三宗三十三派にて奉請することに決し、同年五月二十二日出発、大谷光演、藤島了穩、日置黙仙、前田誠節の四師を、奉迎使として暹羅国へ赴かしめたり。其の節各宗より渡せし委任状は、左の如し。

大日本帝国仏教各宗派管長は、大聖世尊御遺形の爲め、真宗大谷派新門跡大谷光演を正奉迎使に、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙を奉請使に選挙し、仏教各宗派の代表たることを委任す。

明治三十三年五月

(天台座主を首座とし、真言律宗管長を末尾とし、十三宗三十三派の管長連署し、真言宗は第四位にて原心猛師連署し居らるゝなり。)

右の手續きにて同年六月十四日、暹羅国王陛下より親授在らせられ、其の親授式の盛大にして、且つ勅語の御懇切なるは他日機を得て紹介せんが、其を奉受して帰朝し、同年七月廿日より三ヶ日間奉迎法会を行し、原管長も参列せられたり。爾来十三宗三十三派の奉持する処となりしが、其の後大菩提会設立につき、本願寺派は護持会設立の事故により同会設立に反し、左の書面を出されたり。

今般各宗派管長会議に於て、大菩提会を組織し会員を募集し、积尊御遺形の殿堂建設等の事業企画可相成段、議決有之処、本派に於ては殿堂建設の儀は無論賛成に付、右費用の内へ、本派

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

より金貳万円寄附可致候、乍去大菩提会組織の儀は、断然同意難致候条、此段申進候也

明治三十三年六月十日

真宗本願寺派管長代理 近松 尊 定

奉迎事務総理 村 田 寂 順殿

此の如くにて、本願寺派は大菩提会と反対せり。其の後、御遺形は名古屋有志より奉請して、内務省の特別制度の下に、十三宗三十三派兼帯宗の日暹寺は建立されたり。随て寺制も特種のもので、而して同寺は全く大菩提会は別立なり。今日の大菩提会は日暹寺外護の有志会にて、大菩提会に浄財の余剩あらば同寺へ寄附するも、日暹寺は別に維持法を設けて、少しも大菩提会に依らずして、独立の方法立ち居ると云ふ。

●本願寺は貳万円を日暹寺へ寄附〔明治38年10月22日 第一一六号〕

本願寺は貳万円を日暹寺へ寄附するに到らん。日暹寺建立に就ては、暹羅国との關係上、外務、内務の當局者は特別の保護を爲し、破格的に建立されたるより、今日も内務の當局者は、其の保護に尤も注意をせし居るなり。されば、此程本願寺派管長の上京に因み、宗教局長より彼の貳万円寄附のこと如何んと話されしに、其は自分の欧行中のことに付、更に取り調べんとて退ぞかれしが、其の後ち東京築地輪番菅了法師を以て、當初の主意は各宗共同上、京都に建設の所存にて寄附を申出しも、其の後名古屋の

有志が建設することより、等閑となり居るも、既に建設も済しことにつき、何分の協議を内局の者と遂げ取り計らひ致す可しと答へて、西帰せられし由。

●暹羅国王陛下より御遺形の親授式（明治38年10月29日 第一一七号）

前号に約し置きたる、彼の盛式を奉迎紀要中より、左に抜抄せん。

六月十四日午後三時、宮中より公式の馬車三輛、公使館に来る。此に於て正使、公使并に南條氏（文雄博士）は第一に、藤島師は第二に、前田、日置の両師は第三に、其他随行僧侶六名の馬車三輛を別に随へて、四時宮門に入り、第二中門にて下車す。近衛兵左右に整列して捧銃の礼を為し、軍樂隊樂を奏して之を迎ふ。直に各省大臣の出迎を受けて階を登り、休憩室に入る。諸大臣高等官の挨拶あり、此に待つこと半時許、宮内大臣に導かれて、一同列を正して謁見所に入る。やがて国王陛下出御あり、一同敬礼終るや、教部大臣、一々奉迎使を国王陛下に紹介す。先づ大谷正使は、左の表文を朗読す。

大日本帝国仏教各宗派を代表したる、真宗大谷派大谷光演、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙謹て言す。

大暹羅国王陛下、聖徳天の如く高く、仁沢地の如く闊し。爰に優渥なる聖慮を降し、釈迦大覺世尊の遺形を、我日本帝国

某等仏教者に頒与し給ふに依り、各宗派管長は光演を奉迎正使に、了穩、誠節、黙仙を奉迎使に選用し、遺形奉受の任を囑托せり。光演等、此任に膺り聖明に咫尺し、玉体の清爽なるを拝するを得たり。何の栄か之に加へんや。伏して望む、陛下外護の力を増隆し給ひ、十善の資を保有し給はんことを。光演等、誠恐誠懼の至りに堪へず。

右捧銃終るや、国王陛下は左の意を以て、暹羅語にて御答辭を賜はり、教部大臣之を英訳し、南條師、次で日本語に通訳し、之を奉迎使に伝ふ。

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんが為めに、始めて此国に来れる日本仏教徒の奉迎使を見ることは、朕の喜ぶ所なり。且つ日本は暹羅よりは遠隔の国にして、制度も習慣も、或る場合に於ては、異同なきに非らざれども、尚同一宗教を信ずる所の同教国なることを信認することに於て、朕が満心の歡喜と満足の感情とを以て、刺激せられたる熱心の程を領解ありたきことなり。

朕は仏教の先導者にして保護者なることを認承せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき、幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本仏教徒へ、此神聖にして真実なる遺形の分配をせざりしことは、彼等が其一分を得んことを希望すべしとは、朕の認識せざりし所なりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本に安置し、巡拝者をして其便を得しめんとする彼等の願を信認せし上は、之を

頒与することは朕の甚だ喜ぶ所なり。奉迎使の此国に來り、且つ普通協同の利益の為に開明の事業に倦怠なき尽力の程は、朕の嘉賞する所なり。日本仏教徒が海外仏教徒を熟知し、一層交際を親密にしたる後は、日本仏教の益々隆盛に赴かんことは、朕の最切望する所なり。

一同敬礼を終るや、陛下は玉座を立ちて公使の前に進ませられ、公使、奉迎正使、藤島、前田、日置の奉迎使に日本仏教に就て種々御下問あらせられ、清談少時にして握手の札を作し玉ふ。是にて一同退出して控所に復る。

●日暹寺と大菩提会〔明治38年11月5日 第一一八号〕

日暹寺と大菩提会とは全く其の組織の格別なることは、毎度本紙に記したることなるが、此の程日暹寺関係者より、左の答書を真言宗管長へ宛差出されし由。

日本大菩提会は、各宗派に於て覚王山日暹寺創立已前に組織せられ、其目的は御遺形奉安にあるも、日暹寺創立の現時にあつては、覚王山日暹寺は日本大菩提会を全く別種にして何等關係を有せず候条、此段得貴意候也。

明治三十八年八月廿六日

覚王山日暹寺住職

大僧正 石山 覺 湛 圃

右 寺 執 事

僧 正 中 村 勝 契 圃

右寺信徒総代

吉 田 禄 在 圃

同

加 藤 重三郎 圃

同

三 輪 常 七 圃

●村田寂順師の遷化〔明治38年11月5日 第一一八号〕

天台宗妙法院門跡村田寂順師は突然脳溢血症に罹り、去月二十九日午後六時遷化せしが、之より先き危篤の急電聞召され、有栖川宮、北白川宮、中山一位局より御見舞御下賜品の電報、九条老公、大隈伯、渡辺内蔵頭等よりも見舞電報あり。猶ほ天台座主山岡觀澄、粟田青蓮院、大原三千院、宗務庁吉沢総務、其他府下天台宗寺院総代等、数日前より大仏方広寺に詰切り居りしが、目下俘虜收容所に充られ居るを以て、方広寺に於て一先づ密葬し、追て本葬儀は同院收容の俘虜も大底来る十一月中旬には引払ふ予定なるに依り、十二月十日同院内に於て行ひ、三十三間堂前興徳院内の墓所に埋葬することとなりし由。

●故村田妙法院門跡の葬儀〔明治38年12月17日 第一二四号〕

故妙法院門跡前天台座主慈修身院大僧正村田寂順師の葬儀は、十日午前十時より妙法院内宸殿に於て執行せられたり。葬儀は天台一門の所謂宗葬にて、頗る莊嚴なりしが、先づ一番鐘にて導師山

岡観澄師并大衆集会所来着。二番鐘、導師緋色法衣に七条の袈裟を帯び、大衆は白服に五条の袈裟を帯び、斯くて三番鐘、即ち午前九時半、先づ大衆会葬者一同入堂、次に導師、次に回智讃、次に導師登壇。次に大衆着座。次に座讃、次に法則、次に五大願、次に九条錫杖、次に賦馨畢て、導師下壇仮座に着く。是れより龕前の作法ありて、喪主二尊院権僧正貴志寂忍師、宗務庁代表者吉沢義道、本山代表者門跡事務担当末寺総代、法類総代猶父清水谷伯爵実家村田氏、其他順次龕前に焼香をなし、夫より愈出棺となり高張、松明、先駆、生花、蠟燭、香炉、洒水瓶、花籠、大衆、高張を先きにして、靈柩には宗務庁及本山役僧法類遺弟及親族左右を守護し、次に天蓋、鼻高、喪主遺子、其他葬儀係等の列順にて、三十三間堂前なる興徳院に埋葬せり。午後一時の當日の会葬者は賀陽宮御使小藤孝行、久迹宮御使星野、伊藤侯爵代大森鍾一、木戸侯爵代大覚寺派管長高幢竜暢、其他各宗管長并に代理者末寺総代府庁各事務官荏林助役、上下京区長等約一千余名にて、伏見收容所の俘虜將校大機閑士ミレウスキー、少尉補オーデル、同チャキン、少尉ドウイボウスキー、大尉ペリカン、中佐クロス、の五名も会葬せり。尚ほ當日は宮内省御使として、中川主殿助代寺西主殿属をして参向御香華料御下賜あらせられしよし。

●妙心寺事件と一音事件の公判〔明治38年12月17日 第一二四号〕

真言宗高野派末寺たる下京区松原西洞院西入一音寺住職泉秀明より、前住前田隆諦寺田亮通退去に関する訴訟は京都地方裁判所に

於て現住泉秀明の勝訴となりしを不服とし、大阪控訴院に控訴し、来る十八日公判なりと。又妙心寺派前田誠節積等顧外数名の控訴公判は来る十五日なりと。

●妙心寺事件の裁判〔明治38年12月24日 第一二五号〕

教界墮落の一現象として現はれたる、京都妙心寺事件の被告前田誠節、積等顧の二僧は、曩日に京都地方裁判所に於て公判の結果、前田三年積二年の重禁錮に処せらるべき宣告ありしが、大阪控訴院に控告して、去十五日午前更に二僧共、同じく重禁錮一年六ヶ月監視六ヶ月の刑を宣告せられたり。其罪名は公私文書偽造犯にて、何れにしても法衣を纏ひたる身には此上もなき恥辱なり。

●マニラ市の仏教寺院〔明治39年2月4日 第一三一号〕

曹洞宗の少壮布教家遠藤竜眠氏は、去三十六年三月馬來半島より帰路、比律賓群島のマニラ市に立寄り、遂に此地に滞留して開教の企を立て爾來三星霜、種々の苦心を重ねしが、漸く内外幾多の帰信を得て、今は同市マンカリカ街に八間四面の殿堂を新築し、徳光山南天寺と称するに至り、教勢頗る盛なりと。

●前田誠節氏の公判〔明治39年3月4日 第一三五号〕

妙心寺事件に就て、手形偽造行使の罪名の下にある前田誠節氏は、大阪の奥戸善三郎、東京の井本常治両弁護士を以て大審院へ

上告中なるが、去月八日より公判開廷の爲め十数箇条の不服を申請しつゝあれば、昨今に該判決を見る筈なりと云ふ。

●日暹寺黄金仏の出開帳〔明治39年4月15日 第一四一號〕

来る五月一日より二十日迄信州長野市に、二十一日より三十日迄越後高田町に、六月一日より十日迄同新潟市に、十一日より廿日迄佐渡島に、右の日割を以て、名古屋市日暹寺の黄金仏釈迦如来の尊像は、北国信者の懇請により、出張開扉を修行せらるゝと云ふ。さて、此の尊像の由来を聞くに、元と暹羅皇帝陛下の御持念仏、全身御長け三尺余の純金座像の釈迦如来にて、又其の白毫は最上の「ダイヤモンド」をはめ奉り、実に世界無比の宝玉なりと聞く。然るに、暹羅皇帝陛下が日本仏教徒へ仏舍利御分与の御紀念仏として、日本仏教徒へ此の尊像を御贈与遊ばされ、乃ち日暹寺仏舎利の前置仏として奉安する靈尊なり。而して又仏舎利も此の尊像と同時に、何れ奉拝の結縁を爲すことと信ず。実に我が仏教徒は、三千年の往昔出現遊ばされし、仏世尊に値ひ奉る思ひを爲し、参拝の因縁を悦ばれたきことにぞある。但し世の新聞紙によりては、此の開帳を種々に批難する向きなきにあらざるも、一時世に悪評ありし時代のことはいざ知らず、現今の日暹寺は各派管長にて輪次住職をなされ、又日置黙仙、中村勝契等の諸大徳にて如法奉仕し居られ、又同寺の信徒総代には名望の諸氏之れに任じ居らるゝ次第にて、決して前日の悪評ありし時代觀を以て、今日の情況を批評すべきものにあらずと有る人は云へり。さもあ

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

りなん、吾人は実に然かあらんことを希ふことにぞある。因みに名古屋日暹寺境内は立派なる公園なるに付、諸種運動会等日々同境内の一部に行なはれ、春來は日々大群参にて、実に名古屋地方の一大本山と唱へ居ると云ふ。就ては信者の一同は、一日も早く飯堂を真実の本堂に建築し替へたしと意気込み居る趣、暹羅皇帝陛下も此の消息を聞きし召し玉はゞ、定めて御満足に歡慮あらせらるゝことと覺へり。

●暹羅皇族御來遊〔明治39年4月29日 第一四三號〕

暹羅皇族ナコンチャス殿下は今般大觀兵式參觀の爲め御來航、二十二日長崎に着港相成りたり、殿下は同国皇帝陛下の庶子にして現皇太子殿下の異母弟に當り、同国陸軍總司令官の職を帯び居れりといふ。

●故村田寂順師と国師号〔明治39年6月10日 第一四八號〕

妙法院前門主故村田寂順大僧正の生前の功勞に對し、其筋にては是に国師号を賜はるべき内議、略ぼ確定せりとの説あり。

●大菩提会と妙心寺〔明治39年7月29日 第一五五號〕

二者相關係しての失敗は世人皆な知る所なるが、茲に妙心寺派の策僧連は、妙心寺が菩提会の爲め今日の窮境に陥り居れば、一派の危急を救ふの策は、先づ菩提会を濟ふに在りとし、菩提会引受策を立て、妙心寺の全力を挙げて同会に尽さんと、昨今之が策

略に鳩首しつゝありと云ふ。

●前田誠節氏の獄中消息〔明治39年7月29日 第一五五号〕

目下入檻苦役中の、妙心寺前執事の前田誠節氏の消息を聞くに、同人は六十歳以上の老齡を以て入檻したることとて、半人前の寛典の下に就業しあれば、毎日糸の節とりをしたる後には、昼は読書夜は禪定に余念なく、随うて失望落胆等の風も見せで、勇気例によりて凜々たるものあれば、出獄の後は何れ目覚しき活動を為すならんと、同派知己の一人は物語り居たりと。

〔新義真言宗〕「密厳教報」

●大聖釈迦の遺骨及び遺物の発見〔明治33年3月12日 第二五

一号〕

今回、暹羅国盤谷府駐劄本邦公使稲垣滿次郎氏より、本邦の仏教各宗派へ釈迦仏の遺骨、及び遺物を暹羅国王より本邦仏教徒へ頒賜せらるる旨を申越されたり。本派にても既に其の書に接したるが、其の文中に、今回の事たる、実に南北仏教を一致せしめ、仏教の光明を宇内に發揮せしむべき好機なり云々の語あり。我が仏教徒たるもの奮勵一番、稲垣公使の語を事実に見る様致したきものなり、左に全文を掲げて読者に紹介せん。

各位倍々御清適為邦家大賀候、小生熟世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後印度より支那日本に亘りて、尚数億方の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乘すへきあり、此等南北両仏教の一致を計り、数億方の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るへからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得へく、仏教如斯にして、二十世紀文化の上に一大光明を發揮すへし。仏教徒の天職亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にしては日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして諸氏等先進の責任亦是にあること、信候。而かし

て小生は、今諸氏と共に、仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は、同国ピルラハラに於て、ペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（遺物発見の記事別紙御参照相成度候）をば仏教国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下、亦空前の盛式を以て之を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回、當国王陛下、亦右聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは即ち此事に御座候。抑も聖遺聖物なるもの如何に、教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける、黄金合龕中基督磔刑の古釘か、常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を墮さしむるか如き、或はクリミヤの大戦、亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に發し、或は独帝ゼルサレムに巡拝し給ひしか如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に、欧米基督教国の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。這回の事実、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく、此好機に乗して南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の情眼に鞭ち、仏界一振の盛挙に出てられんこと熱望に不堪候。當国王陛下か我国仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出てられたること、既に當国外務大臣より通知有

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

之。且つ我邦よりの派遣委員に対しては、謁見等の厚待をも賜はるべき旨、是れ亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらすして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。右の次第に候得共、我邦仏教各派の中より、可成高德博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御撰ひ相成、至急御派遣相成度候。敬具。

明治三十三年二月

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館 稲垣滿次郎

聖物発見の由来

釈尊降誕の地、カピラブツを距る數哩ピラハワに、地主ペツペ氏なるものあり。数年前、適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を發掘せば、何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之か發掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからず、地下二十呎にして、仏教史に一新時期を画すへき一大発見を為すに至りぬ。其發掘せし品々は、(一) 石櫃一個 (二) 水晶及蠟石瓶二個、中一個は記銘あり (三) 遺骨及遺灰 (四) 塗灰及木皿の破片 (五) 寶石其他裝飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスチの収税官ラマサンカー氏に報し、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏、ペツペ氏の書を領するや、氏は更に、之を熱心なる仏教学者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明かにせり。以上は聖物発

見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発売 (Pioneer) に博士ホエイ氏の論文あり。又ロイヤルアヂアチック、ソサイチーの報告書に、ペツペ氏の聖物発見に関する記事あり、就て見らるへし。

●奉迎仏骨に就きて (明治33年4月12日 第二五三号)

蠡 海 生

今や軽風駘蕩として、桜花將に雲を吐かんとするの時、四月八日は来たりて釈尊降誕会は仏教青年会々員に依りて、東都の中央なる神田の錦輝館に於て、例年の如く挙行せらるゝに會し、曩に暹羅國王が仏骨を我が国仏教徒全体へ頒賜せらるゝ旨を、同國駐劄稲垣本邦公使に由りて各宗へ通知せられたりしことを顧み、聊、以て論ずる所あらんとす。

夫れ古聖往賢の、死して茶毘一片の烟と立ち上り黄土に化するや、其の愚者小人と異なるを見ざるなり。古人は歌ひて曰く、孔丘盜跖一塵埃と。又歌ひて曰く、賢も賢からぬも鳥辺の煙の色は変らざり覺と。されば古聖往賢の世に崇敬追慕せらるゝは、其の形骸に在らずして、其の心靈に在るを察すべきなり。彼の累々たる塚中幾多の枯骨、何ぞ之を崇敬するに足らんや。然れども佻諛に、所謂『坊主悪ければ袈裟まで悪い』の反対にて、自己が崇敬追慕するの人の対しては、其の人の手足に触れたる微細の物すら之を得れば、遺愛の存する所として、十襲之を珍として措かざるは常情なり。是れ甘棠の詩の作らるゝ所以なるべし。是に由り

て之を觀れば、天下後世の人が崇敬追慕する聖賢の遺骨を発見するや、塚中の枯骨とし、或は原頭の塵埃として、雲烟過眼視するを得ざるなり。

曩に暹羅國駐劄稲垣公使より、同國王が仏骨頒賜の聖旨を通知せらるゝや、我が国仏教徒の態度如何を觀るに、二三仏教主義の新聞雜誌に於て云々したるを見たる而已にして、仏骨頒賜の事は与り知らざるかと疑はるゝまでに沈靜なるは、仏教界に於ける意外の現象と謂はざるを得ざるなり。然るに仏教徒以外の人士は、却て是に向ひて是非を論じ、外面より仏教界に一種の刺戟を与へつゝあるなり。然れども其の論や、徒に理屈に驚せて、熱誠なる信仰力は言筈語路の外に発動し、来たれるものなるを顧みざるもの、如し。論者は古來仏骨と稱する物には、人造の偽物多くして信奉するに足らずとして曰く、たとへ真の仏骨たるも、英より暹羅に与へ、暹羅より緬甸錫蘭に分与せしもの。我れ其の分与を受けたりとして、業々しく奉迎して可なるべきか。ピブラハーに發見せる大石窟を全部尽く求め得たるならば未だしもなれど、緬甸錫蘭と均しく分与を得、緬甸錫蘭の真似するは以ての外ならずやと。又、論ずる者あり曰く、余輩は釈迦が不世出の偉人なるを疑はず、而も其の遺骨に至りては、北邱墳下に累々たる百千の枯骨と毫も選む所なきを得ず。(略中) 其の真に釈迦の骨なるや否やは素、問ふを要せず。假令真の仏骨なりとするも、之を迎ふるの理、万々之れあること無し。況んや其の真偽の明かならざる者に於てをや。と其の言や条理あるが如しと雖も、熱誠なる信仰力

は、決して理屈のみに依りて発動する者にあらざるなり。

実に論者の言の如く、古来仏骨と称する者には偽物多かりしならん。然ども真物なりとも、若し懐疑の眼を以て凡百の事物を鑑定せんか、数千年以前に於て埋葬したる仏骨の一片を今日に於て発見し、之を徴するに読み難き當時の遺文を以てすることなれば、相當の證據品をも併せて取るに足らずと、為さんには為されざることなきなり。而して縦令真の仏骨なるにもせよ、緬甸錫蘭の後塵を拝して之を奉迎するは以ての外ならずやと云ひ、又、釈迦は不世出の偉人なるを疑はざれども、其の遺骨の如きに至りては、墳下の枯骨なれば之を奉迎するの理万々あるなしと云ふが如きは、宗教的信仰力が、其の教祖の遺物に由りて如何に熱火のごとく熾んに発動し來たるかを知らざるものなり。又宗教的信仰心は、独立国の人民と属国の人民とに依りて區別せらるゝものに非る也。夫の古英雄が先祖の遺物に対して、其の功烈を聯想し己れも亦斯の如くせざるべからずとなし、猛然厥起して偉大の功業を成せるが如きは、往世の遺物に由りて発動し來たれる、一種不可思議の力か之を成さしめたる者といふべきなり。今日常人の家に在りても、不肖の子が父祖の遺物、或は墳墓に対するや感激せられて有為の士となる者なきに非ざるを見ても、古聖往賢の崇敬追慕すべきは、其の心霊に在りて其の形骸に在らずとし、其の遺骨の如き、聖賢の遺物中最、其の人を想起せしめ易きものを取りて、塚中の枯骨なり原頭の塵埃なりとして雲烟過眼視するは、吾人は其の可なるを見ざるなり。況や仏教徒に於ける、教祖の遺骨

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

に於てをや。

又稻垣公使が、暹羅国王と我が国仏教徒との間に周旋し、仏骨頒賜の事あるに至りしは、或は外交政略上に出でたるやも知り難しと雖ども、仏骨其の物が相當の證據の徴すべきものありて、真誠なる仏骨の一片なりと認定し得るものならば、仏教徒たる者は其の事の外交政略上に出でたと否とに関せず、教祖の遺骨として之を奉迎するも、何の妨か之れあらんや。又之を奉迎せんとする僧侶中に、或は之を利用して私欲を逞うせんとする者なしとは断言し難きも、是れ其の罪は、斯の如き奸僧に在るべき筈にして、奉迎仏骨の精神上には決して關係せざるなり。然るを論者は又、奉迎仏骨は公使の外交政略と奸僧の利己的方便なりとして之を非難するものゝ如し、此の説や已に述べたる理由に依りて、其の當を得たるものに非ざるを知るべきなり。

されば吾人は、相當の順序を踏み盛儀を具し仏骨を奉迎せんとするは、我が国仏教徒が崇敬追慕する教祖の遺骨に対する當然の挙動として、其の非難すべき点を見ざるなり。

● 仏骨奉迎委員 (明治33年4月25日 第二五四号)

暹羅国王より頒賜せられたる仏骨奉迎の件につき、京都にて各宗委員会を開きたる結果として、昨夏欧州より帰朝したる真言、高田派新法主常盤井堯猷師を派遣することに決したり。同師は近衛公の実弟にして、梵語にも精通し居る人なり。

●仏骨奉迎につきて〔明治33年5月25日 第二五六号〕

仏教の末路(？)

仏骨奉迎につきて 篁 隠 生

吾大聖世尊、始めて法輪を印度に転じ、精神的革命を唱導せられしより、永き時間を経、遠き空間に涉りて人心を鼓吹し、社界を利益せしこと多大。之れ猶ほ、其の教法の赫灼光輝を発揚せし所以なり。然るに近時教界の状態は麻痺沈滞し、最早些少の功德ある能はず、否、返りて社界を毒せんとするの勢をなせり。或は之れ、死に急ぐの道程にあるか。現に僧侶の己人的墮落せるは言を待たず、是れを団体の上に見るも、其の行動一として日に非ならざるはなし。苟も東都の真中に於いて、而も自ら新仏法を以て任

ずる青年にして宗教法案に狼狽し、所謂公認教問題に狂奔したるが如き、勿論醜の極にして世已に定論あり。其の他各宗各派の内争紛擾に至りては、殆んど停止する処を知らず、余聞く昔の高僧は宗儀教理の為に争ひしと、今は見る名聞利欲の為に闘へるを、而して皆な之れ、暗に仏教の運命を予言せるもの、吾人実に寒心せざるを得ず。加之頃日仏徒中、更に美名の下に仏教を汚さんとしつゝあり、何んぞや曰はく、仏骨奉迎之れなり、然り仏骨奉迎、何んぞ其の名の美なるや、之れ一見、仏教信徒の將に垂涎すべき好題目なり。然れ共、吾人は徒らに其の美名に眩惑するに可らず、蓋し退きて考ふれば、甚だ忌むべく畏るべきの現象にあらざるを知らん。乞ふ余をして、少しく之れを論せしめよ。

第一、此れを仏骨として奉迎するに先ちて、吾人は其の信偽を確

めざるべからず。然るに、印度古代の地理及び歴史の研究は、古来専門家の最も難とする所、今日と雖も、吾人は欧米人の媒介を通じて、僅かに研究の材料を得るに過ぎざるのみ、信に覚束なき位置にあり、誰れか敢へて、其の信偽を判じ得る者ぞ。若し、容易に暹羅国王稲垣公使の名を信ずるの余りに輕率せば、吾人仏教徒の恥辱を世界に永遠に残すものなり。

第二、仮りに此れを真の仏骨とするも、之れ非倫の行為に非ずや。吾人は犬馬の骨と雖も、発きて以て之れを弄するに忍びず、況んや大聖世尊の遺骨に於いてをや。吾人末徒として、敢へて此の野蛮的非行を演じ仏陀の神聖を汚すは、実に情に於いて堪へざるなり。

第三、以上の二項を全然否定するも、吾人は裏面に伏在せる臭氣に嘔吐を催さざるを得ず。現に奉迎使の権利につきて、各宗派已に衝突を来せしに非ずや。而して最も熱心に奉迎を主張する者は、最も野心に富める。○寺派なるが如きを見れば、此の挙や実に利欲政略の爲め、委しく云へば之れを利用して、信徒に対し虚勢を張り、歳入の上増加を得んが爲めの貪欲心のみ。而して少しも其の間に誠実誠意の存するを認めず、之れ上は仏陀を恥め、下は信徒を欺くもの。吾人、実に其の奸計を悪むものなり。第四、吾人は更に大讓歩をなして、悉く前項を非認するも、終に奉迎の無意味なるを如何せん。今や教界多忙の時に當り、百事を放擲して数千金を投じ、朽余の古骨を購ひ来りて何の益かある。彼の天理蓮門の教徒が、匹婦狂婆を礼拝すると何の撰ぶ所ある。

否、寧ろ一層、甚しき非理の行ならずや。若し夫れ、信念熱情の止む能はざる結果なりとするも、吾人は其の愚を憐まずんばあるべからず、一の朽骨豈能く半死せる日本仏教に光榮を与ふるものならんや。由来仏教の汚気なきは職として知るべきのみ、

之を要するに、虚儀虚飾偽信偽善によりて事をなさんとする者は、今日の仏教僧侶なり。爰に至りて、吾人は仏教の末路に迫れるを知る。嗚呼、仏教は己に殆んど死せる死骸のみ、今や仏骨を迎ふると同時に、仏教の死屍を葬らざるを得ざるか。將に入らんとする廿世紀の門出に於いて、吾人は此の不吉不幸に相遇せるを悲む。然れ共、此の瀕死せる旧仏教を屠りて血祭をなし、盛に次の新仏教を迎ふる亦可ならずや。最後に吾人は異教の訓言を仮りて旧仏教を吊ひ、新仏教を迎ふるの詞に代へん。曰はく、

神は靈なれば、拝する者もまた、靈と真とをもて之れを拝すべし。(新約聖書約翰傳第四章廿四節)

●日本大菩提會〔明治33年7月12日 第二五九号〕

同会は、客月六日の各宗派聯合大会の決議に因りて創立せられたるものにして、即、今回暹羅國皇帝より頒賜せられたる仏骨奉迎の紀念なり。就きては本宗長者より、本宗の縑素一般に對し、不日同会の勧誘員派出の際は、本会設立の趣旨を翼賛し、仏徒たるの自分を尽すべしとの訓令を發せられたれば、本宗の縑素諸氏には此の訓令の意を体し、応分の助力を与へらるゝこそ願はしけれ。又聞く所に依れば、先頃本邦を出發したる仏骨奉迎使の一行

は、客月十四日暹羅の皇城に參内し、謁を賜はり、翌十五日積尊の御遺形を受領したる由。同月十七日付盤谷發電にて、京都妙法院内なる奉迎事務所に報じ來たれりと云ふ。

●仏骨奉迎法要施行順序〔明治33年7月25日 第二六〇号〕

▲京都に於ける積尊御遺形奉迎事務所は、各宗派寺院に對して、下の如き通知を為したり。

本月十九日午前第八時五十分積尊御遺形御着輿に付、該時刻に京都市及附近の各宗派寺院は、敬意を表する為め梵鐘を鳴し、国旗又は仏旗及高張を出し奉祝相成度。此段及御通知候也。

▲又同時に、法要施行順序等を左の如く定めて、印刷配布せり。

法要施行順序

一 法要施行の種類を分て、左の五種とす。●一 上陸会は、明治三十三年七月長崎着港の翌日より、二日間同市に於て之を行ひ、十五日長崎御乗船、十六日航海中、十七日神戸御上陸。●一同、十七日午後零時三十分大阪梅田停車場御着、直に天王寺に御入。●一 拝迎会は明治三十三年七月十八日、大阪天王寺に於て一日間、之を行ふ。●一 奉迎は明治三十三年七月十九日、京都大谷派本願寺に於て之を行ふ。●一 仮奉安会は明治三十三年七月二十日より、京都大仏妙法院に於て之を行ふ。●一 拝瞻会は明治三十四年四月八日より、同五月十五日まで、大仏妙法院に於て之を行ふ。●一 上陸会及拝迎会執行の際、該地方附近の各宗派僧侶は、總て出勤するものとす。

一 仮奉安会法要執行の順序は、左の如し。

第一日 天台宗各派、臨濟宗各派、黄檗宗、曹洞宗、

第二日 真言宗、日蓮宗、時宗、華嚴宗、真言律宗、法相宗、

第三日 浄土宗西山派、真宗各派、融通念仏宗、

一 拝瞻会法要の執行は毎日一座とし、各宗派輪次、之を施行す。宗派聯合して法要を執行するも、妨げなし。

一 上陸会及拝迎会を執行する地方僧侶は、宝輿發着の際、適宜の場所に於て奉送迎をなすべきものとす。

一 仮奉安所奉安中の御供養

一 一ヶ月を一期とし、各宗派毎に一期宛、抽籤を以て輪次奉仕し、當番宗派は適當の者を精撰し二名以上常任せしめ、其止むを得ざる場合には、他へ依托することを得。

二 雇員及費用に関する事項は、別に之を定む。

一 日本大菩提会發会式は、明治三十四年四月八日本部に於て之を挙行し、發会式に関する事項は、別に之を定む。

一 覚王殿の起工式は、明治三十四年五月十五日妙法院に於て之を挙行し、其の起工式に関する順序は、別に之を定む。

積尊御遺形各所行列之図

- 先払 ○六金色旗 ○空也堂 ○兵装学生
- 六金色旗 ○空也堂 ○兵装学生
- 法服用宗学生徒 ○各宗派講中 ○各団体
- 法服用宗学生徒 ○各宗派講中 ○各団体
- 法服用宗学生徒 ○各宗派講中 ○各団体
- 金閣不動講社員 ○明暗教員 ○真言律宗
- 金閣不動講社員 ○明暗教員 ○真言律宗
- 金閣不動講社員 ○明暗教員 ○真言律宗

○華嚴宗 ○法相宗 ○融通念仏宗 ○時宗 ○日蓮宗

○華嚴宗 ○法相宗 ○融通念仏宗 ○時宗 ○日蓮宗

○三門徒派 ○誠照寺派 ○山元派 ○出雲路派

○三門徒派 ○誠照寺派 ○山元派 ○出雲路派

○木辺派 ○興正派 ○仏光寺派 ○高田派 ○大谷派

○木辺派 ○興正派 ○仏光寺派 ○高田派 ○大谷派

○本願寺派 ○曹洞宗 ○黄檗宗 ○永源寺派

○本願寺派 ○曹洞宗 ○黄檗宗 ○永源寺派

○円覚寺派 ○大徳寺派 ○東福寺派 ○建長寺派

○円覚寺派 ○大徳寺派 ○東福寺派 ○建長寺派

○妙心寺派 ○南禅寺派 ○建仁寺派 ○相国寺派

○妙心寺派 ○南禅寺派 ○建仁寺派 ○相国寺派

○天竜寺派 ○西山派 ○真言宗 ○真盛派

○天竜寺派 ○西山派 ○真言宗 ○真盛派

○寺門派 ○天台宗 ○六金色旗 ○天童子

○寺門派 ○天台宗 ○六金色旗 ○天童子

○宗管長方 ○総理 ○薬師 ○仏旗 旗幟(宝輿)

○宗管長方 ○総理 ○薬師 ○仏旗 旗幟(宝輿)

○奉迎使隨行 ○各宗門跡 ○各宗派本山住職

○奉迎使隨行 ○各宗門跡 ○各宗派本山住職

○各宗派重役 ○官員 ○名誉職員 ○新聞記者

○各宗派重役 ○官員 ○名誉職員 ○新聞記者

一 明治三十三年七月十九日午前八時五十分、積尊御遺形京都停

参列員心得

車場御着、直に大谷派に於て御休憩。此の間諸員参拝、同午後一時同寺御発興、烏丸通を北へ、五条通を東へ、伏見街道を南へ、七条通を東へ、大仏妙法院仮奉安所へ御奉安し鎮座後、各管長方始め一同、焼香拝礼の事。●一列に加はる僧侶は、其の宗派の規定せる正服を着用し、僧侶以外の参列者は、羽織袴上下又は「フロックコート」着用。●一参列者は総て、靴又は草履の事。●一徒歩者は、総て二列の事。●一馬車又は人力車用意の分は、一列の事。●一参列者は総て、大谷派本山内指定の場所へ、同日午後零時三十分参集せらるべき事。

右

明治三十三年七月 釈尊御遺形奉迎事務所

●暹羅なる日本寺の創立〔明治33年8月12日 第二六一号〕

市内四ツ谷崇福寺の徒弟にて、多年暹羅に遊び、専心仏教の爲めに尽瘁せし遠藤竜眼師は這回、仏骨奉迎使の同国に到着せし際、通訳をなし、同使一行と共に帰朝する筈なりしが、兼て仏陀伽耶に出で、釈尊の遺跡を礼拝せん志ありしを以て、暹羅国出發、一行と別れ今正に渡竺の途にあることなるが、同師は道俗の同情を得て、警谷府に護暹山日本寺と称する梵刹を創立し、将来同国に遊ぶ僧侶及び探險者の便宜を謀り、兼ねて日暹両国間に於ける關係を密ならしむるの目的にて、来月上旬帰朝の上、汎く発表して資本を求むる由。

〔真言宗豊山派〕「加持世界」

▲大菩提会〔明治33年10月10日 第一号〕

大菩提会は、村田理事長より名誉会監として大谷派門跡大谷光瑩、真言宗長者長宥匡、日暹寺管長岩村日轟、曹洞宗管長畔上棟仙、妙心寺派管長小林宗輔の五師を推選せられ、覚王殿の起工式も、建築地未定の俥にして行ふ事なりと云ふ。

▲仏陀聖典の発行〔明治33年10月10日 第一号〕

京都に於ける仏教図書出版会社にては、仏舍利奉迎記念として仏教の聖典を一切経中より、簡易に要典のみを編集して出版するとの由。

●稲垣公使の書柬〔明治34年1月1日 第四号〕

暹羅駐在の同公使より今回、同国王陛下か仏教図書館建設せられ、日本各宗派の仏書を蒐集せらるゝ思召なりと云ふ趣意の書柬を、大菩提会々長村田寂順師へ宛て申越されたりと。

▲仏骨東遷の議確定す〔明治34年2月1日 第五号〕

大菩提会にては、弥来る三月中旬を以て仏骨を東京に遷すことに確定し、上野公園博物館前の広地に祠堂を建築し、之に安置するなりと云ふ。

▲暹羅王の仏教図書館〔明治34年2月1日 第五号〕

全国駐在の稲垣公使より、今回同国王陛下か仏教図書館を建設し、日本各宗派の図書を募集せらるゝ由。

▲大菩提会の刷新〔明治34年5月1日 第八号〕

某宮方を奉戴し、役員を改めて組織を一変せんとす。

●暹羅国皇帝の御来遊〔明治35年5月1日 第二巻第五号〕

同皇帝には、今秋を以て我国に御来遊相成る事に決したる由。

●各宗時事 ▲覚王殿建設位置〔明治35年5月1日 第二巻第五号〕

覚王殿建設位置は、名古屋市と決し、全市役所内に御遺形奉安地選定期成同盟会なるものを設け、同地の豪商小栗富次郎氏、目下東上運動中の由。

●暹羅皇太子の来朝〔明治35年7月1日 第二巻第七号〕

同国領事より京都なる大日本菩提会へ宛、来る十月同国太子の来朝相成趣きにて、同会にては、其積尊の遺骨奉安所を改築し、旁妙法院を以て休憩所に充つる筈なりと云ふ。

●各宗時事 ▲各宗聯合会議〔明治35年7月1日 第二巻第七号〕

全会議は例年五月、洛西妙心寺塔竜華院にて開会する筈なれど、

同院の前田誠節氏が大日本菩提会の用件を帯び東上中なれば、本月に於て開会せらるべしと云ふ。

●大菩提会の雑誌発刊〔明治35年10月1日 第二巻第十号〕

烟の如く其の生命を保ちつゝある全会は、京都妙法院内の本部より、今回菩提なる雑誌を発刊する由。

●覚王殿建設地確定〔明治35年11月1日 第二巻第十一号〕

覚王殿建設問題に就ては、過日来各宗会議を開きつゝありしか、日を重ぬる事四日、其間建設に関する諸種の問題を議決し、建設以後各宗に於て維持する事を議定せしより、其間に成せる委員の報告に基き、去る十二日の会議に於て評議の結果、多数を以て覚王殿は名古屋に建設することに確定せり。

●大菩提会の負債と収入〔明治35年12月1日 第二巻第十二号〕

全会の負債は概約十三万六千〇三十九円八十二銭と称するも、其は延滞利子を含まれ居るものにて、実際は十二万九千五百円にして、其収入を挙げれば六千八百十五円六十七銭五厘なりと云ふ。以て全会の窮状を知るべし。

●暹羅国布教の建議〔明治35年12月1日 第二巻第十二号〕

去月六日、京都妙法院に於て開会せし大菩提会監令各宗派会、村田寂順師より建議を提出したりと云ふ。こは不日、暹羅国皇太子

殿下の御来遊に際し、彼我の便益を謀らんが為めに用ひしものなりと。

●**仏骨奉安式**〔明治35年12月1日 第二卷第十二号〕

仏骨を名古屋に奉安することに決したりし事は既報の如くなるが、去廿二日全市門前町万松寺を以て仮奉安殿となし、真言宗三派出仕の當番にて、全地宝生院住職滝実昇僧正が管長代理として大導師を勤修し、卅名の出任にて理趣三昧の法要を営み、終了後は日置菩提会の副会長始め、各宗僧俗有志者総見寺に出張し、大演説会を開かれたりと云ふ。

●**暹羅皇太子の御来遊**〔明治35年12月1日 第二卷第十二号〕

に就ては愈、本月第二週日を以て我国御到着の御予定の由にて、我が皇室を始め、政府に於ても懇篤の御待遇あるべしと云へば、此の一事が、日暹兩國の親交上にとりて、著しき効果あるべしと。

●**暹羅皇太子殿下の御来遊**〔明治36年1月1日 第三卷第一号〕

予て報せしか如く、全皇太子マハ、ワジラウツト殿下は十二月十六日横浜御着港、御入京の上は、相識の縁故により、小松宮彰仁親王殿下随時御接伴遊さる御都合なりと云ふ。尚今回の御来遊につきては、各宗各派にても夫々御奉迎ありたりと。

●**大菩提会の昨今**〔明治36年1月1日 第三卷第一号〕

本部を名古屋に移転せしより以来、会務整理の爲め事務分担を協定し、役員任命を行ひたる由にて、会長大谷光演、副会長日置黙仙、会計部長中村勝契、建築部長福山黙堂、庶務部長津田厚、会計監査部長土宜法竜の諸師にて、奉仕部長並に奨励部長は未定なりと云ふ。

●**仏骨所有権確認訴訟**〔明治36年1月1日 第三卷第一号〕

此の問題に關し曩きに失敗派の一人なる真言宗の服部賢成氏外一名より、各宗管長並に委員を被告取り、仏骨は元來暹羅皇帝より我邦仏教徒全体に分与せられたるものなれば、各宗派管長、委員が専断に処置するは不當なりとて起訴したりと

●**各宗派委員会**〔明治36年2月1日 第三卷第二号〕

大菩提会各宗委員会は去る十日開かれ、日置副会長、丹羽同理事、其他委員等相会して、覚王殿建設地は副会長の手に於て候補地を調査し、撰定の上菩提会に通告すること、また其の負債は客年七、九月兩度に名古屋派の責任者、服部小十郎、吉田禄在、小栗富次郎の三氏より提出の契約書に基き、責任を全ふすべしと。

●**覚王殿建設地の内定**〔明治36年4月1日 第三卷第四号〕

大日本菩提会にては、該奉安地を愈愛知県愛知郡田代村字月見坂に於ける献納地十萬坪、即ち名古屋市の東部千種町停車場より十

二町を距りたる、高燥なる土地に決定したりと。

●暹羅皇太子の御再遊〔明治36年10月1日 第三巻第十号〕

昨冬来朝せられたる暹羅皇太子マハ、マシユラウント親王には、又々十月下旬御来遊相成る御予定のよし。

●日暹寺創立願〔明治36年11月1日 第三巻第十一号〕

同盟二十三宗派管長記名調印の願書及副書は信徒総代調印の上、菩提会副会長日置嘿仙氏より深野愛知県知事を経て、内務大臣に差出したるを以て、去る四日日置氏東上許可を待ちつゝあり。右許可の上は、名古屋に於て同盟宗派会を開くこととし、稲垣公使も出席し意見を述ぶる由。新寺創立願に添へたる明細帳及び建築予算は、左の如し。

明細帳

一、本尊 釈迦牟尼仏 一、開創 明治卅六年中、聯合各宗派協同開創。

一、由緒 明治三十年中、暹王暹国陛下より本邦仏徒へ御頒贈せられたる印度 波羅領藍毘尼園の西南五里余の地に於て、英人ベツペ氏の発掘せる八大舍利塔中第五塔に奉安せる釈尊御遺形の一分と、同王室伝来の降魔形の金製坐像を奉安護持する為め、浄地を卜して聯合各宗派の建設するものなり。

一、境内地 一万二千六百坪 一、境外所有地 十万七百七十坪 一、信徒 十万五千人 一、管轄間距離 三十五町三十二間

収支予算 ▲菩提門（七間、四間） 一万五千元 ▲外周土塀 六

千二百二十五円 ▲西北院（四庁） 五万四千元 ▲同周囲塀 三千三百円 同唐門（三間、一間） 二千四百円 ▲参拝堂（十一間、八間）

八万八千元 ▲本堂（十五間、十二間） 十八万円 ▲回廊（二間、三十五間） 一万五百円 ▲客殿（五間、五十間） 三万三千七百五十円

▲事務所（十間、二十五間） 四万三千七百五十円 ▲庫裡（八間、十六間） 一万九千二百円 ▲廁（二ヶ所） 四百八十円 ▲置納屋（四間、十六間） 一千二百八十円 ▲諸雑費及予備金、四万二千五百

円 ▲合計 五十万円

一金五十万円、寄附金総高 内金廿二万五千元。愛知県下現在寄附申込高、明治卅六年六月より卅七年末月迄取入。金廿七万五

千元、同卅八年より同三ヶ年間、各府県寄附募集高

●覚王山日暹寺住職〔明治36年12月1日 第三巻第十二号〕

同寺住職は最初に天台座主兼任することに内定し居れども、現座主三津玄深師は来月が満期にて、大阪四天王寺の吉田源応師其後を襲ふ事となり居るに付、同師座主に就職すると同時に、日暹寺住職兼任の許可を内務省へ申請する都合なりと。

●日暹寺住職の交代と〔明治37年10月1日 第四巻第十号〕

日暹寺住職の交代と仏骨遷座、昨年八月天台宗の吉田源応就任したるが、去月満期につき、今回は通次番なる天台宗真盛派管長石山覚湛師就任せる由。

●稲垣公使の葬儀〔明治42年3月1日 第九卷第三号〕

稲垣公使の葬儀は、去る廿一日四谷区荒木町の自邸出棺、若井少佐の率ゐる儀仗兵一大隊は、喇叭手の吹奏する弔譜と共に肅然として前駆し、次で久邇宮家を始め各家より寄贈の生花、造花、櫛数十対及び放鳥、勳章、位牌、大礼服を覆ひたる白木造の寝棺の後は、未亡人栄子愁然として従ひ、五百余の会葬者其後に続きたり。順路青山の斎場に着くや棺は壇上に据えられ、外務省友人より寄贈の生花、及び西班牙公使よりの花環を棺蓋に飾り、大道師護国寺貫主高城義海僧正十余正人の衆僧を率ゐて読経をなし、東邦協会其他名士の弔文朗読終れば、久邇宮家代拝山田陸軍大尉の焼香に次いで白色の喪服を着けたる二人の侍女に扶けられ、悄然として棺前に進みたる未亡人栄子の姿に見る人、何れも涙を飲みたり。斯くて焼香後、遺骸は稲垣家墓所に埋葬されたるが當日の重なる会葬者は西班牙、葡萄牙、暹羅各公使、桂首相、小村、寺内、岡部の各相、大隈伯、徳大寺内大臣、東郷、山本両大将、貴衆両院議員各官代表者等なりき。

〔真言宗智山派〕「智嶺新報」

●拝瞻会〔明治34年4月21日 第二号〕

拝瞻会、日本大菩提会の积尊御遺形并拝瞻会は、四月八日を初日とし、京都大仏妙法院に於て、開かる。別紙同会よりの通牒を、左に掲ぐ。

拜啓時華將闌之候、益々御清適奉賀候。陳者客年、暹羅国王陛下より日本各宗派へ頒貽相成居候。积尊御遺形拝瞻会之儀、来る八日より二十八日まで三週間當市大仏妙法院内仮奉安殿に於て、各宗派法要修行仕候。殊に来る十八日は、日本大菩提会発会式も供て挙行候儀に付、御参拝旁御貴臨ヲ得度候間、何卒御繰合の上、十八日午前第十時御来駕被成下度。此仮御案内申上候。早々敬具

追て準備の都合も有之候間、同日御貴臨ノ有無、乍御手数日来る十三日迄に當所着にて御一報被成下度、此仮申添候。

明治三十四年四月七日

京都大仏妙法院内

积尊御遺形奉安事務総理

妙法院門跡 村 田 寂 順

智山派宗務所重役殿

●大菩提会の近況〔明治34年6月21日 第四号〕

仏骨奉迎紀念の爲め起りし本会は一宗一派ではない、謂はゞ、各宗惣掛りと云ふ有様で、一時は東本願寺杯も熱心に狂奔せしか、今や同会も、目論見たる事業の一部分も果さずして、既に負債の爲、苦境に陥りたるより、何人も率先せず傍觀し居る趣なるか、兎角勢ひにのみ従ふて、衰勢の時は見向きもせぬか浮世の習とは云へ、宗教育家として如斯きは感心もせぬ事なり。願くは憤起せよ。

●大菩提会の聯合大拡張〔明治35年4月21日 第十四号〕

同会は今回覚王殿建設地確定、及び整理を挙ぐるため、全国大挙拡張を爲すよしにて、夫々運動の方針も定り居れりと伝ふ。

●大菩提会覚王殿の位置〔明治35年4月21日 第十四号〕

大菩提会に於て建造すべき仏骨奉安の覚王殿の位置に就ては、過般東京に於て各宗委員の協議ありしも、未だ何れとも決定に至らず。遠州に設けんとするものあり、京都に設けんとするものありて取捨に苦しみ居れるが、予記の如く頃日名古屋市に設置せんとするの説起り、冲知事青山市長小栗富次郎等の諸氏首唱となり、目下熱心に運動し居れりと云ふ。

●印度仏跡参詣講の企てありと聞く〔明治35年6月21日 第十六号〕

過般来滞京中なる、印度大菩提会幹事ダンマパラ氏は、去る五月廿六日南條博士と共に、日本橋通の日宗生命保険株式会社に該社長川合芳次郎氏を訪問し、宗教上並に保険事業に関する種々の談話を試みたり。然るに同席上にて川合芳次郎氏は、ダンマパラ氏に向て本社の附属事業として『印度仏陀迦耶参詣講』を企てんと目論見を語りしに、ダンマパラ氏も大に其特志を喜び、是非其成立に至らしめんことを希望したりと云ふ。今其の講中組織の概略を聞くに、五百人一組とし抽籤を以て毎年五十人宛参詣することと定め、十ヶ年にて満講とする仕組にて、時節は最も冷気なる十月頃より十二月までの三ヶ月とし、最初の三ヶ月は往航とし、半は一ヶ月は滞在遊覽とし、後の一ヶ月は復航に充て、又た日本郵船会社に交渉して賃金割引を行ひ、一行五十人の費用總計、約六七百円にて足るべき概算なりしと云ふ。此の計画にして実行せられたる暁には、只仏教信徒の幸福のみならずして、文学、商業、地理、博物等に関する人々の印度視察に赴く者多かるべしといふ……記者曰く、嗚呼世界も開けは能く開けたもの哉、三十年前にありては豆小の如き内地に於て、湯殿山や金毘羅参りに立つと云へば他世界にても赴く心地して、親子兄弟血筋より、一家一門相ひ群りて、水酒盛を酌み交せ、あわれ門出を祝ひたり。其頃にあつては夢想にも、天竺国と云へば青空の上にもある国のよふに心得て居りしも、今は講中を企て、其の国へ参詣に行くと云

ふ長足の進歩を驚くと共に、仏教家も静思すところあれば、幸ひ甚たしからん。

●暹羅皇帝贈与の仏像〔明治35年8月21日 第十八号〕

暹羅皇帝陛下より大日本菩提会へ贈与したる金像釈迦仏を、今回菩提会にて五分の一の像に模造し、全国各支部に奉安することに為したり。追々同像の小形を造りて、会員に分与するとの事なり。

●各宗管長会議と覚王殿〔明治35年8月21日 第十八号〕

久しく噂さのありたる各宗管長会議は愈々、本月二十五日六日頃開会の予定なるが、主なる問題は例の覚王殿建設地の選定と、序に宗教法案の事も多少の問題となるべし。覚王殿の事に付ては本紙は再三報道したる如く、名古屋と云ひ京都と云ひ或は東京、三方原など処々の矢入れあれども、要するに今日には名古屋、京都の二説が最も有力にして、二者何れかに決定すべしと云ふ。

●菩提生誕〔明治35年9月21日 第十九号〕

大菩提会長村田寂順氏の言として、『夫れ菩提は性の真理解脱の本根にして仏教の極致なれば、之を以て本会の名とし、之を内にしては各宗協同一致して本会を隆盛にし、之を外にしては世界仏教者を合同融和して、相共に法雨に潤はしめんと欲するなり』と、遂に『雑誌』菩提の誕生を告ぐるに及ぶ。

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

●『菩提』は覚王殿に就ての真相と題して斯く云へり〔明治35年9月21日 第十九号〕

同殿建設地に付ては、近来名古屋説勢力を得たるが如く伝ふるものありしが、同地の有志家にして真に数万の資を投じて迄も奉安せんとの志望あらば、是は願ふてもなき幸ひなれば、委員等は協議も相談も要たものにあらず。速に其説に従ふこと、御遺形に對しても至極の得策なり。然るに村田会長を始め、重なる委員が頑固にも京都説を主張して動かざるは、何にか此間に仔細あるべしと思ひたるに、果せる哉近頃に至り、稍々信すべき真相を聞き得たり。そは元来名古屋市の所謂有志家なる者が、果して真の有志家なるや否や第一に疑ふべし。彼等は従来、仏教信者として何等の聞く処あらざりしが、唯覚王殿建設に付て俄に仏教信徒なりと名乗りて種々奔走し、数万円を投じて建設一切を引受けんと云ふは、余りに物好きにして信ぜられざるなり。何か彼等は御遺形を鯉汁にして他に目的あるべしとは、吾人の最初より疑ひたる所なるが、其目的とは要するに金儲けをせんとするにあり、土地繁栄は蓋し第二なり。彼等は京都に於ける失敗算盤に疎き僧侶が遺方の手下なるに因るものとし、若しも巧く切り廻りて上手にやれば必ず儲かるべしと慾張り、主義より此運動に着手したる者なり。村田会長等は流石に早く此間の消息を看破したれば、唯何となく京都説を固執して彼等の請を容れざる訳にて、若し真に資を投じて建設するに於ては、勿論快く承諾を与ふべしと云ふにありと。

◎**覚王殿建設地と三浦子爵**〔明治35年9月21日 第十九号〕

覚王殿建設地に関して今回正二位子爵三浦梧楼氏は、京都并に名古屋の両地に就て利害得失を比較し、且つは仏教将来のために是非とも名古屋に建設せざる可らざる理由を陳述し、目下各宗会議の開会あるを機として、各宗派管長宛に意見書を捧呈したりと云ふ。

○**印度仏蹟巡拜会の組織計画**〔明治35年9月21日 第十九号〕

同会の趣意は、日本仏教徒をして今度仏蹟が容易に巡拜せしめんとするに在りて、予て同会組織に付、今春来緬甸国を経て深く印度内地を跋涉し、遍く各地の仏蹟を巡回視察せる岩本千綱氏は、京都新京極四条上る金蓮寺に於て、右視察の報告演説を為し、尚當日席上に於て仏蹟の写真、其他の靈宝を陳列縦覧せしめたる由。

●**石川舜台と寅年**〔明治35年10月21日 第二十号〕

今の法主が新法主の頃、石川舜台之を擁して光勝老法主を排斥し、舜台自ら副住職たらんと陰謀を企て、一夜祇園母尾に一味を会して血判の最中、予て探知し居たる時の監視課長渥美契誠（契縁の弟）思ひ掛なく隣席より飛込み、證拠を取押へんとしければ、舜台起ち上り鉄拳を揮うて契誠を乱打し、遂に訴へられて殴打創傷の実刑に就きしは明治十一寅の年、舜台は天保十三寅の年生れにて、相手の契誠は安政元寅の年生れとは奇ならずや、今

年の寅に告発者山田正円も慶応二の寅年なりとは、抑も何等の悪因縁そ。

●**覚王殿名古屋に決す**〔明治35年10月21日 第二十号〕

各宗派会は本月拾二日午前拾一時開会、出席議員四拾五名、日置副議長議長席に着き、該大問題を議決すべく議場に宣言せり。第一読会、第二読会、第三読会共議論百出四十五名の議員中、堅く中立を守るもの並に暗に京都説に賛成するもの七名は漸々議場を退出、残余議員三拾八名に対し無記名投票により決を採る。當日の議長日置師を除き、三拾七名の大多数を以てこの紛糾せる大問題は、遂に名古屋派の大勝利に帰したり。

▲**仏骨と法律問題**〔明治35年10月21日 第二十号〕

御遺形所有権能に付て法律問題起り、研究の結果所有権は奉迎當時信認に調印せし三拾三宗派管長其者にありて、宗又は派にはなし。但し真宗の如き血脈相承の管長は其の権能を継ぐも、他宗にありては調印せし管長の死亡せし時は、法脈の管長相続するもの之れには所有権なしとの解釈を見るに到りしが、此の解釈に対しては種々の評論ありて、此解釈に満足を表するものなし。異議者の説なりと云ふを聞くに、御遺形所有権能は民法を以て云々すべき者に非ず。果して民法を以て論ずれば御遺形は物件と為り、何円何銭と価格を定めざるべからず。然れども、御遺形は物と見るべからず、無形の信敬の対象と見べし。且つ事実より云ふも、暹羅

王が御遺形を治く日本仏教徒に賜りし事實は動かすべからずして、信認状調印管長は唯、日本仏教徒の代表者のみが之を所有する理なしと云ふに在り。

知事宛
(明細帳及管理法等は略す)

▲覚王殿と同盟宗派会〔明治36年9月21日 第三十一号〕

覚王殿建設に關し、同盟宗派会を来る十月上旬京都に開きて、仏骨安置の爲め覚王山日暹寺を建築し、予算五拾万円の内式拾五万円を名古屋に於て負担し、式拾五万円を全国に広く勸財することとする由、今新寺創建願を得たれば左に掲ぐ。

新寺創建願

尾張國愛知郡田代村

覚王山 日暹 寺

右は明治三十三年中、暹羅國王陛下より御頒貽相成候。釈迦牟尼仏御遺形并に御尊像を奉安護持し、一は世尊の聖徳を顕揚し國民の道義を涵養するの丰標とし、一は寄贈國王陛下の叡旨を永久に伝承せしむるの紀念とし、普く宗教信徒に礼拝せしめんとするの目的を以て前記の地所を下し、他教各宗派協同して新寺覚王山日暹寺を創建致度候間、御認許被成降度。依て明細帳并に管理法設計図面等、相添此段連置相願候也。

明治三十六年月日

右寺発願人

聯合宗派住職記名㊦

信徒総代記名㊦

〔浄土宗〕「浄土教報」

仏骨の発見 [明治33年3月15日 第三九〇号]

稲垣公使の書面

釈迦牟尼世尊聖骨の一部が、迦毘羅城の旧趾に於て一英人の発見する所となり、考古学者の考證を経て其真物たるを決せしことは一二外字新聞にも出で、我国にても之を翻訳して報道する所ありしが、右仏骨は英政府より暹羅王陛下へ贈呈することとなり、全陛下には更に之を各国仏徒に贈与して崇敬を供にし、且世界仏教の連合を計らんとの聖旨もありとの事にて、稲垣全国公使は右につき大に尽力する所あり。今回左の書面に発見の由来を添付し、之を各宗管長及有力者に送附せり。記者が受取りし其一は、左の如し。

各位倍々御清適為、邦家奉大賀候。

小生熟ラ世界宗教界ノ大勢ヲ察スルニ、仏、回、基、所謂世界三大宗教ノ中ニ就テ、仏教ハ前後両印度ヨリ支那日本ニ亘リテ、尚數億万ノ信徒ヲ擁ス。若シ夫レ一朝好機ノ乘スヘキアリ。此等南北両仏教ノ一致ヲ計リ、數億万ノ信徒凝ツテ一塊石ノ如クナラハ、其勢力ヤ真ニ計ルヘカラサルモノアリ。仏教是ニ至テ世界ニ雄飛シ得ヘク、仏教如斯ニシテ二十世紀文化ノ上ニ一大光明ヲ發揮スヘシ。仏教徒ノ天職、亦実ニ之ニ存スル事ト信シ候。誠ニ之ヲ、小ニシテハ日本仏教徒ヲ打ツテ一丸トナシ、大ニシテハ世界

仏教徒ノ一致ヲ計リ、茲ニ世界一新時期ヲ画シ、暗中ノ大飛躍ヲ試ムル事、今日仏教界ノ急務ニシテ諸氏等先達ノ責任、亦是ニアルコト、信シ候。

而カシテ小生ハ今、諸氏ト共ニ仏教一新ノ好機到来シタルヲ祝セント欲スルモノニ御座候。夫ハ諸氏モ御承知ノ如ク、昨春英領印度政府ハ同国ピルラハラニ於テ、ベツペ氏ノ発見シタル釈尊ノ遺骨及遺灰其他ノ遺物(遺物発見ノ記事、別紙御参照相成度候)ヲハ仏教国唯一ノ独立国タル當国王陛下ニ贈呈シ、當国王陛下亦空前ノ盛式ヲ以テ之ヲ迎ヘ給ヒシガ、陛下ニハ右聖物ヲ各仏教国ニ頒チ、世界仏教徒ノ一致ヲ計ラントスルノ御聖旨アリ。而シテ今一月ニハ、錫倫島及緬甸ノ両地ヨリ委員ヲ派遣シ、盛大ナル儀式ヲ以テ各々聖物ノ頒ヲ得申候。然ルニ這回、當国王陛下亦聖物ノ一部ヲ我国仏教界ニ贈ルノ聖旨アリ。小生ノ指シテ以テ、仏界一新ノ好機トナスハ即チ此事ニ御座候。

抑モ聖遺聖物ナルモノ、如何ニ、教徒ノ熱信ヲ昂カメ渴仰ヲ加フルカハ今更歎々ヲ要セサル処ニ候。彼ノ露国莫斯科府ノ「カセドラル、オフ、アツサンブシヨン」ニ於ケル黄金龕中基督磔刑ノ古釘カ、常ニ巡拝ノ善男善女ヲシテ随喜ノ涙ヲ墮サシムルカ如キ、或ハクリミヤノ大戦、亦其遠因ヲ聖地ゼルサレムノ事ニ発シ、或ハ独帝ゼルサレムニ巡拝シ給ヒシカ如キ、所謂聖地聖物ナルモノ、如何ニ、欧米基督教国ノ民ニ渴仰セラレツ、アルカヲ推知スルニ難カラス候。這回ノ事実ニ、仏教界空前ノ盛事タリ諸氏宜シク、此好機ニ乘シテ南北仏教ノ一致ヲ計リ、以テ世界仏教徒ノ情

眠ニ鞭チ、仏界一振ノ盛挙ニ出テラレンコト熱望ニ不堪候。

當國王陛下カ我國仏教界ニ対シ、聖物御贈与ノ聖旨ニ出テラレタルコト、既ニ當国外務大臣ヨリ通知有之。且ツ我邦ヨリノ派遣委員ニ対シテハ、謁見等ノ御厚待ヲモ賜ハルヘキ旨、是レ亦外務大臣ノ通知ニ接シ申候。但シ陛下ノ聖旨、時ニ之ヲ或ル一宗派ニ贈ルニアラスシテ、我邦仏教徒全体ニ賜フモノニ御座候。

右ノ次第ニ候得者、我邦仏教各派ノ中ヨリ、可成高德博学ニシテ、英語ヲ能クスル仁数名ヲ委員ニ御撰ヒ相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月 日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館

稲垣滿次郎

聖物発見ノ由来

積尊降誕ノ地「カピラブツ」(迦毘羅城)ヲ距ル數哩ビプラハワニ、地主ベツペ氏ナルモノアリ。数年前、適々自己ノ地面内ニ一箇ノ古墳アルヲ見テ、若シ之ヲ発掘セハ何等カ仏史ニ光明ヲ与フヘキ発見アラントヲ想ヒ、其後工夫ヲ督シテ之カ發掘ニ從事セシガ、ベツペ氏ノ熱心遂ニ空シカラス、地下二十呎ニシテ仏教史ニ一新時期ヲ画スヘキ一大発見ヲ為スニ至リヌ。其發掘セシ品々ハ、(一)石櫃一個(二)水晶及蠟石瓶二個、中一個ハ記銘アリ(三)遺骨及遺灰(四)塗灰及木皿ノ破片(五)寶石其他裝飾物ノ多量等ニシテ、ベツペ氏ハ直チニ之ヲバスチノ收稅官ヲマサンカー氏ニ報シ、且ツ添フルニ蠟石瓶ノ銘文ヲ以テセリ。サンカー

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

氏、ベツペ氏ノ書ヲ領スルヤ、氏ハ更ニ之ヲ熱心ナル仏教學者博士ホエイ氏ニ致シ、其研究ヲ依頼セリ。而シテ博士研究ノ結果、遂ニ上記ノ遺物ハ積尊火葬ノ後、其兄弟「サカヤス」(記者曰ク積迦種ヲ云フ)ノ保存シタルモノナルヲ明カニセリ。

以上ハ聖物発見ノ小歴史ニシテ、其詳細ニ至テハ、昨年二月十七日發兌Pioneerニ博士ホエイ氏ノ論文アリ。又ロイヤル、アチアチツク、ソサイチーノ報告書ニベツペ氏ノ聖物発見ニ関スル記事アリ、就テ見ラルヘシ。

右につき、各宗有力者には夫々意見もありて、何れも熟考中なり。世間にも「日本」の如き、早くも之につき論弁を費したり。兎に角仏徒の大に奮起して一大運動を試み、以て各宗の大連合を企つるは此時なるべし。記者も大に意見あれど、機を先じて合同を破るが如きを恐るゝ故、且く所論を他日に譲らん。而して本宗の意見も亦、未だ決定したるにもあらずと知るべし。

●本宗と仏骨會議 (明治33年4月25日 第三九四号)

本誌に於て報道したりし暹羅王陛下が本邦仏徒ハ仏骨分与奉迎の件につき、京都に於て各宗會議を開き、本宗にも出席を要求し来りたるを以て、林執事教務の爲西京滞在中一回會議に臨み、尚土川第五教校長をして臨席せしめしが、本宗の意見は固より奉迎につきては異見ある筈なく、各宗と協全して事に當るべき方針なれど、其方法の如何につきては、或は各宗と合同する能はず。別に適當の道を取るに至らざるべからざるやに聞く所にて、其方法に

つきては、目下各宗と慎重の審議を凝しつゝある由なり。

●近來に於ける教界の問題（明治33年5月5日 第三九五号）

近來に於ける教界の問題を、仏骨奉迎と真言宗分離の紛擾とす。各本山の當局者は分離に奔走し、末派寺院の多数は非分離を主張して両々相ひ譲らず、東奔西走最も騷擾を極む。今日に於ては、非分離派勢力あるものゝ如し。

●奉迎準備（明治33年5月5日 第三九五号）

去る二十日本宗を始めとして、各宗各派の委員廿九名妙心寺の龍泉庵に相ひ会して、左の如き決議を為して発表せり。

積尊御遺形奉迎協議案

第一項 各宗派は奉迎使七人を選挙し、社務局へ派遣せしむる事。

但真言、臨濟、本願寺、大谷の七宗派より各一人を選出し、出発日時は奉迎使協議の上、之を定む。

第二項 奉迎使は、互選を以て正使一人を置く事を得。

第三項 各宗派は暹羅王陛下同国外務大臣稲垣公使に宛て、管長運署の書面を起草し、かねて奉迎使に関する信任状を呈すべき事。

第四項 各宗派は、暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。

但物品の価額は合せて一千元を程度とし、物品の選定は奉迎使の協定に一任すべし。

第五項 各宗派は、其宗派委員に奉迎員一人を選定し、奉迎に

関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所は、本日より五日以内に通知せられたし。

第六項 積尊御遺形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事。

但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。

第七項 奉迎事務所に関する費用は、奉迎委員に於て之を議定する事。

前項の費用は、一時借入金で以て之を支出し、償還方法は別途に之を定むべし。

第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むる事、左の如し。

一金一万円 奉迎使派遣費

内 金一千元 奉呈物品購入費

金七千元 奉迎使往復費

金二千元 奉迎費予備費

非常費目は、奉迎使に推選せられたる宗派にて之を協議し、一時立替ふべし。

第九項 御遺形仏事式典は、大略左の如し。其法要の施行方

法、奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ。

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ。

一 仮安置会 同上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ。

一 拝読会 仮安置の後、期日を定め之を行ふ。

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、前各項の事業計画をなし、宗派会議に提出し決定すべき事。

一 高廟建設の件

一同上建設地選定の件

一 右費用に関する件

第十一項 奉迎使に推選したる各宗派に対しては、當宗より代表者を以て、之が請願をなすべき事。

● 仏骨奉迎〔明治33年5月15日 第三九六号〕

右の事業に対しては、本宗に於て大に熟慮する所あり。今回各宗派の協議に合同参加せざることに決し、別に視る所あり。各宗派の協議奈何に拘らず、本宗限り奉迎使節を派遣するの意向なるよし。

● 仏骨奉迎〔明治33年6月5日 第三九八号〕

仏骨奉迎に関しては前々号の紙上に報道し、如く、本宗は遂に各宗派の協同に加はらざることとなりしが、各宗派にては大谷派新門跡大谷光演氏を正使とし、本派本願寺藤島了穩、臨濟宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙の三氏を副使とし南條文雄、石川馨、大草恵実、藤岡勝二等の十一名を光演氏の随行人となして派遣することとなり、右の一行は去月廿三日神戸出帆の博多丸にて出発せられたりと。本宗にては此等一行に関係せず単独に使節を簡派し、

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

暹羅国王陛下稲垣公使等へ答礼の儀を表彰せらるる筈にて、去る廿一日祝下の名にて稲垣氏宛に左の書簡を贈られたり。

貴位愈御清適慶賀仕候。

本年、二月英領印度ピルラハラにて於て発見したる釈尊御遺物の一部を、暹羅国王陛下之御思召に依り我国仏教徒に頒与せらるゝに付、奉迎委員派遣可致旨、懇篤御通報に接し御厚情の段鳴謝致候。右聖物奉迎の爲め、本月廿三日禅宗真宗等の各宗派より委員派遣可致都合に相成候。然るに本宗に於ては、此際右各宗派委員と同時に委員派遣致兼候に付、不日使節を以て貴位の高誼に酬ひ、国王陛下の御聖慮に答礼可致候条、此段御諒承相成度。手宣を以て御挨拶申上候。敬具
而して右派遣せらるべき使節は何人が之に命せらるゝや、目下人選中にて知るへからずと雖も、多分望月信亨氏、其任に充たることとならんと。

● 仏骨奉迎使の出発〔明治33年6月5日 第三九八号〕

奉迎正使大谷派新門主大谷光演、副使としては本派本願寺藤島了穩、臨濟宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙の四氏を始として、新門主随行人南條博士等の十四名は、去る二十三日神戸出帆の博多丸に搭して暹羅に向つて出発せり。一行は新嘉坡に直航して他船に乗換へ、暹羅の首都なる盤谷府に至りて遺骨を奉じて、来る八月頃帰朝の趣にて、奉迎使が各宗派の管長を代表して、国王大臣及高僧等へ贈呈する物品は左の如し。

暹羅国王へ献上

金地芝山入花生

壺 対

白斜子袋に入、茶色紐口結び桐筐に納れ、之を復榿椀の函に入る。

平国蒔絵巻煙草函

壺 個

白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め、之を復榿椀の函に入る。

真美大観

甲乙 式 丹

紙本絹表紙上等桐文庫に納め、之を又榿椀の函に入る。

大臣僧正公使へ贈品

七宝藤模様花生

壺 対

七宝古代模様花立

壺 対

古銅象嵌花立

壺 対

古金欄廿 条袈裟

壺 局

右袈裟包縮緬紅白昼夜仕立函島桐外函共

真美観並製

五部 甲乙 十冊

物品献上台雲脚

四 台

●仏骨発見の由来〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

在暹羅 概 旭 乗 報

仏骨発見の来歴を尋ぬるに、釈尊降誕の地、迦毘羅波都を距る遠からざるピプラハワに、ベツプと云へる人あり。数年前自己の所有地内に於て、一の古墳を発見せり。而して思へらく、若し幸に墳中を発掘して遺存の物品を得る有ば、仏教史上に裨益すること

尠からざるべしと信じ、爾来熱心に穿鑿に従事し、遂に千八百九十七年に當り、地下二十呎にして果して左の物品を発見す。

(一) 石櫃一個 (二) 水晶及蠟石瓶式個 (一個は記名を有す)

(三) 遺骨 (四) 盛物皿の碎片 (五) 宝石其他裝飾品

仏教学者ホエイ氏が、記銘文研究の結果に依れば、仏入涅槃(パリンワナ)後釈迦種族中の人が奉侍せしものなることを明にせり。

発掘者ベツプ氏は之を政府に納め、且奏して曰く、一分は印度カルカッタの博物館に、一分は英国政府に、一分を発掘者自身に。而して仏骨に属する部分(彼等の意中を探るに学術上の参考材料とならざるもの、如し)を、仏教国たる暹羅国王に送呈したしと言へり。政府は発掘者の請願を容れ、其旨を暹羅王国に通知せり。

暹羅王国の奉迎

西曆千八百九十九年三月、暹羅政府は軍艦を印度に派遣して、仏骨を奉迎し来り、仮りに湄南河口の兵宮内に置き、其年五月初旬には奉安の地なるワットサケット寺院内に奉迎すべきことを、全国に向つて布告す。明くれば

五月五日朝霧、白く乾坤を閉ざせる間より、旭日赤く地平線上に掩映せるの時葉端枝頭に懸れる露滴玉の如く、光彩粲爛として万象を飾れる。折りしも警砲発、曉夢を破り歓声天地を震動す。之を国内の貴族及僧侶諸州の代表者豪族信徒等が、老幼相携へて宇宙の大覚者暗黒界の救主なる仏陀の遺骨(バロマトート)を奉

迎する現況なりとす。祭主は當国の皇太子にして、皇弟は其指揮官たり。祭礼は前後十日間に渡りて、其盛大なること、邦人の到底想像し能はざる所なるべし。

仏骨の分与

暹羅仏教徒の歡喜は、進んで自己等の光榮を緬馬及錫蘭の同教徒に分つに至れり。然れば錫蘭の知事は、仏骨奉迎につき印度總督の命令を受けて暹羅国王の好意を土着の島長に伝へたり。茲に於て錫蘭仏教徒はアマラダー、コロムボカンデーの僧侶及 Dr. W. H. De Silra I. P. 氏錫蘭仏教会の代表者として、有名なるダンマパラ氏を使節として派遣するに至れり。然るにダンマパラ氏の如きは新派の仏教徒たるの故に、旧派の人々に压制せられしのみならず、頑冥なる當国仏教徒よりも擯斥を受けたり。

同時に緬馬の仏教徒も、数十名の僧俗を派遣す。當国政府は両国の使節を国賓として優待至らざるなく、ヂヤタハナテス寺の広園へ式場を設け、王及貴族百官列座し、読経の後文部大臣兼寺院局長チャウ、ピヤバーサカラランゲ氏一場の演説を為して、肅然として緬馬より齎らせて黄金の仏龕、錫蘭より持來れる龕塔を開ひて、恭しく聖骨を分納す。此れに対してドクトル、デ、シルバ氏、錫蘭仏教徒を代表して感謝答礼の演説を為し、分与の式終りて、其翌日国王は両国の仏教徒を旧都アユチャの近傍バーンペーングの離宮に於て陪食の饗宴を開きて、遠來の勞を謝せり。

稻垣公使の尽力

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

国王は又支那仏教徒にも分与するの意ありされば、仏教国にして其分骨に預らざるものは、独り日本仏教徒のみ。爰に於て稻垣公使は建言して曰く、教義に大小乗の別ありと雖も、元より一仏の化教なり。我日本は全国民仏教徒に属して、流伝の古き千五百歲感化に沐する者数千万の上であり、聖骨を分与して信仰増進に益するの要あり。加之大小両乗の教徒合同して世界的運動を開始するの基となり、日暹両国の親交此より厚からんと王、直に氏の請を許し、且つ条件を附して曰く、聖骨分与の事や全仏教徒に身分の化益を与るにあり、故に決して一宗一派にのみ分与すべきにあらず。氏、之を諒せよと是れ稻垣氏が各宗の管長及有力者に向つて、日本仏教各派の連合を希望せらるゝ所以なり。

暹羅仏教徒が日本仏教徒に対する感情

暹羅仏教徒が頑冥の度は予想外に強く、且つ日本国に於て真宗の勢力強大なるが為め、真宗を以て直に日本仏教と速領せるの結果、日本仏教者を輕侮すること甚しく、日本仏教者を待つに僧侶と見為さず、通俗の日本人とし待遇す。然れども、一朝暹羅の法式に依つて仏戒を受け僧籍に編入せらるゝに及んでは、直に比丘たる能はずして沙弥と成るに止ると雖も、純暹羅人として待遇して優遇を与ふ。此の如くなれば、日本仏教者殊に研究者の如きは、一時通俗の日本人と成りて研究に従事する便宜なりとす。

聞くが如くんば、真宗大派の新法主を正使として派遣すと、何ぞ思はざるの甚しきや。加之真宗より先発員として派遣せる某の如きは、日暹両国人間に信望厚からざるの人なりと云ふ。是れが為

め、稲垣公使は奉迎の盛典を傷つけざらんことを苦心しつゝあり。然れば奉迎の式礼に就ひて、最も慎重なる態度を取るにあらざれば、徒に暹羅仏教徒の嘲笑を招くのみならず、南北仏教の合同の如きは到底其効果を見るに至らざるべし。

●大菩提会の設立〔明治33年6月25日 第四〇〇号〕

去る五日洛西妙心寺龍泉庵に開きたる各宗管長委員会は、将来一致協同して總ての方面に仏教を拡張し、仏骨奉迎を機会として各
国仏教徒と氣脈を通ずる機関として大菩提会を設立することを可
決し、十一日に至り遂に創立式を挙行せりと云ふ。会則下の如
し。

日本大菩提会々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き、支部を各地方に設く。

第二条 本会は積尊の遺形を奉安し、其聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するを目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが為め、順次左の事業を起す。起業方法は別に之を定む。

第一期 覚王殿建築
第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て、左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む。

一名誉会員（本会職員会の推選による者又は金百円已上を喜

捨したる者）

一 特別会員（本会職員会の推選による者又は金十円已上を喜捨したる者）

一 正会員 金一円已上を喜捨したる者

一 随喜会員 応分の金品を喜捨したる者

是れ各宗協会の変態せるものにして、其宣言や決して可ならざるにあらず。然かも堂々たる大菩提会にして、勸財を以て唯一の目的とするが如き觀あるは、仏教の為に惜まざるを得ず。

●訓示号外〔明治33年7月15日 第四〇二号〕

仏骨奉迎につきては、本宗と各宗派との關係は本紙上屢々報道し、所なるが、御聖物は愈々本月十六日長崎港に到着の筈にて、右奉迎祭典準備の為め各宗派委員九州に下り、広く自他宗寺院檀信徒につきて彼大菩提会々員募集に遊説奔走しつゝあり、為めに全地方本宗寺院等より該会加入の可否を宗務所に伺出つる向もありて、此際本宗の主持すべき方針公示の必要を認められ、這般訓示号外を發せられたるものなり。幸に本宗僧侶信徒は、徒らに美名の声に誘はれ苟合雷同以て他日の悔を招くことを避け、自主誠意敬虔の信を以て、御遺形法駕通過の沿道寺院僧侶檀信徒は適宜崇礼の意を表して、之を拝瞻せられたし。

●暹羅奉迎の状況〔明治33年7月15日 第四〇二号〕

在暹羅概旭乘氏より、宗務所への報告書面中全地にての仏骨奉迎

の消息を記せる一節に、

本願寺新門主仏骨奉迎正使として渡遅せられ候処、暹羅の政府の優待は至れり尽くせりと可申候。是日本仏教僧侶として、はなくて、有力なる紳士として待ちしものに候。親情にあらすして外交的かと存候。

路人云く、仏骨奉迎僧は唯一人なり。唯一人とは曹洞宗委員日置黙仙氏を指すなりとは云へ、暹羅上流の人士をして奉迎使の本願寺なることを知らしめ、少なくとも日本仏教界一方の羅馬法王たることを思はしめたるは事実な候。是抑も所以なきにあらず。本願寺の社交に巧みなる用意の周密なる、特に先発委員を派して他の容喙を防ぎ、贈物を厚ふして王室貴族の歓心を迎ひ、正使の如き他宗派委員の傲慢に似ず、能く人に接し通弁の如き。亦腹心の者を選びて各宗委員をして手腕を振ふの余地なからしめ、正使は日本公使館に宿し、副使は通常旅館に宿すること、他宗派委員の為に気の毒に存候。我宗の之れに倣はざりしは、生等の感喜措く能はざる所に御座候云云。

吾人は今此報を読み、転た吾人の予想失たさりに愕くの外なし。

●奉迎心得 [明治33年7月15日 第四〇二号]

各宗派が暹羅より奉迎し来れる仏骨は七月十六日長崎着の予定にて、奉迎者の心得を左の如く定めたりと云ふ。

(以下三項十一日記)

積尊御遺形奉迎者心得

一 七月十六日(新曆) 午前長崎港御着船

一 同日より十八日迄三日間、皓台寺に於て上陸大法会執行

一 七月十九日 午前長崎御発興

奉迎参列者の服制

一 僧侶は各宗派に於て、其宗派の制度に随ひ正服用のこと。

一 俗士はフロックコート又は羽織袴着用のこと。

一 婦人は白襟紋付着用のこと。

一 総てはきものは、靴若くは麻裏に限ること。

奉迎参列其他の手續

一 何人といへとも、金壹円已上寄附せしものは奉迎の式列に加はり、及び法会の節は特に定めたる場所に於て参拝することを得せしむへし。

一 奉迎参列者には一定の徽章を交附し、之を佩用せしむへし。

一 奉迎に参列せんとする者は、各地最寄の寺院へ姓名書を添へて申込まるへし。各寺院は、本月十三日迄に之を纏めて、奉

迎事務出張所へ届出らるへし。
但し本人より、直に奉迎事務所又は各宗派の教務取扱所へ申出るも妨げなし。

一 地方団体に於て参列せんとするものは、其代表者より本月十三日迄に人員及び名簿を添へて、奉迎事務出張所へ届出らるへし。

一 各宗派地方役員又は地方寺院総代等出崎の節は、直に姓名及

宿所を奉迎事務出張所へ届出らるへし。

一奉迎に関する総て金品等の寄附は、長崎市各宗派寺院若くは奉迎事務所へ申込まるへし。

●到着〔明治33年7月15日 第四〇二号〕

前項仏骨は、昨十一日長崎へ到着したる趣電報ありたり。(十二日記)

●仏骨奉迎〔明治33年7月25日 第四〇三号〕

仏骨奉迎は既報の如く、去る十一日海上無事にて長崎へ着港の上、同地の◆皓台寺に於て三日間上陸法要を修し、十五日長崎発の列車にて門司に向ひ、十六日神戸に着して熊福寺に一泊し、翌十七日大坂天王寺へ入興の後、拝迎の式典あり。十九日午前着京東本願寺に休憩の上、仮奉安所なる大仏妙法院に入り、同山の宸殿に安置するに至れりと云ふ。

●大菩提会〔明治33年7月25日 第四〇三号〕

大菩提会は既報の如く、仏骨奉迎を機として仏骨奉安の為に覚王殿と名くる殿塔を建築し、兼ねて教育慈善の事業を挙げんが為に、各宗協会の変態して起れるものなるが、今般弥々仏骨の到着せるを以て、第吉期の事業として覚王殿建築費用を兼ね、会員の募集に着手する為め、左の如きて待遇法を定めたり。

日本大菩提会々員待遇規定

第一条 本会の趣旨を賛成し、金員物品を喜捨し、会則第四条

に依り会員たる者は、左の区別に従ひ、会員證章紀念品及謝状を贈るものとす。

一名誉会員

第一種会員章及紀念品金千円以上喜捨したるもの

第二種会員章及紀念品金五百円以上喜捨したるもの

第三種会員章及紀念品金参百円以上喜捨したるもの

第四種会員章及紀念品金百円以上喜捨したるもの

一特別会員

第一種会員章及紀念品金五拾円以上喜捨したるもの

第二種会員章及紀念品金参拾円以上喜捨したるもの

第三種会員章及紀念品金拾円以上喜捨したるもの

第二条 正会員には会員章及證票を贈与し、随喜会員には識票

のみを贈るものとす。

第三条 紀念品には、別には左記の謝状を添付す。

(謝状)

茲に日本大菩提会の主旨を賛成し、金何円を喜捨せらる。依て本会規定の正条に拠り、第何種会員章及紀念品を贈り、以て其芳志に酬ふ。

明治 年 月 日

大日本大菩提会理事長 姓 名

爵 姓 名 殿

第四条 会員は随意に、覚王殿の参拝を為すことを得。

第五条 法会施行の節、会員の参拝者には相當の待遇を為すものとす。

但会員章携帯を要す。

第六条 会員には、明治三十四年四月八日より同年五月十五日に至る期間、拜瞻会及覚王殿起工式挙行の當時、汽車汽船賃の割引票并に各宗派本山の宝物拝観券を贈るものとす。

此挙に対し、本派本願寺は各宗合同の名に依て、教育慈善経営の美名の下に挙る者と雖も、之れに賛同一致する能ず。吾人は他日の悔を見るよりは、今日の憾を忍ぶを以て可とするものなり。左れば本山には、一派を代表して大菩提会加入を謝絶したるものと謂ふべし。故に派内門末にありては此意を体し、大菩提会に加入すべからずとて、當路者は左の意見を發表するに至れり。

目下僧界の墮落せる状況を見て、世間早くも推断して教界が山仕事を為すが如く云ふものあるは心外千万にして、甚だ慚愧に堪へず。故に苟くも遺弟として教を釈門に奉ずる以上は、靈骨奉迎奉安の如き。盛事に際しては、先づ金を他に募ることを為すより己れ他に先んじて金を投じ、之れを俗人の手に藉らず、僧侶自から其の奉安の殿堂を建設せんこそ望ましかれ。左れば之れを俗人より募り、七ヶ年を費して巨大の土木を起すよりは、宜しく七万の僧侶各自金二円を投じ十四万円位の殿堂を建設し、以て釈尊崇仰遺徳顕揚の実を挙げ、衆人の模範たらんことを期すべし。是本派の意見にして今回殿堂建設費に金二万円を寄附し、且つ大菩提会の組織に同意せざる所以なり。

仏骨奉迎の初志を貫徹すべし〔明治33年8月5日 第四〇四号〕

東 望 生

仏骨奉迎の事や、其真偽を調査して初めて迎ふべきか。若くは仏陀の本志は罪惡の解脱にありて遺骨の尊敬にあらざるか、予輩は之を知らずと雖も、日本仏教徒が正に奉迎の実行を勉めし所以のものは厚意の答礼と南北の聯合とに出でたるや言を待たず、暹羅王は現在の阿輪迦王なり。此仏法帰依の王にして日本仏教徒に仏骨供護の恩慶を頒たんとす。其厚意や、誠に謝するに余りあり。茲に於て大小流を分つて教範化儀を同せざるにも拘らず、幣物を齎らして航海千里、南の方、遙に盤谷の首府に至り、迎齋し來つて覚王殿内に奉安せんとす。此等慎重なる行動に依つて暹羅王の厚志に酬るの道は稍や尽せるが如し。然りと雖も奉迎使節一行の首都するや、優渥なる上下の送迎を受けたりと雖も、これ日本仏教僧侶の代表者として歓迎せられしにあらずして、有力なる紳士として接待せられたるの觀ありしと云へば、此れのみを以て果して分与の厚志に報へるや否やは知るべからず。故に此上は一層、暹羅王の厚意に酬報する方法を講究するは目下、日本仏教徒の急務なる勿らんや。

涅槃經等に二月八日、仏、入滅の化相を示し給ひし後、俱尸那羅城に於て荼毘を行ひ、摩迦陀の阿闍世等の八王、各々仏舍利を分配して国に帰り、造塔供養せることを記せり。然るに今日に至る迄、何人も此造塔の遺跡を発見せざりし所、明治三十年に至り、ピプラーヴの地に於て、八王分舍利の一なる迦毘羅の釈迦一族守

護の遺廟を発見するに至れり。此地は釈尊の生誕地なる藍毘尼園を西南に去る五里程の処に當るのみならず、遺宝中の一なる壺瓶の蓋部に一句の刻文を有せり。

『薄伽梵仏陀の遺骨を蔵せるこの聖龕は、釈迦族即、大聖（名聲高き人）の兄弟姉妹その兒子、妻室等の所有に属す。』（東洋哲学所載）

此の如く其所在の位置と云ひ、経文の記事と云ひ、全然符号する上、数多の考證を歴たる今日に於ては最早や、其真偽を疑ふべきにあらず。

嗚呼、東海の孤島、僅に記録に依て靈鷲鶴林の芳躅を憧憬するに止まり、再び仏日の恩光を拝瞻するの徳を有せざりし我等、二千年の後に生れて、たとへ、聖体に親炙するに至らずと雖も、全身碎体の真舍利に遭逢することを得たるは、我等果して何等の宿福をか植へ得たる者ぞ、覚王殿前万斛の涙を注ひて、盲亀浮木の好運を感謝すべきなり。

然りと雖も、報本反始は人情の切実なるを表するものなり。発掘の舍利は各仏教国に分布して守護供養の道を得たりとするも、全身の舍利を親瘞するの聖地、今日果して如何、皓々乎として平野、限なく、人跡杳として影を止めざるの所、千年、苔、蒸せるの古塔、狼藉として雑草の間に横り、荆棘瓦礫、道を塞ぎて野干、昼、尚ほ徘徊するが如き惨状にあらしめば、真摯なる仏教徒の感、果して如何、一毫の微も尚ほ之を尊敬し、保存するは故人に対する子孫の義務なり。是れ人情なり、況んや三界の導師たる聖体を親瘞せるの聖地なりと云ふに於てをや、思ふに墳塋は

三昧常住の室にして亦た永眠の床なり、故に之を発掘するは死者の静安を驚かすものにして、元より非礼に属す。況んや之を破壊して野犬の狼藉に任するが如きは、無情の最も甚しきものなり。

縦令へ四大解体して五蘊中有に帰すると言ふと雖も、先人の墳塋を守護するは子孫の人情にして、亦た道徳発動の源なり。

左れば巨額の資財を投じて覚王殿を建築し、報恩の道に勉むる仏教徒は須らく進んで親瘞の聖地を回復して、之を守護するの道を立てざるべからず。茲に於て覚王殿建築資金の央ばを裂ひて之を暹羅に贈り、言を附して云ふべし。『東海の大日本仏教徒謹んで暹羅皇帝に以聞す。曩者、陛下の慈恩に憑つて聖骨奉侍の恩慶を得たり。茲に於て不慳の淨財を醜して陛下の左右に致す。冀は陛下の威力を以て仏陀親瘞の聖地を回復し、遺廟守護の資に供せんことを聖鑑の至に堪へず』と。

是れ暹羅国王の厚意に酬答するの道にして、亦た仏恩報謝の尽せるものなり。想ふに覚王殿閣巍然として雲表に聳へ、群参の士女雲の如くに集りて、日本仏教の中心を為すこと恰も善光寺の如くなるに至るとするも、仏陀の廟地にして風雨の荒廢に任かすが如きは、聖骨を奉迎する者の道にあらざると云ふべし。故に覚王殿の建築に従事するものは俱に聖地回復の拳に賛成せざるべからず。自国に在るものは之を尊崇し、仏陀の墳塋は之を顧るに足らずと云ふが如きに至つては、遺弟たる者の人情にあらず。

或は仏陀伽耶仏跡興復会の成績を以て、之を難んするものあらん。然りと雖も彼れは居士輩一連の計画せる事業なりしのみならず

ず、其地は頑強なる異教徒の手に属せり。然るに此れは英国国民なるベツペ氏所有なり、加之、暹羅国の援護と威力とを待つありて、元より同日の談にあらず。英国政府も喜んで其請求に応ずるは、火を觀るよりも明なり。

此拳は善に聖地の回復に止まらずして、将来仏教徒の中心となりて南北聯合の基礎を為すに至るべし。元來聯合と云へるものは、共通せる利害の關係ありて初めて成立すべし。若し此要素を欠かば、一時聯合の形を取るに至るべしと雖も、速に解散するの不幸に陥るものとす。数年前オルコット氏來つて大に両教徒の聯合を策せるとあり。此時に當り、日本仏教徒は教義の同からざるを以て之を謝絶す。此れ初めより共通利害の關係存ぜざるに依ればなり、然るに聖地回復の事に至つては南北二教徒、等く深大なる義務を有す。教義の混一と云へるが如きは臨んで得べからざる事なりと雖も、同一仏教徒として積尊を追崇するは同一なり。故に將來、同一仏教徒として世界的事業を開始する為に、之を基礎と為すを必要とす、我等は聖地回復の拳を措ひて、他に南北を結合すべき道を知らざるなり。

嗚呼、遺廟、守らざること茲に幾世幾年、今日始めて其所在を知るに及んで、尚ほ蓬草の茂るに任かし、狐狸の窟と為して顧みざるが如きは、果して仏子の心なるか。

未聞不見の前は、之を忍ぶべし
 知つて而して後、これが守護の道を立てずんば、それ、異教徒の笑を如何せん？

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

●暹羅仏教の現況〔明治34年4月28日 第四三三号〕

概 旭 乘

静止せるの水は腐敗し易し、暹羅仏教史は外教の迫害なし。主権者の圧制を受けず、凡て逆境の風波に遭はず。今日に至りては、自活動力なき無為の教徒のみ。

彼等は政府の指揮に依りて動き、政府の命令に依りて止まる。彼等の持戒は他律的なり。彼等は政府の干渉を怖恐するが故に、持戒堅固なり。嗚呼暹羅仏教の現況、夫れ危ひ哉。一朝主権者の保護を離れ外教の迫害に遭はんか、教にして後を絶つに至らん。其の運命、恰も風前の燈火に似たりと云ふべし。

殿堂伽藍は天に聳へ、空をつき金色燦爛、昔時盛時の面影を止め、今や布教の道場にあらず。左れど一般人民の信仰は、遺傳的慣習的に隨喜渴仰の涙を仏前に注ぎつゝあるなり。

円頂黄衣の僧は途に満てとも、彼等は黄衣を着せる俳優に異ならず。彼等は習慣的不文律に依りて出家し、長きは三年、短きものは三ヶ月間の比丘にして信男信女の施物を受けつゝあれども、生涯の比丘たるもの稀なり。暹羅仏教者が仏教々理に暗き、又た此に基因す。

暹羅仏教の特色は戒律なり。暹羅仏教者は常恒に Tasinitaka の名を称すれども、實際に於て Vianga の外所依の経なし。彼等は二百二拾七戒の暹羅的比丘戒を受くと云へども、吾人は五戒たも持てるの僧あるを見ず。或る有名なる暹羅仏者、嘗て吾人に語れることあり。曰く二百二十七戒は只バーンチーのみと。バーン

チーの言適切なれ、バーンチーとは目録書に過ぎざるの謂なり。此れ暹羅仏教中、尤も有名なるマハーニカイ宗に就て見聞せるものを述べたるのみ。

タムマユワ派は之れが反動に依りて勃興し、其発達は極近年にありて純錫蘭仏教にして、マハーニカイ宗派の朝暮の勤行なく半月の布薩を挙げざるに比し、確かに仏教的道心を養ふに汲々たるもの、如し。彼等が日夜の勤行は厳格なり。半月布薩及び其中間に挙げる布薩戒は、完全にして真面目也。長老は常に比丘に向ひて、サンヅカ僧たるの資格に就き教へを加へ、一般人民にも法を施すこと親且つ切なり。されど其の勢力は未だ微弱にして、滔々たる俗物を道化するに遺憾なりと謂ふべし。

●大菩提会の発会式 (明治34年4月28日 第四三二号)

同会発会式は、去る十八日午前十時より大仏妙法院仮奉安殿に於て挙行さる。会長村田寂順師表白文を朗読し、暹羅行使は同国語を以て祝辞を朗読し、前任職北条周篤氏之を翻訳し、其他各派の管長高僧の祝文並に仏骨奉迎正使大谷光演師の祝辞代読、名誉会員総代内貴甚之助氏の祝辞あり、理事長小栗憲一氏の事務経過を報告し式を終へたるが、此式に列したるは前記人々の外同会重役、各地方員、支部長、特派員等出席し渡辺子、京都、奈良、両府県知事、各高等官、京都市長、名誉職員、京阪各新聞記者等、無慮数百名なりと云ふ。

●各宗管長懇話会 (明治34年4月28日 第四三二号)

同会は前記の如く、去る十六日午後二時より大仏妙法院奥書院に於て催ほされたるが、来会者は真宗各派管長の外相国寺、南禅寺、妙心寺、大徳寺、黄檗宗の各管長并に総持寺貫主、妙法院村田寂順の諸師一同胸襟を披き、将来仏教各宗協同一大刷新を為さんとの協議を遂げたりと云く。

●覚王殿建築地の競争 (明治35年9月7日 第五〇三号)

近時各宗派(本宗及真宗西派は加はず)が挙行せる仏骨奉迎、及び此れが奉安の堂宇たる覚王殿建築の事業程、愚にして醜なるは無からん。最初仏骨奉迎の時に當り、各宗派は奉安殿の建築と教育慈善事業を起すの目的を以て菩提会なるものを組織して、此れが経費募集を企てたり。然るに奉迎以来、茲に三週年なるにも拘らず基礎すら定らず、荏苒今日に及び稲垣公使等より注意を受くるの失態に陥れり。之を視て尾張国名古屋に於ける有志者は御遺形奉安地期成同盟会を設立し、名古屋は東西両京の間に居り殷富繁盛直に三都に亞ぎ、此地方は古来仏教有縁の境にして仏教繁昌の地なれば、仏骨奉安には適當の地なりと唱へて、各宗派間に運動して大勢名古屋に動かんとするに至れり。京都人士は之を見て俄に狼狽し、大運動に着手して夫の平安同志会は百余の学務委員、各組合に結びて檄を飛ばし、演説を開らく等百方尽力する所ありたる結果、京都の覚王殿熱は大に昂騰し、特に期日も切迫し居る為め中々の活勢を呈せしかば、名古屋派も過日京都に入り

込みて、熾に對抗運動を取りたり。之れが為に、去廿五日金光院に開られたる委員会の結果は秘密に付せられ、管長会議は予記の如く一昨日開かれたるも、何等の決定を見るに至らず。四名の委員を選びて更に調査する事となして、大に動揺しつゝ、ありと情けなき事にこそ。

●**仏骨奉安地選定各宗会議**（明治35年10月12日 第五〇八号）

去二日より京都に開会せしが、出席人員六十三名（三十三派中西本願寺出雲寺派、専門派は中立欠席、永源寺派は事故欠席）にて、議長は真言宗長宥匡、副議長に曹洞宗日置黙仙を推し、翌三日も引続き開会せしも議論紛々として決せず、遂に九名の委員に附托せり。

●**釈尊御遺形の奉遷**（明治35年11月23日 第五一四号）

覚王殿問題は愈々京都名古屋両派の感情疏通し、円満の終結を告ぐるに至り。これと同時に、大菩提会の負債を悉く償却して新旧役員の引継を了し、十五日名古屋に奉遷すること、なりたる次第は前号に略報せし所なるが、其後奉遷の実行に就き忙はしき折柄、京都平安同志会服部某外一名より、大谷光瑩三十七名を被告として覚王殿を名古屋に建設する決議無効及び仏骨に対する共有権確認訴訟を京都地方裁判所に提起し、尚ほ仏骨に対し仮処分申請をなしたる等、一小波瀾ありしも物ならず、仏骨は予定通り去る十五日午前六時半京都妙法院なる仮奉安殿を出で、八時四

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

十分七条発、別仕立の汽車にて、各宗の管長代理以下多数僧侶供奉して名古屋に向ひ、順路滞りなく午後一時卅分名古屋なる笹島停車場に到着するや、仏骨は一応構内に設けありたる仮殿に奉安し、暫時休憩の上暹羅公使は輦輿の前に、又大谷光演師は其後に供奉し、多数の僧侶、其前後を圍繞して、順路門前町なる方松寺の仮殿に入りたり。沿道は殆んど善男善女を以て充たされ、人出十万と号す。奉迎員各自順次焼香して、退散したるは午後五時頃なりしと。

●**暹羅皇太子殿下**（明治35年11月23日 第五一四号）

十二月一日晚香坡御出発にて、日本へ向はせらる。来着の上は皇室の貴賓とせられ、芝離宮を御旅館に充てらるゝ由。

●**大菩提会役員**（明治36年2月14日 第五一七号）

其本部を名古屋に移転せしより以来、会務整理の為め事務分担を協定し、同時に役員を任命を行へる由なるが、今其人名を聞くに会長大谷光演、副会長日置黙仙、会計部長中村勝契、建築部長福山黙堂、庶務部長津田日厚、会計監査部長土宜法龍の諸師にて、奉仕部長並に奨励部長の二名のみは未定なりといふ。

●**仏骨訴訟の取下**（明治36年2月28日 第五一九号）

仏骨所有権確認並に各宗派会決議無効の訴訟を提起したる服部某等は、去る廿日突然之を取下げたる由。

●**仏骨奉安地と稲垣公使**〔明治36年8月2日 第五五〇号〕

仏骨奉安覚王殿名古屋建設の議決してより既に二百余日、大菩提会の失態は徒らに朝野有志の不信用を買ひしのみにして、覚王殿建設の功何れの日に竣ふべきや未だ計るべからず。稲垣駐暹公使嘗て任地に在て、皇室よりの御下問に対し、恐懼惜く能はず竟には外交上の威信にも関すと為し、今回の帰朝を利用して事業の緒を開かんと期し、過般滞京中それぐ、尽力するところありしが、去る廿一日名古屋に赴かれ、日置菩提会副会長と共に徳川侯爵を訪問してその尽力を求め、翌日又深山知事青山市長その他二三の有力者を訪問し、更に同日同地の信徒百余名と前津小林東陽館に会見して、談合するところありたりと。尚ほ公使は近日清韓漫遊の途に上り、帰朝後名古屋に於て各宗管長会議の開会を調べ、該殿建築の基礎を確定すべき筈なりといふ。

○**日暹寺創立認可**〔明治36年10月25日 第五六一号〕

名古屋市に建立する覚王山日暹寺創立の出願は、内務省宗務局にて願書調査の結果去十四日認可せられたるが、同願書に調印せる宗派は天台宗、同寺門派、同真盛派、真言宗、浄土宗西山派、臨濟宗妙心寺派外十七宗にして、日暹寺は右廿三宗派に共属するものなり。同寺の寺法として制則十六個条を定め、住職は任期を一ヶ年とし、前記天台宗座主乃至真言律宗管長の順序を以て任命し、其下に執事一名、理事二名を置いて庶務を処理せしめ、又信徒互選に依り信徒総代十名を置く外、関係宗派一千ヶ寺に一名の割

合を以て評議員を選出し評議員会を組織し、財産管理の方法及び毎年度の収支予算を協定せしめ、尚ほ同会に顧問三名を関係宗派管長の中より選出し、顧問は寺門の内外を協商して財法二途の円満を計らしむるに在り。該制規は宗教局に於て調査中なるが、遠からず認可せらるべく、関係各宗派は近日名古屋に宗派会を開きて創立事務協定の由。

●**日暹寺の創立に就て**〔明治36年11月1日 第五六三号〕

日暹寺創立許可になりたるを以て、稲垣公使は之れを暹羅国への土産として、去る廿日出発帰任の途に上りたり。其際全寺創立同盟宗派管長二十三名、連署を以て暹羅国宮内大臣へ宛てたる別紙の如きを稲垣氏に托したり。

大日本仏教各宗派管長等仏祖照鑑の下に、謹て一書を裁し 大暹羅国皇帝陛下に伏奏するの光栄を有す。去る明治卅三年六月十五日恩頒を辱ふせし釈迦牟尼仏の御遺形并に金像仏を奉安の爲め、今回尾張国名古屋市附近田代村の勝地を撰んで奉安殿を建築することに決定し、既に日本政府の許可を得て寺号を覚王山日暹寺と称し、奉安護持し永く貴国皇帝陛下恩頒の慶を不朽に伝へ、以て仏教各宗派及信徒等報恩謝徳の意を尽さんとす。伏て願くは、下名等の贊実なる誠意を諒し、貴国皇帝陛下に可然御執奏あらむこと冀望の至りに耐す。依て茲に、下名等は謹んで大暹羅国皇帝陛下の万歳を奉祝し、倚て閣下に対し満腔の敬意を表す。

大日本明治卅六年十月廿日

各宗派管長

大暹羅国皇帝陛下

宮内大臣

●**仏骨の差押**〔明治36年12月27日 第五七一号〕

京都と争ひ、終に名古屋市万松寺に仮安置せる仏骨は徒に紛議の種を増すのみにて、寄附金も片端より費消して、此程開会せる各宗管長会議も不得要領に了り、又復京都に於ける負債始末の轍を繰返すに至り、一箇月六十円の約定を以て貸渡したる万松寺の借料さへ已に八百円も始滞り居る始末なるより、任職吉川義直師は去十六日を以て仏骨差押への手続に及べりとぞ、実に末法澆季の世なる哉。

●**日暹寺遷仏式代拝**〔明治37年11月27日 第六一九号〕

兼て愛知県愛知郡田代村月見阪敷地に新築中なりし釈尊御遺形仮奉安殿覚王山日暹寺は先頃落成し、去る十五日遷仏式執行せられたれば、本宗管長親下は稻生第四教務所長をして代拝献供せしめられたるが、當時の状況を略報せむに、十四日奉遷会事務所に於て諸般の打合せを了し、本宗の参拝當日なる十六日正午に市内寺院住職参拾余名、教校教職員学生全員千種町観音堂に集合し、零時三十分御代拝、以下人車三輛、外は徒歩にて一時日暹寺に着、一時十五分昇殿法要を修し終て阿川観道、石川廓然二氏演説し、

吉水徳成氏説教を為し、全く終了したるは午後四時三十分なり。當日微雨ありしにも拘はらず、参拝人約参百五十名にして盛大なりしと云ふ。

△**妙心寺事件の予審決定**〔明治37年12月11日 第六二二号〕

宗教界近来の一問題として世間の視聴を聳動したる、妙心寺前議事前田誠節全会計部長積等顧等の疑獄事件は屢々記載の如く、予て當地方裁判所浅見予審判事の担当にして審理中の処、愈々去る二十五日を以て予審終結し、該決定書は去る廿八日を以て掛り検事及各被告等に送達したるが、被告前田、積、片山、樺井の四名は私印盗用、公私文書偽造行使詐欺取財として當地方裁判所の重罪公判に付し、又尾木は偽證罪として、石田は罪證隱蔽及偽證罪として、何れも全裁判所輕罪公判に移されたり。尤も前田以下三名は重罪の由。

〔日蓮宗〕「日宗新報」

●仏舎利の奉安所に就て〔明治33年3月28日 第七三六号〕

（極めて公平に其位置を撰び、極めて之を莊嚴せよ）

千有余年仏陀の慈光に撰取せらるゝ日本仏教徒たるもの、仏舎利の奉迎に就て、如何ぞ至誠極敬を以てせざるものあらんや。南北仏教中教義發展上に於て、最高位にある所謂大乘有縁の日本仏教徒、焉そ仏骨の分与を得て歡喜踊躍せざるものあらんや、其仏骨の真偽の如き、固より知り易からざるもの。豈に焉ぞ其真偽を問はんや。西暦一千八百九十七年、英人ピップ、其所有なる釈尊降誕の靈地カピラバストを距る數哩の地ピプラハーに於て、一個の古墳を發掘すること二十呎にして一大石窟を得たり。中には遺骨、及多くの寶石等の莊飾品を蔵す。其水晶に文字を彫刻せしものは、最もピップ及人々の注目する所なりし。便ち博士ホイー氏に翻訳せしめしに、果して釈尊火葬の後、其兄弟の保存せし靈骨なる旨を審にせり。ピップ、之を私宝となすに忍びず、英政府へ納め、且つ之を四分して、一分は印度カルカッタの博物館に、一分は英政府に、一分は發掘者に、一分は暹羅國に分配せん事を望む。爾後仏骨の暹羅國王に送呈せらるゝや、本年一月緬甸、錫蘭の道俗三十余人就て分与を請ひ、吾公使稲垣滿次郎氏亦た暹帝に奏して分与を得るに到れり。茲に於て稲垣公使は書を各宗管長に致し、奉迎の事を告げ、在暹磐谷府の遠藤某は、各宗の巨刹或は

学林に向て、南北仏教通好の動機たるを訴ふ。茲を以て仏教徒中の有志家は、亦た奉迎に至誠極敬を致すべきを説く。仏舎利の吾國に入る寔に喜ぶべし、之を迎ふるに誠敬を以する勿論なり。而して南北仏教の、之によりて氣脈相通するに到るあらは幸福なるべし。吾人は此等に就て言はず、吾人はこの神聖なる仏骨は如何なる位置に之を奉安すべきやに就て、卑見を吐露するを敢てせざるべからず。窃に聞く、稲垣公使より仏骨分与の報一度ひ吾國仏徒に伝はるや、各宗の野心家は之を私して自家の古蹟名山中に収め、此神聖を壟斷せんと企てつゝありと。或は曰く、比叡山は本邦最古の名山にして諸宗の淵源する所なり、故にこゝに奉安すべしと。果して事實なりとせば、其心情の卑劣なる言語に絶ゆ。堂々大乘仏教徒にして一ピップ英人に若かずと、曰は、南北仏教の聯絡も到底望なしとせざるべからず野心あらんものは、先づ之を捨てよ。是れ第一に、仏骨奉迎に就て誠敬の欠缺せるを自白するものなるを知らずや。

仏骨奉安の地は奈良にあらず、西京にあらず、比叡にあらず、高野にあらず。將に永平あらず、三縁にあらず、豈夫れ本願寺と曰はんや。大日本皇帝輦轂の下、大日本の首府東京の外にあるべからざるなり。仏陀は仏教の本主なり、仏陀の眼中各宗各派あるなし、仏陀は決して各宗の仏陀にあらざるなり。仏陀の靈骨は、論師人師の私に成せる一宗派の歡迎と専有とを許さゝると共に、一宗派の私宅たる或寺院に奉安するは、直に其神聖を冒瀆するものなり。吾人は断言せざるべからず、奉迎せる仏骨は之を首府の中

央に地を卜し、日本仏教徒の全力を集めて新一寺を建設し、輪奐善美を尽し、世界宗教寺塔に卓絶せる莊嚴を為せる殿堂に奉安し、以て其神聖を光輝し、以て四海の渴仰を集注せしむべしと。若夫れ斯の如く為す能はずんば、其神聖を冒瀆するに終り、遂に世界の胡盧となり果てんのみ。請ふ仏骨を迎へて、却て不敬を来すの愚を為す勿れ。至誠止まず歡喜祭へ難きの余り、切に當事者に望むこと爾り。

●**釈尊の遺骨**〔明治33年3月28日 第七三六号〕

昨年(明治32年)の春英領印度政府は、釈迦牟尼仏降誕の靈地たる「カピラワソツ」を距ること凡そ數哩の「ピプラワ」ひ地主英人ピツプなるもの、数年前所有地内に於て発掘したる釈尊の遺骨を暹羅國王に分贈したるが、同國王陛下には今回右聖骨の一部を頒ちて、是を我國仏教徒に贈与の御沙汰あり。同国外務大臣より磐谷府駐劄我帝國全權公使稻垣滿次郎に向け、右聖旨を傳達したる由にて、公使は去月十二日附を以て、我仏教各宗管長に向け奉迎に関する熱心の書状及聖物発見の由来書を發送し、仏骨申受けの爲め適當の委員數名を撰抜して、速かに派遣すべき旨を促し来りたる由。其發見由来書、左の如し。

(前文略す) 小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、基、所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に亘りて、尚數億萬の信徒を擁す。若し夫れ、一朝好機の乘ずべきあり。此等南北両仏教の一致を計り、數億萬の信徒凝

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛するを得べく、仏教如斯にして、二十世紀文化の上に一大光明を發揮すべし。仏教徒の天職、亦実に之に存する事と信候。誠に之を小にして日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏教の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にして、諸氏等先進の責任、亦是に在りと信候。

而して小生は今諸氏と共に、仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ピルラハラに於てピツプ氏の發見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物(發見の記事別項御參照相成度候)をば仏教国唯一の獨立国たる當國王陛下に贈呈し、當國王陛下亦空前の盛式を以て

之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の兩地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回當國王陛下、亦た聖物の一部を我國仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て、仏界一新の好機となすは即ち、此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの、如何に、教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける、黄金龕中基督磔刑の古針が、常に巡拝の善男善女をして歡喜の涙を墮さしむ

るが如き。或は「クリミヤ」の大戦、亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き。所謂聖地聖物なるもの、如何に、欧米基督教国の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

這回の事実に、仏教界空前の盛事たり諸氏宜しく、此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち、仏界一振の盛挙に出でられん事熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より、派遣委員に対して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨、特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より、可成高德博学にして、英語を能くする仁数名を委員に御撰び相成、至急御派遣相成度候。敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅國磐谷府日本帝國公使館

稲垣満次郎

聖物発見の由来

積尊降誕の地カピラブツを距る數哩「ピブラハワ」に、地主ピツ氏なるものあり。数年前、適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を發掘せば何等か仏界に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之か發掘に従事せし

が、ペツペ氏の熱心遂に空しからず、地下二十呎にして仏教界に一新時期を画すべき、一大発見を為すに至りぬ。其發掘せし品々は一、石櫃一個二、水晶及蠟石瓶二個中一個は言銘せり三、遺骨及遺灰四、塗灰及木皿の破片五、寶石其他裝飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスタチの収税官ラマサンカー氏に報じ、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏、ペツペ氏の書を領するや、氏は直に之を熱心なる仏教学者博士ホペー氏に対し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上言の遺物は積尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明にせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌 博士ホペー氏の論文あり。又「ロイヤル、アダアチック、ソサイチー」の報告書に、ペツペの見物発見に關する記事あり。就て見らるべし。

● 仏骨奉迎に就て (明治33年3月28日 第七三六号)

左の如く、暹羅國磐谷府在留の遠藤竜眠氏より、池上學林へ宛て申告されたり。先づ仏骨発見の由来を述べ、次に

(前略) 茲に於て我日本公使稲垣満次郎氏は、暹羅皇帝に上奏して曰く、我日本帝國は仏教渡來後、茲に千有余年上王皇より下庶人に至る迄、仏陀大悲の慈恩に薰習せざるなり。其教義發達の点に至ては、南北仏教中一大高位にあるや世界各國の許す処にして、上下一致同奉の仏教國たるに依り、冀くば同仏教國

の好を以て分与あらば、我同胞の大幸何ぞ是に過んと奏問整回、遂に今回王命を以て分与の確報を得たり。是れ偏に公使の周旋多きに依ると雖とも、亦我神州の国威と我仏教界の実力、偉大なる然らしむる処たるや明なり。然らば我日本仏教徒の任や重く、実や大なることは増々明なり。暹羅国皇帝の勅命は、日本仏教一部に分与するにあらずして、其仏教全般へ分与せらるゝものなるが故に、日本仏教者は一大協同し、宗の内外を問はず各々其信徒を誘ひ、尤も偉大なる奉迎式を挙げざる可からず。此事や、前来陳ぶる処の南北仏徒合同一団の導火線にして、世界全仏教徒同盟の嚆矢たり。(中略)

又我国仏教徒は、暹羅王室より幾多の厚意を受けつゝあり、初めには暹羅の一大蔵経を我国各宗本山に奉納せらる。其後二三の僧侶、此地に止るあり。(現に二人の留学僧あり) 且つ又た、仏骨の分与を受けることを得る。此厚意に対して、我日本仏教徒人大に酬ひざるを得ざる義務を有せり。特に今回の如きは、南北仏教徒中最第一位にありと常に自負せるに、愧ぢざるの責を拏ざる可らず。将来人智の発達に、共に各自分業を旨とし、或は印度錫蘭に入りサンスクリトを学習するもの、或は暹羅に來りパリーを学ふるの、年を逢ふて増々多からん。或は更に印度暹羅の仏徒にして日本に至り、日本仏教の如何を研究するもの生ぜん。是将来の想像にあらずして、現今其緒に付きつゝあり何れの点よりするも今回の件は、彼我同盟の第一着歩として逸す可からざる好機会たり。如此に機会を根底と為し、

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

将来暹羅を南北仏教の中央府となし、一方には緬甸錫蘭に入り、一方にはアンボラヤ、安南、老撾、西藏、カシユミル、フタンクシニムより更に転じて南方支那の一帶に及び、北方は日本を本部と為し、蒙古朝鮮より支那本部に入り氣脈相通し、朝にはヒマラヤの山頭に雲を起したには、蒙古の沙原に雨を降らすに至らば、豈亦一大快事ならずや。不肖遠藤竜眠、誰而大日本帝国愛國護法の士に稟告す。

● 仏骨奉迎に就て (明治33年4月28日 第七三八号)

本紙は嚮に論ずる所あり共、奉安所は極めて公平の場所を撰ぶべきを告げたるが、東京なる某老僧正は曰く、之を東京附近の好地を卜して奉安し、以て陸海軍忠死者の仏式追祭場とすべしと。某僧都は曰く、仏骨は各宗派の私する如き形蹟を避くる為め、富士山中の良地を撰ひ、こゝに奉安すべしと。然り到底神聖なる仏骨は、各宗派の壟断を擅にするを許さざるなり。

● 仏舍利奉迎てふ事に就て (明治33年5月8日 第七四〇号)

窪山松隱

頃日吾宗の代表者田村師を始め二十余の大徳等京都妙心寺に委員会を開き、釈尊御遺形奉迎協議案なる者を議したり。爾して真言宗の小林栄運氏は、仏骨の真偽を調査せん事を望み、仏光寺派有馬憲文氏は之れを駁し両説議論ありしも、終に各宗派は奉迎使七人を派遣の事を決議せし由に聞く。亦奉安所の撰定に就ても種種

議論あるべしと雖も、本邦三府の中京都の如きは、仏宗の府として嵯峨の世尊寺に仏舍利を安するを始として諸本山に奉安するあり。大坂の如き舍利寺既にあり、サレハ今回の仏舍利にして真の世尊の御遺形ならんには、東京に奉安して暹羅国帝陛下の原意を表し、永く首府に安置して金剛の光明を仰ぎ奉る可きなり。

爾るに爰に考慮すべき事あり。即ち聖物発見の由来書なる物之れなり。若し研究せずして直ちに信せば、唾羊の見を脱れざるへし。依て東流の経々と事実とを対照せんも、復無益の業に非るへし。依て左の項を追て双照せん。

一 聖地の実在

二 発掘の品別

三 記銘の実否

四 仏骨の鑑査

之れなり。先づ聖地の実在を尋ねるに、釈迦方志西域記等の類多々あれども、印度は変革多き地なれば、能々簡括すべきなり。雪山の北香山の東、即迦毘羅波羅なり。斯は地史学上誤りなかるへし。然れども、仏蹟としては疑ひ無き能わざるなり。二に発掘品質、是れ第一の疑点なり。世尊涅槃の當時、遺骨即ち舍利と遺灰と、別処に奉安せし事実之れあり。

後分大般涅槃經に曰く、迦毘羅等七国王臣不_レ果_三所願_三必懷_三悲憤_三慨恋_三而還_三各至_三本邑_一咸遣_三使臣_一同詣_三拘尸_一再_三求舍利_一乃至爾昨拘尸那城七軍圍遶為_三舍利_一敵各欲_三奪取_一爾時大衆中有_三一_一波羅門姓煙_一在_三八軍中_一高声大唱拘尸城諸力士主聽_三仏無量劫積

善修忍諸君亦常聞_レ讚_三忍法_一今日何可_レ於_三仏滅後_一為_三舍利_一故起_レ兵相奪_三諸君當_レ知此非_三敬事_一舍利現在但當_三分作_三八分_一諸力士言敬_三如來議_一爾時姓煙波羅門即分_三舍利_一以為_三八分_一乃至爾時拘尸城諸力士得_三第一分舍利_一即於_三國中_一起_レ塔華香妓樂種々供艱波肩羅婆国力士得_三第二分舍利_一還_レ歸起_レ塔種々供養師伽那婆国拘樓羅衆得_三第三分舍利_一還_レ歸起_レ塔種々供養阿勒遮国諸刹帝利得_三第四分_一還_レ国起_レ塔供養毘毘国諸婆羅門得_三第五分舍利_一還_レ国起_レ塔種々供養毘離国諸黎車得_三第六分_一還_レ国起_レ塔種々供養遮羅迦羅国諸积子得_三第七分舍利_一還_レ国起_レ塔華香供養摩伽陀主阿闍世王得_三第八分舍利_一還_三王舍城_一起_レ塔華香妓樂種々供養姓煙波羅門得_三盛_三舍利_一瓶_一還_三頭那羅聚落_一起_レ塔華香供養必波羅延那婆羅門居士得_三炭還_レ国起_レ塔供養爾時閻浮提中八舍利塔第九瓶塔第十炭塔如_レ是_三分布舍利_一事已

又

東晋法顯訳大般涅槃經に曰く八王歡喜奉_三授金瓶_一彼婆羅門受_三諸金瓶_一持以還_レ歸於_三高楼上_一而分_三舍利_一以与_三八王_一于時八王既得_三舍利_一踴躍頂戴還_三於本國_一各起_三兜婆_一乃至於闍維処合_三余灰炭_一而起_三兜婆_一如_レ是_三凡起_三十処兜婆_一

又

般泥洹經に曰く於時八国得_三仏八分舍利_一各還_レ起_レ塔皆甚嚴好乃至舍利八分有_三八塔_一第九豐塔第十炭塔第十一灰塔以上小大三經の文證を例挙するに、斯の如く遺骨の舍利は八強国に分ち、八舍利塔を建設し、別に灰炭の塔を起て供養せし事、

明々赫々なり。亦白法祖訳の仏般泥洹經に、道士取_レ炭香華供養復有_二遮迦人_一来索_二舍利_一曰_レ已分唯有_二余灰_一可_二自往取_一乃至_二仏泥洹_一後作_二八宗廟_一第九瓶塔第十炭塔第十一灰塔等の文あり。何れにしても、金剛不壞の仏舍利と灰炭とは異処に安置せし事明かならん。三に記銘の実否なり。斯は仏学博士ホエー氏の精究して翻訳せしものとせば、疑ひなかるへし。然るに往々、喬答摩喬曇の音訓を違へるあり。即ちコトマは男性に名附、コトミは女性なり。亦東流の經中、瞿曇の文字多しと雖も、世尊は釈氏を以て本性の如く得意する者多く、西漸の經復コトマを以て仏姓と成すか如き事ありて、爰にマとミの音を違へば男女を異にするあるおや。現に宋の法雲編の翻釈名義集すら、之れを別たす。復た右印度文字の事に於てや、亦世尊の兄弟サカヤス云に附ては復た研究を要するあり。

仏本行集經に曰く、輪頭檀王為_二菩薩_一故憂惱所_レ逼聚_二集積種諸眷屬等_一而告_レ之_二諸眷屬輩汝等須_レ知我子悉達既出家已我亦不_レ欲_レ勉_二其王位_一亦復不_レ用_レ戴_二此天冠_一汝等誰能受_二此王位_一者我當委付拜即灌頂授_二与天冠_一乃至爾時輪頭檀王及諸積種一切眷屬即將_二王位_一及以_二天冠_一付_二与積童婆提利迦_一而灌_二頂之_一即ち此の婆提迦は世尊の後嗣なる事明かにして、然も肉弟には非す。同經に、有積童子其人名曰_二婆提唎迦_一其母名曰_二黑瞿多弥_一とあれは、大愛道尼の喬曇弥とは別人ならん。其證は喬曇弥清淨にして夫なし云とあれはなり、サレは爰にサカヤスなる者は、只釈氏一族の其一人ならんか。

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

亦仏說大愛道般泥洹經並に仏說淨飯王般涅槃經等に因るに、皆闡維して厚く供養せし事實あり。此は皆釈氏の葬送せし事跡あれば、或は今回の遺骨なるは此の類には非ざるなきか。又仏舍利塔の变革せし事實を調ふるに、

阿育王經に曰く於_二一切衆生_一施_二与無畏_一時王生必欲_二廣造_二仏塔_一莊_二嚴四兵_一往_二阿闍世王所起塔処_一名_二頭樓那_一至_二已令_レ人壞_二塔取_二仏舍利_一如_二是次第乃至七塔皆取_二舍利_一乃至又言国有_二三種小中大_一若国出_二千万両金_一者是_二処起_レ起_二一王塔_一乃至我欲_二於_二一_一日_二一念中起_二八万四千塔_一一時俱成而說偈言

於_二先七塔中_一取_二世尊舍利_一我孔雀姓王 一日中造_二作_二八万四千塔_一光明如_二白雲_一

時諸人民謂為_二阿育法王_一一切世人而說_レ偈言

大聖孔雀王 知_レ法大饒益 以_レ塔印_二世間_一 捨_二惡名於地_一 得_二善名法王_一 依_レ法得_二安樂_一

前掲中七塔中云云とは、八塔の中第一塔、羅摩村の塔は竜神の守護し吝む故に壞らざりしなり。是に知る仏舍利は阿輪迦王の當時、斯の如くなりしおや。四に仏舎利の鑑査には既に定論あれは、喋々を待たざるなり。

爾して妙心寺會議は、現今の有名なる大徳の議論あり。殊に仏学博士の研究あり、暹羅帝の鑑識を得、稲垣公使の熱心の周旋に成りしものなれば疑ふべきに非と雖も、疑は信の本との言葉に因みて、四方の大徳に教を仰ぐにあり。亦た法華經法師品の不須復安舎利の文に迷ふ者にも非ざるなり。後分涅槃尸棄大梵の偈に曰

く、願依^二舍利^一得^二解脱^一と。能作天の偈に曰く、唯願法宝舍利光照^レ我令^レ脱^三三有^二苦^一と。樓逗尊者の偈に曰く、舍利慈光撰^三我等^一と。仏舍利は久遠劫來積功累徳の所依止にして、世宝の及ふ可き処に非ず。サレバ此広功大徳の舍利をも安んぜずして法華経を奉安せねとあればこそ、倍す法華経の妙は顕著なるなり。依て舍利の妙徳を仰くの大事なるを懐ひて一言せんのみ。余病褥にありて筆自由ならず、推読の幸を得は欽喜せんのみ。本年四月廿八日認む。

●仏舍利奉迎使の消息〔明治33年6月28日 第七四五号〕

奉迎正使大谷光演師を始め一行は、去る十二日を以て暹羅国盤谷府に安着せられ、十四日国王陛下に拝謁し、同く十五日を以て御遺形分授の式を終り、十九日盤谷府解纜の便船にて帰朝の途に着かるゝ旨、奉迎事務所へ電報ありし由なれば、七月十二三日頃には帰朝せらるべしと、曾て本紙の報ずるが如く。當府は奉迎使一行帰途印度へ廻航し、積尊成道の靈跡をも巡拝し、八九月頃の予定なりしが、昨今清国の動乱等種々の障碍もあり、且印度はベスト流行し居れば、一と先帰朝する方然るべしとの事に決し、直に帰朝の電報ありしなりといふされば、奉迎事務所にてはこれが奉迎準備に大變動を生じ、去る二十一日入電以来委員諸師は事務所詰切り協議を凝らし、俄に職員を増加し夜を日について準備に忙はしと。

●暹羅皇太子の來朝と本門寺〔明治35年12月15日 第八三五号〕
明十六日同皇太子殿下の御來朝につき、本門の教主釈尊を安置せる大本山本門寺にては末寺檀信徒をして歡迎旗押立大森駅に歡迎し、猶可成御來山を請ひ、大皇釈尊の尊像を拝せしめ結縁なし奉らんとて、夫々準備中なり。

●仏骨を餅につくは兎に角〔明治35年12月29日 第八三六号〕

なまの法主を餅につく本願寺の紛々も コネドリ加減宜しく候か、漸く下火と相成候様子。買取されたるか新聞には出されど、東京にある両本願寺大学の紛擾は油々敷騒ぎに候。

●暹羅皇太子殿下へ御遺文献上〔明治35年12月29日 第八三六号〕

殿下が去十六日午後入京相成るや、各宗は新橋へ奉迎し、本宗よりは管長代理として久保田日龜大僧正を始め、脇田星下貫首、遠藤宗務監督、花房教務課長は停車場プラットホームまで迎へ奉り、池上本門寺、荏原郡寺院、第一区中小檀林師徒一同、郡内信徒数百名は各奉迎旗（長さ三丈余）を樹て、大森停車場にて奉迎せり。前輯に報せし如く、本門寺にては殿下の來山を仰ぎ奉る筈なりしも、其意を果す能はざるを以て、高祖遺文録へ優美なる錦欄表装を施し、其筋の手を経て殿下に献上したり。

仏骨奉置所覚王山日暹寺同盟住職二就テ〔明治37年2月1日〕

第八七六号〕

大石 養 淳

仏骨奉置所たる覚王山日暹寺は、各宗派每一ヶ年の交番住職する盟約成りしとは吾人既に耳にする所なり。然れども當時以為曩の眠れる本宗なれば、知らざるも今や教権擴張宗風日新の本宗にて、且つ當時の玉座に在ます前管長猥下にして、必ずや是れが同盟に加はり玉ふ謂はれ有るべからずと。然るに今にして同山住職輪番表を見るに、明かに本宗の同盟しつゝあるを知り、大に喫驚す。則ち其順次、左の如しと云ふ。

一天台座主○二天台宗寺門派○三真盛派○四真言宗長者浄土宗西山派○五臨濟宗妙心寺派○六同建長寺派○七同円覚寺派○八曹洞宗○九真宗大谷派○十同高田派○十一興正寺派○十二同仏光寺派○十三同出雲路派○十四同誠照寺派○十五同三門派○十六同山元派○十七日蓮宗○十八時宗○十九融通念仏宗○二十法相宗○二十一華嚴派○廿二真言律宗以上

是其立教開示の順序に依りて、如斯定めたりと。嗚呼、此表を見る真の本宗徒たるもの、夫れ如何の感慨ある。仮令ひ各宗交際は免れざるものとせんも、开は事情に依てのみ一々各宗と伍を同ふすべけんや。況んや是等の大事に當りてをや。抑も仏骨奉迎の當時より種々議論ありし本宗にして、今や此等交番住職に同盟するの理由あらんや。吾人は彼の立教開宗の順序に依りて、本宗が殆ど末番に位するを以て嫌ふて、是を歎く者に非るなり。仮令ひ開

各宗の機関誌における仏骨奉迎の記事について

宗の順次に由らずして、本宗管長を劈頭第一に住職せしむるも決して喜ばざるのみならず、歎て以て惜かざるなり。由来本宗は宗齡若く寺院少なきも、一切各宗の上に出でん事を期しつゝある而已ならず、一天四海還皆帰妙の精神は、苟も宗徒たる者の脳髓に少なくも宿らざるなく、万事の態度必ず是を表しつゝあり。故に宗徒の三才童と雖も、自から此氣風を存し、各宗の人を蔑視すること糞土の如し。聞く古は同座無間の強義すら有りと。猶且つ久遠親師の伝等を読む者、争てか宗的精神を味はざるものあらんや。然れども、物換り星移りし現今の時勢に於て、一々古代の如く行つて出づる能はざるは勿論にして、各宗に対する世間的交際、又無くして可なるを得ず。吾人元より、偏頗る理想を以て斯く言ふ者に非ず。又各宗交際を世間的不得止を以ての故に、吾人又是を忌まざる也。宗務院費に、各宗交際費なる者あるを知らざるにもあらざるなり。併ら其交際たるや、是れ世間的交際にして法門上、教義上、法要上の交際にあらざるや論なし。覚王山同盟住職の如きは、敢て世間的交際にあらざる也。仮令ひ此一事同盟せずとも、其他の交際に悖らずんば毫も支悟無き也。然れども吾人は仏骨に輕想を抱く者に非ず。仏祖の真骨素より是を拝するだも難し。況や求て吾国の宝と為すに於てをや。故に吾人は本邦仏教の爲め、斯真骨を迎へ得たるを喜びしと共に、覚王山建築をも忌みしに非る也。由来本宗は、久遠実成の積尊を立つ。其積尊も即ち彼の八十入滅の仏身を離れて、別に無きを以て彼の仏身の真骨なりと聞き、而も其奉置所と聞く元より、敬して喜ばざるに

非る也。然れども各宗の輪番と聞くに至ては、毫も服する能はず。却て笑止千万、言ふ所を知らざる也。嗚呼、權実雜乱糞憎一味の不浄処には、仏陀決して在まざる也。明かに仏自住大乘と宣言し玉へる仏陀をして、各宗交番の所に置く何ぞ兒戯にも劣るに非ずや。其斯く宣言し玉ひし梵音は、何れより出しか。同じく此奉置せる乃ち、昔し生身中に在ませし真骨を痛めて揚言したまへるに非ずや。予は今左に立證を挙げ、以て本宗の斯る雜乱的骨奉置所に与かるを要せざる旨、及此大事に於て各宗交際の為なりとて輪番任職に同盟する等は、多大の謗法なりとの旨を明かにせん。

身延山御抄録内誠に身延山之栖は、ちはやふる神もめぐみを垂れ天下りまします無心しつもの男しづの妻までも心を留むへし。哀を催す秋の暮には、草の菴に露深く、檐にすだくさ、かにの糸玉を連き、峯の紅葉いつしか色染め、たえたえに伝ふ懸桶の水へ影を移せば名にしおふ、竜田河の水上也かくやと。疑れ又後ろには峨々たる深山そびえて、梢に一乗の菓を結び、下枝に鳴く蟬の音滋く前には、湯々たる流水湛へて、実相真如の月浮び、無明深重の闇晴て、法性の空に曇もなし。かゝる砌なれば、菴の内には、昼は終日に一乗妙典の御法を論談し、夜は竟夜要文誦持の声のみす。伝聞く釈尊の住給けん鷲峯山を、我朝此砌に移し置ぬ。(下略)

日興上人の上野公を使者として波木井殿へ送りし書には、一閻浮提之内に日本国日本国之内甲斐国甲斐之内に波木井郷は、久遠実

成の釈迦如来の金剛宝座也。天魔波旬も不可惱とす、上行菩薩日蓮上人の御靈窟怨靈惡靈もなだむべし。天照大神之御子孫之中、一切皆念仏を申して背くは不孝也。適入道一人法華經を如説に信じ進せて候はいかでか。孝養の御子孫に不候らん法華經此所より、弘らせ給べき源也。(以下略)

師、弟御真跡如斯。此他此意味に於ける者、枚挙に遑有らざる也。

夫れ本宗の総本山身延は、久遠実成三徳有縁此土教主釈迦牟尼仏の棲神法窟也。全世界無比の奉置所也。相性体の三、法報応の本有三身を具し玉へる、釈尊の在ます靈地なり。何ぞ一片の真骨を問ふの愚を欲すべけんや。然れとも覺王山の真骨若一たび身延の靈地に転置せば、是真の仏骨にして無価の宝珠も是に替ゆる事能はず。一片の骨忽ち三十二相八十種好の本形仏と転ずる事、何ぞ疑ふべけんや。然らずして權実雜乱の覺王殿内に置かる、仏骨は、些の仏骨たるの価直を有せず。却て遂に魔骨と化し、覺王殿又忽ち變じて伏魔殿たるべきや論なし故を以て、是が同盟を約せし本宗の今より十有八年に迫り一ヶ年間住職せる當時の管長猥下は、実に謗法の罪人たるを免れざる也。加之現今是に同盟しつ、ある本宗は、既に宗祖の本意を枉げ仏祖の真意に背き、且つ法華經の本性に違ひつ、あるを以て、謗法の渦中を免がれんとして能はざる也。依て望む、今や拳宗の興望を以て新任し玉へる現管長猥下 高椅に着かせ玉ふて、未だ数日ならざるを以て、則ち此新機を幸とし、茲に英断を振はせ玉い、潔よく此汚穢極まる謗法同

盟を解き、宗貌を一洗し玉わんことを。

或人曰く、覺王山日暹寺とは少しく本宗に由縁のある名義なりと何ぞや斯言、蓋し日暹寺とは日本と暹羅の両国名の一字を取りしや、言を俟たざる也。若是を以て本宗に由縁ありとするは、所謂まぐれあたりを喜ぶ者也。愚者と言はずして何ぞや。